

官報

号外 平成二十五年二月十四日

○第一百八十三回 衆議院会議録 第六号

平成二十五年二月十四日(木曜日)

平成二十五年二月十四日

午後一時本会議

○本日の会議に付した案件

裁判官訴追委員辞職の件

裁判官訴追委員の選挙

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

地方財政審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

公安審査委員会委員長及び同委員任命につき事後の承認を求めるの件

原子力規制委員会委員長及び同委員任命につき事後の承認を求めるの件

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案(佐田玄一郎君外十三名提出)

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

午後一時三分開議

○議長(伊吹文明君) まず、本会議の定刻を守るようにしてください。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)
平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(伊吹文明君) 裁判官訴追委員辞職の件

裁判官訴追委員を許可したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) お諮りをいたします。
裁判官訴追委員森英介君から、訴追委員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 異議なしと認めます。よつて、許可することに決りました。

裁判官訴追委員の選挙
検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

地方財政審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

公安審査委員会委員長及び同委員任命につき事後の承認を求めるの件

原子力規制委員会委員長及び同委員任命につき事後の承認を求めるの件

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案(佐田玄一郎君外十三名提出)

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

○越智隆雄君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊吹文明君) 越智隆雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成二十五年二月十四日

平成二十五年二月十四日 衆議院会議録第六号

裁判官訴追委員辞職の件 各種委員等の選挙

次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に

石破

茂君

野田 聖子君

高市 早苗君

二階 俊博君

後藤 斎君

及び 小沢 錢仁君

を指名いたします。

〔賛成者起立〕

原子力規制委員会委員に更田豊志君を

任命したことについて、申し出のとおり事後の承

認を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君

私は、自由民主党、民主党・無

所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの

党、日本共産党、生活の党を代表いたしまして、

ただいま議題となりました北朝鮮による三度目の

核実験に対する抗議決議案につきまして、提案の

趣旨を御説明申し上げます。

○議長(伊吹文明君)

起立多数。よって、いずれ

も承認を与えることに決まりました。

次に、

地方財政審議会委員に鎌田司君及び熊野順祥君を

任命したことについて、申し出のとおり事後の承認を与えるに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君)

起立多数。よって、承認を

与えることに決りました。

地方財政審議会委員任命につき事後の承認を求める件

を

任命したことについて、申し出のとおり事後の承認を与えるに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君)

起立多数。よって、承認を

与えることに決まりました。

地方財政審議会委員任命につき事後の承認を求める件

任命したことについて、申し出のとおり事後の承認を与えるに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君)

起立多数。よって、承認を

与えることに決まりました。

(号外)

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に對し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従つて速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、我が国の安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるべきである。

さらに、国連安保理決議二〇八七号を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、国連安保理理事国に対し行動を促すとともに、新たな制裁措置を含む安保理決議が具体化されるよう努力すべきである。また、北朝鮮に対する制裁の徹底及び追加的制裁など断固たる措置を引き続き実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もつて国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に

○議長(伊吹文明君) 採決いたします。

ただいまの抗議決議案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致、異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまの御決議に對しまして、所信を申し述べます。

今回、北朝鮮が核実験を強行したことは、北朝鮮がミサイル能力を増強していることとあわせ考

えれば、我が国の安全に対する重大な脅威である、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認できません。

また、今回の核実験は、国連安保理決議に明確に違反するものであるとともに、日朝平壤宣言や二〇〇五年九月の六者会合共同声明にも違反し、北朝鮮との対話を通じた問題解決に向けた動きにも逆行するものであります。

北朝鮮に対して厳重に抗議し、断固として非難します。

政府としては、引き続き、国連安保理が決議第一〇八七号を踏まえてさらなる制裁決議を採択す

ることを含め、米国、韓国を初め、中国、ロシアなど、国際社会と連携して対処していきます。

また、我が国として、独自の制裁を直ちに決定

したところですが、さらなる対応について、今後

の北朝鮮の対応や国際社会の動向などを考慮しつつ、検討してまいります。

委員長の報告を求めます。予算委員長山本有二

君。

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

平成二十四年度特別会計補正予算(第1号)及び同報告書

予算(特第1号)、平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長山本有二

君。

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

平成二十四年度特別会計補正予算(第1号)及び同報告書

予算(特第1号)、平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長山本有二

君。

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

平成二十四年度特別会計補正予算(第1号)及び同報告書

安心・地域活性化に係る経費を計上することとも、国際分担金などのその他の経費を計上する一方、既定経費の減額を行うこととしております。

また、歳入においては、税収及び税外収入の増収を見込むほか、前年度剩余金受け入れを計上すとともに、公債金の増額を行うこととしておりま

す。歳入においては、税収及び税外収入の増収を見込むほか、前年度剩余金受け入れを計上す

とともに、公債金の増額を行うこととしておりま

す。歳入においては、税収及び税外収入の増収を見込むほか、前年度剩余金受け入れを計上す

とともに、公債金の増額を行うこととしておりま

す。歳入においては、税収及び税外収入の増収を見込むほか、前年度剩余金受け入れを計上す

官 報 (号 外)

復興予算につきましては、東日本大震災復興特別会計への繰り入れを計上する一方、その歳出を賄うため、給与改定臨時特例法等に基づく国家公務員等の給与削減相当額を減額することとしており、歳入面におきましては、前年度剩余金受け入の経費を追加し、その財源として、年金特例公債を発行することとしております。

これらの結果、平成二十四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに当初予算から十兆二千二十七億円増加し、百兆五千三百六十六億円となります。

関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても、所要の補正を行うこととしております。この補正予算三案は、去る一月三十一日本委員会に付託され、二月六日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌七日から質疑に入つたもので、一般の補正予算に対する評価、安倍内閣の経

濟財政政策、TPP交渉参加への見通し、東日本大震災被災者への支援、外交・安全保障問題などについて、熱心に質疑が行われました。質疑の詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。かくして、昨日質疑を終局し、本日、民主党・無所属クラブ及びみんなの党から、それぞれ、平成二十四年度補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算三案及び両動議について討論、採決を行いました結果、両動議はいずれも否決され、平成二十四年度補正予算三案は賛成多数をもつていざれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 補正予算三案につき討論の通告があります。順次これを許します。奥野総一郎君。

〔奥野総一郎君登壇〕
○奥野総一郎君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、平成二十四年度補正予算案について、反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず申し上げたいことは、本日、この場において採決が行われることについて、私は、時期尚早の感が否めません。

今、日本は、デフレを脱却し成長軌道に乗ることができるのか、それとも、一千兆円を超す借金を抱え沈没するのか、まさに瀕戸際にいます。五兆円を超える公債を発行し、財政健全化を犠牲にして組む補正予算でもあり、失敗は許されません。

予算委員会では、さまざまな観点から問題点が指摘されており、この補正予算が真に我が国経済の再生に結びつくものなのか、一層の審議が必要です。

このような段階において本日の採決を決めた与党の国会運営については、非常に残念であると言わざるを得ません。

まず、補正予算に対する基本的な立場を申し上げます。

今、我が国にとって、デフレからの脱却と景気回復が最優先課題であり、一定規模の補正予算が必要であることについては、我々民主党も認識を共有しております。

ただし、補正で行う事業は、単に需給ギャップを埋めるだけではなくて、経済を成長軌道に乗せる、乗数効果の高い事業でなければなりません。

民主党政権では、昨年七月に日本再生戦略を取りまとめましたけれども、その趣旨は、将来の我が国を支える成長分野を明確にし、財政規律を守りながら、その成長分野に予算、税制、規制改革などの政策資源を重点的に投入していくというものでした。

このスタンスに立つたときに、やはり今回の補正予算にすべきであります。

今回の補正予算には、この日本再生戦略に掲げた事業等に多くの予算が配分されており、この点は評価させていただきます。

しかし、この予算には、それを上回るリスク、問題がたくさん内包されています。

官 (号) 外)

我々民主党政権下においても、予算の財源には非常に苦労をいたしました。財政健全化目標を達成するために、国債の発行を毎年度四十四兆円以下とする中期財政フレームを堅持するために、既存予算の振りかえを行うことや、あるいは行政改革に必死に取り組むことで、財源を何とか捻出しでまいりました。

しかし、安倍内閣がこのたびの補正予算を組むに当たり、そのような努力をした形跡は全く見受けられません。

さきに我が党の岸本周平議員が代表質問で指摘したとおり、そもそも、補正予算は財政規律が甘くなりがちであり、せつからく借金をして財源をつくつても、ばらまくことにしかならない。一千兆円を超す借金が積み上がった要因がこの点にあることを、政府は自覚すべきであります。

経済対策の大義名分のもとで安易に公債発行に頼る安倍内閣の姿勢には、強い違和感を覚えます。

その上、政府・与党は、来年度の当初予算について、借金が税収を上回るような異常な事態を回避したと喧伝しておられるようですが、この補正予算において、五兆円を超える公債を発行し、ばらまき予算を前倒しで組んだからこそ、平たく偽装であります。

次に指摘するべきは、その内容です。

緊急経済対策と銘打ったその内容の多くは、結局、公共事業を中心としたばらまきでしかありません。

社会資本整備交付金、防災・安全社会資本整備交付金、農山漁村地域整備交付金、この三つの交付金は、いずれも公共事業に関連するものです。我が党はその積算根拠と事業内容を精査しようといたしましたけれども、具体的なことは、地方が作成する計画を待たなければわからないとのことでありました。

補正予算は、原則として年度内に執行するべきものでありますけれども、これでは、年度内執行などできるはずもありません。それが、なぜ、緊急の経済対策として今年度の補正予算に計上されているのであります。年度内執行が困難ならば、来年度当初予算に計上すべきではありませんか。

問題は、それだけではありません。

この補正予算には、新たに創設された約一・四兆円の地域の元気臨時交付金が含まれていますけれども、これは、補助事業の地方負担分のおよそ八割から九割を肩がわりすることを原則として、さらに、使い切れない金額については基金として積み残すことができる、究極の、これまでにない、ばらまきの補助金であります。

その一方で、民主党政権下で行われてきた一括交付金を廃止することを決めています。

これは、我々民主党が政権担当時に取り組んできた地域主権改革の流れに大きく逆行するものであります。言いかえれば、地方がみずから判断で自由に使える予算を取りやめにし、再び国が使途を決めるひもつき補助金を復活させるということであり、霞が関主導の中央集権政治、利権政治を復活させる手法にほかなりないものであります。

これこそ、まさに、古い自民党政治の復活の象徴ではありませんか。

さらに申し上げれば、政府・与党は、この補正予算によって復興を加速させると意気込んでおられます。むしろ、逆効果となる懸念すらあります。

昨今の建設業界は、資材、機材の不足に加えて、労働者の賃金が上昇し、人手不足になっています。

こうした状況のもとで、安倍内閣が全国に巨額の公共事業予算を実施するという方針を示した結果、被災地では、これまで復興に当たっていた業者が、機材や人員を引き揚げ、地元に戻るという事態が生じています。

これでは、復興の加速どころか、むしろおくれてしましますだけであります。

これまで述べてまいりましたように、このたびの補正予算案には、非常に多くの問題があります。

したがって、昨日、我々は、予算委員会において、補正予算の組み替え動議を提案いたしました。

その内容は、これまで申し上げたことを踏まえ、復興・防災対策と暮らしの安心・地域活性化対応する、地方の元気臨時交付金六千九百四十二億円を削減し、この削減に伴つて不要となる建設公債についても、一兆八千九百五十九億円の発行を削減するものであります。

しかし、残念ながら、我々の提案は、先ほど、予算委員会において否決されました。

冒頭申し上げたように、日本は、デフレを脱却し成長軌道に乗ることができるのか、それとも、一千兆円を超す借金を抱えこのまま沈没するのか、まさに瀬戸際の位置におります。

財政健全化とデフレ脱却、景気の回復の二兎を追うという困難な経済、財政のかじ取りを行わねばならないこの局面で、後世に禍根を残すような、ただ規模が大きいだけでばらまきの予算に賛成することは、到底我々にはできません。

我々は、この補正予算には反対をいたしますが、我が国経済、財政の再生を目指す思いは、政府・与党の皆さんと同じであります。

どうか、我々の指摘に耳を傾けられ、来年度予算についてもいま一度御検討いただきことを期待して、私の反対討論を終ります。

御清聴まことにありがとうございました。

(拍手)

○議長(伊吹文明君) 岩屋毅君。

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 自民党中央委員会議題と

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となつております平成二十四年度一般会計補正予算、平成二十四年度特別会計補正予算、平成二十四年度政府関係機関補正予算、以上三案に対しま

して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国経済は、今、大きな試練に立たされております。円高、デフレ不況が長引くことで、名目GDPは三年前の水準とほぼ同じ程度にとどまり、製造業の競争力は低下、貿易赤字も拡大しています。

安倍政権誕生以降、円高傾向は急速に緩和され、株価も、衆議院解散の日の約九千円から、一万一千円台へと急速に回復しておりますが、若年雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感を払拭できない状況も継続しております。

こうした中、安倍総理は、所信表明演説において、我が国にとって最大かつ喫緊の課題は経済の再生であるとの認識を示され、政権の最大の課題として、頑張る人が報われる社会の再構築を掲げられました。大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略という、三本の矢で経済の再生を推し進めることを宣言されたのであります。

その上で、年末年始を返上し、一月十一日には緊急経済対策を決定、続く一月十五日には補正予

算を概算決定するというスピード感を持って、日本経済再生のために全力を注いでござりました。

本補正予算は、その緊急経済対策を実施する裏づけとなるものとして、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化という三つの分野を重点分野として、十分な予算措置を講じております。

本補正予算を一刻も早く成立させて、被災地の方々はもとより、全国民の皆様のもとに届けるこ

とが、さきの総選挙において政権を託された私ども政権与党の責務であり、さらに言えば、国公としての責務であると考えます。

以下、補正予算案に賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、本予算案が、円高、デフレ不況を脱

し、日本経済を再生するに十分な規模を備えており、なおかつ、我が国が早急に対応すべき分野に重点化した、めり張りのきいた予算となつていてあります。

デフレ不況が長期化し、景気の先行きに対する懸念がくすぶる中、必要な施策を総動員し、景気を強力に押し上げる補正予算が、今こそ必要であることを強調します。

第二に、この補正予算には、速やかに効果を上げていくための工夫が盛り込まれております。

具体的には、公共投資の中で、道路を初めとする既存インフラの老朽化対策など、ニーズが高い、早期に執行可能な工事、事業に重点化してい

ること、さらに、電気自動車のインフラ整備やマ

ンションの節電化のための導入補助、官民共同研

究の実用化など、市場の拡大につながる施策を盛

り込んでおり、早期に経済対策の効果が発現する

ことです。

第三に、本予算案が、地方を視野に入れた補正予算となつていています。

賛成する第三の理由は、都市部だけではなく、地方を含め、全国を視野に入れた補正予算となつ

ていています。

例えば、交通インフラの整備については、災害

に強い道路ネットワークの整備、地域の公共交通

の活性化が盛り込まれております。また、農林水

産業の基盤整備や商店街の活性化、さらに、地域

の需要を創出するための中小企業、小規模事業者

による試作品の開発支援なども取り組むこととさ

れています。

具体的には、被災者の定住促進や雇用基盤の再

生、命と暮らしを守るインフラ再構築を初めとす

ります。

以上、本予算案に賛成する主な理由を申し述べました。

被災地の復興と日本経済の再生に向けて、もはや一刻の猶予も許されません。その認識は、ここにおられる議員各位に共通のものと信じております。

今国民が求めているのは、決める政治の実現であります。決めるべきときに決めて、行つてこなかつたことが、政治への不信を生んでまいりました。これは、当時の与野党双方に責任がありますのであり、今もそのことに変わりはありません。私どもは、お互いに、その反省と認識に立たなければなりません。

今、久方ぶりに、この国に夢と希望がよみがえりつつあります。その期待を現実のものにしていくことが、目下の国政に与えられた最大の使命であり、そのことに与党も野党もありません。

その最初の仕事が、この補正予算を一刻も早く成立させ、着実に執行していくことあります。

満堂の議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

る減災・防災対策、iPS細胞を用いた再生医療研究の加速などの研究開発、イノベーションの推進、さらに、中小企業、小規模事業者への支援を始めとする成長による富の創出、安心できる医療体制や子育て環境の整備、地域の特色を生かした地域活性化を始めとする暮らしの安心、この三つの分野に特化した予算となつていてあります。

さらには、今回、地方の資金調達への配慮と、緊急経済対策の迅速な実施を行う観点から、地域の元気臨時交付金を創設し、公共投資に係る地方の負担を大幅に軽減することとされています。

これによって、都市部だけではなく、地方を含めた均衡ある発展と成長を期すことができる考

えます。

○議長(伊吹文明君) 井坂信彦君。

(井坂信彦君登壇)

○井坂信彦君 昨年末に当選いたしました井坂信彦です。兵庫一区です。

みんなの党を代表して、今回の補正予算に対する反対討論を行います。(拍手)

金融緩和、財政出動、そして成長戦略の、三本の矢が必要だということについては、みんなの党も同じ考え方です。

一本目の矢、金融緩和は、みんなの党が二年半前の参院選のときからデフレ脱却政策の真ん中に掲げてきました。金融政策が後戻りしないよう、放った矢が抜けないように、みんなの党は、日銀法の改正まで提案をしております。

二本目の矢、財政出動についても、みんなの党は、昨年秋に十兆円規模の大型補正予算を提案しました。ただし、今回の補正予算は、矢を放つべき方向が違ひ過ぎる。安倍内閣の財政出動は、余りにも公共事業に偏り過ぎています。

三本目の矢、成長戦略は、みんなの党的マーンテーマです。中でも、総理が最重要だとおっしゃる規制改革は、自民党の支持団体や集票マシンを敵に回すような厳しい話です。安倍政権が三本目の矢を本当に放てるのか、総理の実行力が試されます。

それぞれ懸念はあるものの、三本の矢に総論賛成をしているみんなの党が、なぜ今回の補正予算に反対せざるを得ないのか。それは、実施する事

業の選定が余りにもすさんだからです。

例えば、農業関係の独立行政法人は、当初予算の何十倍もの補正を組んで、建設国債を発行して、不要不急の施設建てかえを二十カ所もやる。

そもそも、インフラの維持補修で人命を守るために言いながら、公共事業のうち、老朽化対策の費用はわずか四分の一、残り四分の三は新規の公共事業ということが、みんなの党の予算の委員会審議で明らかとなっています。

借金をして新規の公共事業をばらまく、これでは古い自民党政治そのものです。

ほかにも、林業対策といつて、当初予算五億円の事業に五百五十億円の基金を補正で積む。この事業が、昨年十一月に会計検査院から費用対効果について指摘を受けたにもかかわらずです。

また、農林中金の本来業務である農林水産業の経営支援のために、農林中金OBが社長を務める別組織に百億円の追加出資をする。みんなの党が批判する、天下り先をふやす官民ファンの典型的

予算委員会の限られた時間で、一部の事業をピックアップして調べただけでも、おかしな事業が次々と出てまいりました。

例です。

日本を長期的に稼げる国にするために、今回の補正予算には反対し、今後とも、政策重視の是々非々・提案型で頑張ってまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、山田宏君。

(山田宏君登壇)

○山田宏君 日本維新の会の山田宏です。

私は、日本維新の会を代表し、今上程されましたが平成二十四年度補正予算案三案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

今日の我が国の喫緊の課題は、経済の再生ですか。停滞と衰退を続けてきた国民生活や企業活動

わけではないという答弁もありました。

大型補正の総額ありきで、中身を各省庁に任せた結果、意義や効果や緊急性に乏しい事業が数多く紛れ込んだのではないか。

みんなの党は、このような補正予算に賛成することはできません。

ではどうするのかという対案は、予算組み替え動議として既にお示しをしてあります。

景気刺激効果が限定的な公共事業は老朽化対策と震災復興に集中し、そして建設国債の発行額も抑えます。また、無責任体制になつて損失を出しやすい官民ファンではなく、設備投資を促す自由化制度など、減税型の財政出動で広く景気刺激効果を出していく。

みんなの党は、日本を真の成長軌道に乗せるための提案と連携を惜しみません。

日本を長期的に稼げる国にするために、今回の補正予算には反対し、今後とも、政策重視の是々非々・提案型で頑張ってまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

以下、本補正予算に賛成するに当たり、何点か指摘しておきたいと思います。

まず、今般の補正予算のうち、政府の緊急経済対策に関する財政支出は十兆二千八百十五億円にも達します。仮に本日衆議院を通過しても、参議院での審議日程を考慮すれば、成立は、早くても一月下旬。したがって、年度末までわずか一ヶ月余りの時間しか残されていない中、十兆円を超える

財政支出を実際執行することは不可能で、十兆円

を超える予算の大半が来年度に繰り越されることを見越して編成されたということになります。

そもそも、十五ヶ月予算と政府みずから称するならば、本来は、来年度予算も補正と同時に国会に提出し、十五ヶ月予算全体としての一体審査、一体採決という審議プロセスとすべきではなかつたか。あえて指摘しておきます。

また、予算の繰り越し問題は、国のレベルにとどまりません。

地方自治体向けの交付金のうち、主なものだけでも、地域の元気臨時交付金一兆三千九百八十億円、防災・安全社会整備交付金五千四百九十七億円、農山漁村地域整備交付金千六百五十億円など、いずれも地方公共団体での予算の執行まで相当の手続や時間のかかるものばかりで、その上、地方自治体は年度末の執行ができないので、地方自治体の事情ではないのにもかかわらず、各地方自治体がそれぞれの国の出先機関に事業ごとの詳細な繰り越し手続を進めていかなければなりません。

これは、おかしいでしよう。石原、橋下両代表を初め首長経験者が多く所属する日本維新の会としては、この点を指摘し、安倍総理、麻生財務大臣から、今回の補正予算の執行に当たっては、簡易な書類への統一や、地方自治体に図面等の提出を求めないことなど、事務手続の簡素化の趣旨を各省庁に要請する旨、改善の

約束をいただきました。

これは、ただでさえ忙しい年度末の全国の自治体にとって朗報であり、無駄な人的、物的、時間的なコストを削減でき、地域住民にとつてもよかつたと、評価したいと思います。

次に、先般概算の閣議決定がなされた来年度一般会計当初予算のプライマリーバランス赤字は二十三・二兆円。実は、今年度一般会計当初予算の

プライマリーバランス赤字は二十二・三兆円で、当初予算ベースでいえば、約九千億円のプライマリーバランスの悪化と言えます。

とはい、民主党政権では、基礎年金国庫負担三分の一に必要な経費一・六兆円を交付国債で賄うこととしていたため、その分、表面上のプライマリーバランスが小さく見えたのも事実で、これは一種の数字のごまかしで、その分を加えれば、実質は二十四・九兆円の赤字となります。

一方、財務省は、来年度一般会計当初予算フレームに関する資料の中で、今回の補正予算で交付国債二・六兆円をつなぎ国債に変更したこと、で、今年度一般会計予算の補正後のプライマリーバランス赤字は二十四・九兆円と明示した上、こ

れと来年度一般会計当初予算の赤字二十三・二兆円と比較すると、来年度は一・七兆円の改善と説明しています。

しかし、これも、国民をだます、数字のマジックとしか言いようがありません。

第一に、自民党政権が、今回の補正と来年度予算を合わせて十五ヶ月予算と称し、先ほども指摘したように、今回の大規模補正の大半を来年度に繰り越すことを見込んでいるならば、今補正予算のプライマリーバランス赤字約五兆円を来年度当初予算の赤字二十三・二兆円に上乗せすべきである結果、来年度一般会計の実質的なプライマリーバランス赤字は二十八・二兆円となり、民

主党政権での実質的な赤字二十四・九兆円よりもさらに三・三兆円悪化していると、正直に国民に開示すべきではありませんか。

第二に、これらのプライマリーバランスに関する数値は、あくまで一般会計に限定したものでしかありません。実際には、東日本大震災復興特別会計で発行する復興債も意図的に除外されています。だけでなく、来年度国債整理基金特別会計で七兆円の積立金を取り崩すことも全くカウントされていません。

一方、デフレからの脱却、そして景気回復を目指す財政政策を実施し、金融政策の効果を織り込んだマクロ経済政策を総合的に行っていくためにも、予算ベース、決算ベースの双方で、我が国の公会計制度を発生主義、複式簿記による財務諸表の作成、開示が実施されています。

現在、日本維新の会は、他党とも協議し、従来の現金主義、単式簿記による公会計制度を発生主義、複式簿記に改め、バランスシートを初めとする予定財務諸表を作成、開示するという、予算編成の仕組みそのものを大改革する法案を準備しています。

さて、今回、七十歳から七十四歳までの高齢者の医療窓口負担における軽減措置がさらに継続されることになりました。そのための予算措置として一千八百九十八億円が計上されていますが、これこそ、世代間格差が拡大する中での若者へのさらなる負担の押しつけで、年齢による一種の差別ではありませんか。早期にこの不正常な状況を正すべきです。

我が国の危機的な財政状況を一日も早く正常な姿に戻すためには、国家の資源配分、所得再配分、景気調整を目的とする予算編成自体に、発生主義、複式簿記による公会計制度を組み込まなければなりません。

ればなりません。

残念ながら、財務省の作成している国の財務書類は、決算ベースのみで、それも、会計年度から一年近く経過して作成、開示されるにとどまっています。このように国の会計が単なる決算の見せ方の工夫にとどまっているのは、財務省が、最大の権力の源泉である予算編成権を死守するためしかありません。

イギリスやニュージーランドを始めとする公会計制度改革の先進国では、既に、予算ベースでの発生主義、複式簿記による財務諸表の作成、開示が実施されています。

また、TPPへの交渉参加は、安倍総理は、我が党を初めとする質問にお答えになられたよう

に、来る日米首脳会談で一定の感触が得られ

ば、自民党内の反対や業界団体の反対に臆することなく、早期に交渉のテーブルに着くことを総理みずからトップの判断で決することこそが国益であり、その上で、反対論については交渉の中反映させる努力をし、また、必要な対策を考えるべきことを、強く要請いたします。

最後に、今後、我が国が眞の意味で国際競争力を強化し、付加価値の高い生産の増大を図るために、これまでの長い、先送り、決められない政治でこびりついた、既得権益の塊である業界団体等の無数のタコつぼ組織をたき潰して、徹底的な規制緩和と新規参入規制を撤廃していくほか我が国が進む道はありません。

経済活動の自由と機会の平等を保障し、成長するアジアを中心とした世界の市場に打って出る成長戦略を勇気を持って実行することこそ、我が国にとって喫緊の課題であります。

日本維新の会は、強く賢い日本を築いていくために、安倍政権のこういった取り組みを十分注視し、今後も、是は是として、否は否として、精緻で建設的な議論を開いていくことを改めてお約束し、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、二〇一二年度補正予算三案に反対の討論を行います。(拍手)

本補正予算は、自民、公明両党が政権に復帰し

て初めて編成した、十三兆円にも及ぶ巨額のものであります。

今国民が求めているのは、いかに、所得をふやすか、安定した雇用で人間らしい暮らしを保障するか、デフレ不況から脱却し、庶民増税なしに財政再建への一步を踏み出すかであります。

ところが、本補正予算は、そのようなものになつております。以下、四点について指摘します。

第一に、安倍内閣による緊急経済対策を実行するためという内容は、旧来の大企業支援策と国债増発による公共事業の復活そのものです。

もちろん、公共事業の中には老朽化対策など当然のものもありますが、全体として、景気回復にはつながらず、国民に巨額の負担を押しつけることになります。

大企業の身勝手なリストラ、賃下げをやめさせ、内部留保の一部を賃金と雇用、中小企業に還元し、国民の所得をふやして、経済の好循環の突破口を開くこそ必要であります。

第二に、復興対策では、津波により被災した持ち家住宅のうち、集団移転事業の対象にならないものについて被災自治体が住宅再建を支援できる施策を盛り込んだことは、切実な要求を反映したものと言えます。

しかし、今被災者が痛切に求めている、住宅再建支援金の五百万円以上への増額、半壊以上への対象拡大、中小企業グループ補助金の大幅な拡充、国の全額負担による医療、介護の減免措置の

再開などは、盛り込まれておりません。

第三は、基礎年金国庫負担の財源一・五兆円をつなぎ国债で確保するとし、その償還財源は消費税増税で賄うとしていることであります。

物価を上昇させる政策を進めながら消費税増税を実施すれば、国内需要と消費を一層冷え込ませ、被災地の復興の妨げにもなることは明らかであります。消費税増税実施の中止を、改めて、強く要求するものであります。

第四に、軍事費は、補正予算では過去最大の二千百二十四億円を計上し、PAC3ミサイルの取得など自衛隊の体制強化を盛り込む、異例の予算です。

周辺諸国との軍事的緊張を高め、東アジアの平和的環境づくりに逆行すると言わなければなりません。

以上、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 村上史好君。

〔村上史好君登壇〕

○村上史好君 生活の党の村上史好です。

私は、生活の党を代表して、政府提出の二〇一二年度補正予算三案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

生活の党も、景気対策の必要性については認めました。

まず第一に、補正予算案では、アベノミクス

の、十兆円という規模が先行した財政政策のもと、その大半を占めるのが公共事業であります。

しかし、この五兆円の公共事業の中身は、十分に精査もされず、緊急性や必要性に疑問符がつく事業が盛りだくさんとなっています。本来であれば二十五年度の本予算で措置すべき予算を初め、前政権で削減された事業を復活させ、公共事業の大盤振る舞い予算であり、夏の参議院選挙を意識した、先行投資のようなものになっています。

既に年度末を控えて事務手続、事業の消化も難しいこの時期に大規模な公共事業を打ち出すこと自体、全く理解できません。

また、財源についても、野党時代には民主党政権に財源は財源はと事あるごとにかみついておきながら、あっさりと建設国債の大量発行に踏み切ってしまう傲岸ぶりを發揮しています。財政規律もあつたものではありません。

勝てば官軍とは、よく言ったものです。大勝にあぐらをかき、好き勝手を始めれば、国民の支持も、早晚、転落していくことになるでしょう。大勝した者、強い者ほど、人のことを思い、国民生活に心をいたさなければなりません。

安倍総理の誠実そうな慎重姿勢の陰で、古い自民党が悪知恵を駆使して幅をきかすようになれば、国民が泣くことになります。言行一致の政治を望みます。

次に、基礎年金の国庫負担三分の一の実現と称し、二兆五千八百四十二億円の年金特例公債の発行が含まれています。

この特例公債の償還財源は消費税増税分であり、まだ実施の判断もされていない増税を財源と

することは許されません。しかも、償還財源が明確だということで、国の借金にカウントしないというのは、粉飾そのものです。

このような消費増税を前提とした予算には、生活の党は断固反対をいたします。

さらに、消費税増税が組み込まれている景気対策を幾ら行つても、景気の好転は望めず、税収増も見込めないことは明白です。（発言する者あり）

○議長（伊吹文明君） 静粛に願います。

村上史好君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願いをいたします。

○村上史好君（続） 結局、本補正予算は、国民生活の立て直しや回復にはほど遠い内容の予算だと指摘し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（伊吹文明君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（伊吹文明君） 橋正予算三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君） 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○越智隆雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊吹文明君） 越智隆雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君） 御異議なしと認めます。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君） 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長平井たくや君。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長（伊吹文明君） 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君） 起立多数。よって、本案はも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

する資金供給を促進するために必要な業務等を追加とともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、法律の題名を株式会社地域経済活性化支援機構法に改めるものであります。

第二に、特定事業再生支援会社に対する出資等の業務を追加するものであります。

第三に、地域経済活性化支援機構による再生支援決定等の期限を平成三十年三月三十一日までとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、二月十三日本委員会に付託され、本日、甘利国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔本号末尾に掲載〕
委員長の報告を求めます。総務委員長北側一雄君。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君） 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長（伊吹文明君） 採決いたしました。
本案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資

○越智隆雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊吹文明君） 越智隆雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君） 御異議なしと認めます。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君） 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長（伊吹文明君） 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔本号末尾に掲載〕
委員長の報告を求めます。総務委員長北側一雄君。

官報(号外)

本案は、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として千二百四十四億円を加算するほか、今回の中止予算により増加することとなる平成二十四年度分の地方交付税二千九百六億円につきまして、普通交付税の調整額の復活に要する額七百七億円を除く二千百九十九億円を同年度内に交付しないで、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするものであります。

本案は、昨十三日本委員会に付託され、本日、新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十四分散会

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十四年における通信傍受等に関する報告

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

渡海紀三朗君

蘭浦健太郎君

野田毅君

熊田裕通君

船田元君

原田憲治君

若宮健嗣君

大塚高司君

前原誠司君

小川淳也君

大塚高司君

若宮健嗣君

熊田裕通君

野田毅君

蘭浦健太郎君

渡海紀三朗君

原田憲治君

船田元君

小川淳也君

前原誠司君

大塚拓君

蘭浦健太郎君

三〇三若宮健嗣君

原田憲治君

三〇四田中良生君

船田元君

三一二德田毅君

前原誠司君

三九六坂井大見正君

大塚高司君

三九七城内実君

前原誠司君

四六・坂井学君

大塚高司君

四七〇城内実君

前原誠司君

(理事補欠選任)

大塚高司君

一、去る六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事長妻昭君(理事泉健太君去る一月十七日委員辞任につきその補欠)

理事山田宏君(理事岡敏英君去る一月十八日委員辞任につきその補欠)

予算委員

大塚高司君

辞任

前原誠司君

うえの賢一郎君

渡海紀三朗君

石崎徹君

蘭浦健太郎君

小林茂樹君

前原誠司君

平成二十五年二月十四日

衆議院会議録第六号

議長の報告

塩崎 恭久君

中山 泰秀君

西川 公也君

西銘恒三郎君

船田 元君

高木 宏壽君

石破 茂君

門 博文君

宮内 秀樹君

小林 茂樹君

牧原 秀樹君

富路 和明君

若宮 健嗣君

岸本 周平君

辻元 清美君

原口 一博君

浮島 智子君

佐藤 英道君

大串 正樹君

高木 宏壽君

宮内 秀樹君

大串 博志君

大串 健介君

中川 郁子君

寺島 義幸君

奥野 総一郎君

中川 郁子君

小島 敏文君

山田 美樹君

佐藤 毅之君

寺島 義幸君

大串 博志君

大串 健介君

中川 郁子君

池田 佳隆君

石崎 徹君

石破 茂君

加藤 寛治君

門山 宏哲君

菅家 一郎君

小島 敏文君

中山 泰秀君

西銘恒三郎君

船田 元君

牧原 秀樹君

若宮 健嗣君

宮内 秀樹君

小林 茂樹君

塩崎 恭久君

西川 公也君

小池百合子君

奥野 総一郎君

後藤 祐一君

寺島 義幸君

石井 啓一君

輿水 恵一君

佐藤 英道君

大西 健介君

後藤 祐一君

原口 一博君

浮島 智子君

佐藤 英道君

大串 博志君

石井 啓一君

輿水 恵一君

佐藤 英道君

大串 博志君

小島 敏文君

山田 美樹君

佐藤 毅之君

寺島 義幸君

大串 博志君

大串 健介君

中川 郁子君

池田 佳隆君

石崎 徹君

石破 茂君

加藤 寛治君

門山 宏哲君

菅家 一郎君

小島 敏文君

宮内 秀樹君

奥野 信亮君

塩崎 恭久君

西川 公也君

白石 徹君

今野 智博君

武井 俊輔君

新谷 正義君

藤井比早之君

木内 均君

大西 健介君

新谷 正義君

奥野 総一郎君

後藤 祐一君

豐田 真由子君

大岡 敏孝君

小林 鷺之君

宮崎 謙介君

大岡 敏孝君

武部 新君

大岡 敏孝君

武部 新君

大岡 敏孝君

武井 俊輔君

佐々木 紀君

國場 幸之助君

武村 展英君

佐々木 純一郎君

白石 徹君

中川 俊直君

木内 均君

今野 智博君

佐々木 紀君

山本 幸三君

岸本 周平君

辻元 清美君

中山 成彬君

大西 健介君

泉 康太君

鈴木 望君

江田 康一君

亮君

小宮山泰子君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

宮本 岳志君

笠井 亮君

うえの賢一郎君

武村 展英君

細田 健一君

塩崎 恭久君

小池百合子君

中根 康浩君

後藤 祐一君

豊田 真由子君

大西 健介君

新谷 正義君

奥野 総一郎君

後藤 祐一君

寺島 義幸君

白石 徹君

坂本祐之輔君

重徳 和彦君

玉木雄一郎君

岸本 周平君

後藤 祐一君

中山 泰秀君

宮川 典子君

船田 達夫君

中川 俊直君

福田 達夫君

宮川 典子君

泉 健太君

後藤 祐一君

佐藤 正夫君

笠井 亮君

門 博文君

宮川 典子君

勝沼 荣明君

井出 康生君

高橋千鶴子君

玉城デニー君

門 博文君

大野敬太郎君

比嘉奈津美君

官報(号外)

平成二十五年二月十四日

衆議院会議録第六号

議長の報告

村井 英樹君	井野 俊郎君	小林 鷹之君	中山 泰秀君	馬場 伸幸君	坂本祐之輔君	藤井比早之君	(質問書提出)
比嘉奈津美君	大西 英男君	岸本 周平君	東国原英夫君	村岡 敏英君	中山 成彬君	馬場 伸幸君	一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大野 敬太郎君	金子 恵美君	玉木雄一郎君	坂本祐之輔君	赤嶺 政賢君	佐藤 正夫君	坂本祐之輔君	一人一票裁判に基づく衆議院議員総選挙無効判決に関する質問主意書(三谷英弘君提出)
小泉進次郎君	小林 鷹之君	塩崎 恭久君	東国原英夫君	笠井 亮君	亮君	東国原英夫君	刑事施設と勤務医に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
武村 展英君	武村 展英君	うえの賢一郎君	佐藤 正夫君	青木 愛君	村上 史好君	坂本祐之輔君	矯正施設における医療体制等に関する質問主意書(石川知裕君提出)
山田 賢司君	大西 健介君	関 芳弘君	笠井 亮君	赤嶺 政賢君	村上 史好君	村岡 敏英君	刑法施設と勤務医に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
後藤 祐一君	石原慎太郎君	玉木雄一郎君	坂本祐之輔君	杉本かずみ君	佐藤 正夫君	中山 成彬君	一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
村岡 敏英君	高木美智代君	岸本 周平君	加藤 寛治君	赤嶺 政賢君	村上 史好君	坂本祐之輔君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
重徳 和彦君	浅尾慶一郎君	坂本祐之輔君	門山 宏哲君	青木 愛君	青木 愛君	青木 愛君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
浮島 智子君	高木美智代君	小倉 將信君	小倉 將信君	坂井 学君	坂井 学君	坂井 学君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
佐藤 正夫君	高橋千鶴子君	佐藤 正夫君	白須賀貴樹君	永岡 桂子君	永岡 桂子君	永岡 桂子君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
村上 史好君	玉城テ二ー君	笠井 亮君	佐々木 紀君	坂井 学君	坂井 学君	坂井 学君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
井出 庸生君	井出 庸生君	白須賀貴樹君	白須賀貴樹君	徳田 輝君	徳田 輝君	徳田 輝君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高橋千鶴子君	高橋千鶴子君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
奥野 信亮君	奥野 信亮君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
小池百合子君	小池百合子君	塩崎 恭久君	塩崎 恭久君	中山 泰秀君	中山 泰秀君	中山 泰秀君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
塩崎 恭久君	塩崎 恭久君	後藤 祐一君	後藤 祐一君	後藤 祐一君	後藤 祐一君	後藤 祐一君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大岡 敏孝君	大岡 敏孝君	武村 展英君	武村 展英君	武村 展英君	武村 展英君	武村 展英君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
佐々木 紀君	佐々木 紀君	藤井比早之君	藤井比早之君	坂井 学君	坂井 学君	坂井 学君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
加藤 寛治君	加藤 寛治君	岸本 周平君	岸本 周平君	徳田 輝君	徳田 輝君	徳田 輝君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
門山 宏哲君	門山 宏哲君	辻元 清美君	辻元 清美君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
							株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号) 内閣委員会 付託
							地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
							衆議院議員長妻昭君提出生活保護、年金記録問題等に関する質問に対する答弁書
							(答弁書受領)

平成二十五年一月二十八日提出
質問 第一 号

生活保護、年金記録問題等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

生活保護、年金記録問題等に関する質問主意書

生活保護、年金記録問題等についてお尋ねする。

生活保護等についてお尋ねする。

1 生活保護における不正受給額の全体額に占める割合をお示し願いたい。同時に雇用保険、公的年金保険における同様の比率もお示し願いたい。

2 生活保護額を減額する理由をお示し願いたい。

3 生活保護額は、国が定める「健康で文化的な最低限度の生活を維持する水準」との意味合いもあり、「就学援助制度」や「住民税非課税世帯基準」など多くの制度や仕組みがこの水準を基準や参考として低所得者対策がなされている。生活保護額を基準や参考としている制度や仕組みの名称と内容をすべてお示し願いたい。また、それぞれの制度や仕組みにおいて、低所得者対策として対象となつている人数をお示し願いたい。

4 生活保護水準を切り下げる際に、それが他制度に波及して、どれだけの規模の国民が影響を受けるかが、不明のまま実行することは

問題があると考えるが、その影響度を調査するお考えがあるか、無いか、お尋ねする。

1 年金記録問題についてお尋ねする。

2 厚生労働省に設置された年金記録回復委員会が突然廃止となつたと聞く。これは事実か。廃止の理由をお示し願いたい。

3 記録問題は来年度中の紙台帳全件照合をはじめ、時効にも関わらず保険料を次々に受領してしまった手続きミスの問題など取り組むべき課題は残っている。今後の記録問題への取り組みはどのような体制でなされるのか。

4 総務省に設置されている年金記録確認第三者委員会は廃止し、大幅縮小の上、厚生労働省に移管されると聞く。本当であれば、職責を果たせないと考えるが、これは事実か。事実とすれば、今後の新体制の人員や権限はどうなるのか。

5 自動車重量税をいわゆる道路特定財源として運用する決定がなされたというは事実か。民主党政権などどのように運用が異なるのか。お示し願いたい。

6 安倍内閣では、原発の新設は認めないという民主党政権の方針は踏襲されるのか否か、お示し願いたい。

7 安倍内閣では、生活扶助費の総額に対する不正受給の金額の割合は、約〇・三九

パーセントである。平成二十三年度における雇用保険制度の失業等給付費の総額に対する不正受給の金額の割合は、約〇・〇九パーセントである。

8 同年度における公的年金制度の給付の総額に対する不正受給の金額の割合は、約〇・〇

〇パーセントである。

〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出生活保護、年金記録問題等に関する質問に対する答弁書

質問番号1)にできる限り、具体的に回答をいただきことをお願いする。
右質問する。

1 の3について
お尋ねの「低所得者対策」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、網羅的かつ確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、個人の道府県民税（個人の都民税を含む。）（以下「個人住民税」という。）の均等割及び個人の市町村民税（個人の特別区民税を含む。）（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十四条の五第一項第一号及び第二百九十五条第一項第一号（これらの規定を同法第一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定による

生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者に対しては非課税とされている。また、個人住民税の均等割については、地方税法第二十一条の五第三項及び第一百九十五条第三項（これら

の規定を同法第一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、前年の合計所得金額が一定の金額以下である者に対しても非課税とされており、当該金額は、前年の生活扶助基準を勘案して定めることとしている。個人住民税の所得割については、同法附則第三条の三第一項及び第四項（これらの規定を

平成二十二年度における生活保護費の総額に対する不正受給の金額の割合は、約〇・三九パーセントである。平成二十三年度における雇用保険制度の失業等給付費の総額に対する不正受給の金額の割合は、約〇・〇九パーセントである。同年度における公的年金制度の給付の総額に対する不正受給の金額の割合は、約〇・〇

〇パーセントである。

1 の2について
今回の生活扶助基準の見直しについては、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年間収入階級の第一・十分位の世帯の消費実態と現行の生活扶助基準の年齢、世

場合を含む)の規定により、その者の前年の所得について同法第三十二条及び第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が一定の金額以下である者に対しても非課税とされており、当該金額は、前年の生活保護法第八条第一項の基準(以下「生活保護基準」という。)を勘案して定めることとしている。平成二十三年度の市町村税課税状況等の調査結果等に基づき推計すると、個人住民税の均等割の納稅義務を有しない者の数は、同年度において約六千七百八十九万人、個人住民税の所得割の納稅義務を有しない者の数は、同年度において約七千二百二十四万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける可能性があるのは、これらの者の数は、同年度において約七千二百二十四万人である。国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第七十六条の規定による給料等の差押禁止については、生活扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応するものを勘案して定める金額等により差し押さえることができない金額が定められている。この制度については、特定の者を対象とするものではないことから、対象者の理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号。以下「学教法」という。)第十九条の規定により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行わなければならないこととされているほか、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号。以下「就学援助法」という。)第二条の規定により、国は、市町村がその区域内に住所を有する児童生徒の保護者で生活保護法第六条第二項に規定する要保護者であるものに対して学用品費等を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助することとされている。文部科学省が実施した調査によると、学教法第十九条の規定による援助の対象となつた児童生徒の数は、同年度において約百五十七万人、就学援助法第二条の規定による補助の対象となつた児童生徒の数は、同年度において約十五万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴う影響を受ける可能性があるのは、これらの者的一部であることに留意する必要がある。國税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第七十六条の規定による給料等の差押禁止については、生活扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応するものを勘案して定める金額等により差し押さえることができない金額が定められている。この制度については、特定の者を対象とするものではないことから、対象者の理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号。以下「学教法」という。)第十九条の規定により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行わなければならないこととされているほか、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号。以下「就学援助法」という。)第二条の規定により、国は、市町村がその区域内に住所を有する児童生徒の保護者で生活保護法第六条第二項に規定する要保護者であるものに対して学用品費等を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助することとされている。文部科学省が実施した調査によると、学教法第十九条の規定による援助の対象となつた児童生徒の数は、同年度において約百五十七万人、就学援助法第二条の規定による補助の対象となつた児童生徒の数は、同年度において約十五万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴う影響を受ける可能性があるのは、これらの者的一部であることに留意する必要がある。國税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第七十六条の規定による給料等の差押禁止については、生活扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応するものを勘案して定める金額等により差し押さえることができない金額が定められている。この制度については、特定の者を対象とするものではないことから、対象者の理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号。以下「学教法」という。)第十九条の規定により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行わなければならないこととされているほか、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号。以下「就学援助法」という。)第二条の規定により、国は、市町村がその区域内に住所を有する児童生徒の保護者で生活保護法第六条第二項に規定する要保護者であるものに対して学用品費等を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助することとされている。文部科学省が実施した調査によると、学教法第十九条の規定による援助の対象となつた児童生徒の数は、同年度において約百五十七万人、就学援助法第二条の規定による補助の対象となつた児童生徒の数は、同年度において約十五万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴う影響を受ける可能性があるのは、これらの者的一部であることに留意する必要がある。國税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第七十六条の規定による給料等の差押禁止については、生活扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応するものを勘案して定める金額等により差し押さえることができない金額が定められている。この制度については、特定の者を対象とするものではないことから、対象者の理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

官報(号外)

五十七年法律第八十号)第五十二条第一号の規定により、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、後期高齢者医療の被保険者としないこととされている。七十五歳以上の者のうち、同号の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者の数は、平成二十二年七月一日において約三十三万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける可能性があるのは、これらの者の一部であることに留意する必要がある。六十五歳以上七十五歳未満の者のうち、同号の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者の数は、把握していない。中國残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付は、同法第二条第一項に規定する中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後、昭和二十一年十一月三十一日以前に生まれた者等であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有する六十歳以上の人者に限る)であつて昭和三十六年四月一日以後に初めて永住帰国したもの等のうち、その者の属する世帯の収入の額がその者について生活保護基準により算出した額に比して不足するものに対しても、その不足する範囲内において行うものとされている。福祉行政報告例(平成二十四年十月分概数)によれば、当該支援給付の対象者の数は、平成二十四年十月において七千二百三十人である。高額介護サービス費等(介護

保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十二条第一項に規定する高額介護サービス費及び同法第六十二条第一項に規定する高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。)については、所得の状況等に応じた段階的な支給額が定められている。平成二十一年度の介護保険事業状況報告によれば、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)であること等を要件としている段階に該当する介護保険の第一号被保険者であつて、高額介護サービス費等を受給した者の数は、平成二十三年三月において約十万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける可能性があるのは、これらの者の一部であることに留意する必要がある。また、同法第五十八条第一項に規定する自立支援医療費に係る負担上限月額について、障害者等及び支給認定基準世帯員(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。)が被保護者等である場合に零とされている。平成二十一年度の福祉行政報告例によれば、自立支援医療費に係る負担上限月額を零として自立支援医療費の支給認定を行つた件数は、同年度において三十万七千六十一件であるが、生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける可能性があるのは、これらのうちの一部であることに留意する必要がある。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二条)第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金の援護加算については、ハンセン病療養所非入所者給与金の要援護加算について、生活保護基準の例により測定したその者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。当該給与金の援護加算の対象者の数は、平成二十

されている。国民健康保険団体連合会の支払実績によれば、被保護者等であることにより同法第十九条第一項に規定する介護給付費等に係る負担上限月額が零の障害者等の数は、平成二十四年九月において約八万人であるが、生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける可能性があるのは、これらの者の一部であることに留意する必要がある。また、同法第五十八条第一項に規定する支給認定基準世帯員を零とする場合に零とされると、他の制度の対象者に影響が生じる可能性はある。お尋ねの「影響度」の調査については、今回この制度の対象者に影響が生じる可能性はあるものとされている。当該援護の対象者の数は、平成二十一年度末において三十五人である。

一の4について

今回の生活扶助基準の適正化を図るための見直しに伴い、生活扶助基準を参考にしているその他の制度の対象者に影響が生じる可能性はある。お尋ねの「影響度」の調査については、今回この制度の対象者に影響が生じる可能性はあるものとされている。当該援護の対象者の数は、平成二十一年度末において三十五人である。

十九条第一項に規定する入所者の親族に対する援護については、要援護者について、生活保護基準の例により測定したその者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。当該援護の対象者の数は、平成二十一年度末において三十五人である。

一の4について

今回の生活扶助基準の適正化を図るための見直しに伴い、生活扶助基準を参考にしているその他の制度の対象者に影響が生じる可能性はあるものとされている。当該援護の対象者の数は、平成二十一年度末において三十五人である。

一の4について

お尋ねの年金記録回復委員会については、年金記録回復委員会設置要綱(平成二十一年十月十六日厚生労働大臣伺い定め)により設置したものである。同委員会については、国会審議において、法的な位置付けについて疑義がある旨

の指摘を受けたことから、同要綱を廃止したのもあり、年金記録問題への対応の推進に当たっては、法的な位置付け及び所掌を明確にして透明性を高めた新たな会議を設置することとしている。

二の2について

紙台帳の年金記録とコンピュータの年金記録との照合については、平成二十五年度中の全件照合を目指して着実に実行してまいりたい。

国民年金保険料の徴収権の消滅時効が完成したものかわらず、不適正に収納した事案については、旧社会保険庁において、平成十六年四月から平成十八年五月までの間に収納した国民年金保険料について調査を行い、平成二十一年十二月二十五日に調査結果を公表し、旧社会保険事務所等に対して、徴収権の消滅時効が完成した国民年金保険料を収納することがないよう指示したところであり、収納した国民年金保険料の取扱い等については、厚生労働省において、引き続き、検討しているところである。

お尋ねの今後の年金記録問題への取組については、引き続き、同省と日本年金機構を中心となつて対応することとしている。

二の3について

年金記録の確認体制については、平成二十三年六月に、年金記録確認中央第三者委員会から総務省に対して、より優れた年金記録の確認の仕組みとするため、一連の年金行政の体系の中

に一元化するなど、新たな体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう要請がなされたところで、現在、同省及び厚生労働省において検討しているところである。

三について

自動車重量税をいわゆる道路特定財源として運用することを決定したという事実はない。

四について

安倍内閣としては、野田前内閣における「革新的エネルギー・環境戦略」(平成二十四年九月十四日エネルギー・環境会議決定)をゼロベーシで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築することとしており、原子力発電所の新設についても、こうした中で検討してまいりたい。

五について

お尋ねの「政務二役会議」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣においては、各府省における政策の立案、調整及び意思決定をどのように行うかについては、各大臣の判断でそれぞれ適切に対応することとしている。

二の3について

また、事業仕分け及び行政事業レビュー等の無駄撲滅の取組の進め方については、今後、行政改革推進会議において検討してまいりたい。

年金記録の確認体制については、平成二十三年六月に、年金記録確認中央第三者委員会から総務省に対して、より優れた年金記録の確認の仕組みとするため、一連の年金行政の体系の中

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石川知裕君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕君提出いわゆる一票の格差

同省及び厚生労働省において検討しているところである。

法占拠されている竹島を訪問した。右の行為は、

一九五二年、いわゆる李承晩ラインの画定によつて竹島が韓国に占拠されてからも、これまで一度もなかつたことである。その韓国では新しく朴槿恵政権が発足する。我が国においても政権交代が実現し、安倍晋三内閣が昨年末に発足した。日韓

関係が新たな局面を迎えたことを踏まえ、以下質

問する。

一、前文で触れた、昨年八月の当時の韓国大統領により竹島への訪問がなされたことに関し、安倍内閣としてどのような認識を有しているか。

二、韓国側が大統領による竹島訪問という新たな一步を踏み出してきたことを受け、政府として、竹島問題解決に向けたこれまでの我が国の取り組みを変更し、何らかの新たな取り組みを行ふ考えはあるか。右の質問に対し、野田佳彦前内閣では「我が国政府は、大韓民国政府に対し平成二十四年八月二十一日に、竹島問題について、国際司法裁判所への提訴としての合意付託の提案及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文(昭和四十年条約第三十号)に基づく調停の提案を行つたところである。また、竹島に関する我が国の立場の対外発信を強化するとともに、同問題に関する政府の体制強化等も検討していく考え方である。このほかの我が国政府の今後の取組の内容を具体的に明らかにすることについては、同問題への今後の対応に支障を来すおそれがあることから、現

時点でお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされていたが、安倍内閣の見解を示されたい。

三 二の答弁にあるように、野田前内閣は韓国に

対し、昨年八月二十一日、竹島問題について国

際司法裁判所へ提訴するための合意付託と、

「日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文（昭和四十年条約第三十号）に基づく調停の提案を行っている。右の提案は韓国側から拒否されていると承知するが、安倍内閣としても同様に、再度右の提案を行う考えはあるか。

四 我が国が抱える領土問題は、ロシアとの間の北方領土問題、そして韓国との間の竹島問題の二つである。政府は二月七日を「北方領土の日」とし、主催、共催、または後援等様々な形で種々式典を行うことに関与している。一方で竹島に関しては、二〇〇五年に島根県が二月二二日を「竹島の日」とする条例を制定したものの、政府としては島根県独自の取り組みとして何ら積極的な関与、協力をしてこなかった。毎年島根県で開催されている「竹島の日」の記念行事においても、政府からの出席者はおらず、代理の者も立てず、祝電、メッセージを送ることもしてこなかった。右の政府の過去の冷淡な対応が、韓国大統領による竹島訪問という事態を引き起こす下地の一つとなつたと考えるが、安倍内閣の見解如何。

五 安倍内閣として、島根県独自の取り組みとす

るのではなく、政府の取り組みとして今後二月二十二日を「竹島の日」とする考えはあるか。

六 北方領土問題に関連し、政府はこれまで一九八九年、一九九一年、一九九八年、一九九九年に、ロシアの管轄権に服する形で北方領土を訪問することを控えるよう邦人に求める閣議了解を行っている。一方で竹島に関しては、右と同趣旨の閣議了解は存在しない。我が国が抱える二つの領土問題に関し、閣議了解の有無に違いがあつたことも、昨年の韓国大統領による竹島訪問という事態を引き起こす下地の一つとなつたのではないか。安倍内閣の見解如何。

七 安倍内閣として、六の北方領土問題に関連する閣議了解と同趣旨の閣議了解を、竹島に関しても定める考えはあるか。

八 北方領土問題に関しては、北方対策担当大臣という担当大臣があり、政府部内においても北 方対策本部という専門部署が設定されている。

一方で竹島に関しては、右大臣、部署と同趣旨の、竹島問題を担当する大臣、専門的に扱う部署はない。我が国が抱える二つの領土問題に関する務省として種々の分析を行っているが、個々の分析の詳細をお答えすることは、同省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたい。

九、六、八及び十について
平成二十四年八月十日に李明博大韓民国大統領が竹島に上陸したことの背景については、外務省として種々の分析を行っているが、個々の分析の詳細をお答えすることは、同省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたい。

九について
安倍内閣としては、海洋政策・領土問題担当大臣を置くとともに、一般、竹島に関する国民世論を含めた我が国の領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置したところである。

九 安倍内閣として、竹島を担当する大臣をつくったと考えるが、安倍内閣の見解如何。
内に設置する考えはあるか。

十 北方領土問題に関しては、昭和五十七年に

平成二十四年八月十日に李明博大韓民国大統統

内閣衆質一八三第二号
内閣總理大臣 安倍 晋三
平成二十五年二月八日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員石川知裕君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員石川知裕君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 (号) 外)

平成二十五年一月二十九日提出
質問 第三号

いわゆる一票の格差問題をはじめとする選挙制度改革等に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

いわゆる一票の格差問題をはじめとする選挙制度改革等に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書

昨年十二月十六日、從来指摘されてきたいわゆる一票の格差問題の是正を含む、抜本的な選挙制度改革がなされないまま、第四十六回衆議院議員総選挙が執行された。右に關し、全国各地で総選挙の結果は無効であるとの申立てがなされ、訴訟に至っている事例があると承知する。右を踏まえ、質問する。

一 前文で触れた、現在生じている一票の格差問題

題並びにそれを巡り全国各地で起きている訴訟に関し、安倍晋三内閣としてどのような認識を有しているか。

二 安倍内閣として、一票の格差が残されたまま執行された昨年の総選挙は無効であると認識しているか。

三 安倍内閣として、一票の格差問題をはじめとする選挙制度改革のあり方についての認識を有し、具体的にどのような是正策を講ずる考えているか。

四 一票の格差をはじめとする選挙制度改革だけではなく、国会議員の定数、議員歳費の削減、賞

与の廃止等、衆参両議院職員の人事費削減等、

国会がなすべき改革、解決すべき国会関連の課題は山積していると考える。右の改革の断行、

課題の解決を図ることなしに、国會議員自ら身

を切り、汗を流すことのないまま 来年四月以降消費税を上げる等の国民負担を増やす政策を行

うことは、国民の理解が得られないと考え

る。安倍内閣として、從来の政府答弁のよう

に、「国会で議論すべきこと」と逃げるのではなく、内閣が自ら先導して改革を断行し、課題を

解決していくべきであると考えるが、いかが

か。右質問する。

内閣衆質一八三第三号
平成二十五年二月八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員石川知裕君提出いわゆる一票の格差問題をはじめとする選挙制度改革等に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出いわゆる一票の格差問題をはじめとする選挙制度改革等に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問に

一について

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における

御指摘の「現在生じている一票の格差問題」については、平成二十一年八月三十日に執行された第四十五回衆議院議員総選挙において、本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つており、同基準に従つて改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法第十四条第一項等の憲法の規定に違反するものということはできない」と判示され、第二百八十一回臨時国会において、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十五号。以下「緊急是正法」という。)が成立したところ、緊急是正法に基づき、現在、衆議院議員選挙区画定審議会において、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成のための審議が行われているところである。

三について
御指摘の「選挙制度改革のあり方」については、議会政治の根幹に関わる問題であることから、まずは、各党各会派において御議論いただきべき事柄と考えている。
なお、御指摘の「一票の格差問題」については、一についてでお答えしたとおり、緊急是正法に基づき、現在、衆議院議員選挙区画定審議会において、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成のための審議が行われているところである。

四について
政府としては、御指摘の「国会がなすべき改革、解決すべき国会関連の課題」については、まずは、国会において御議論いただるべき問題であるとを考えている。

えすることは差し控えたい。

二について
政府としては、第四十六回衆議院議員総選挙は、憲法及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定に基づいて執行されたものと認識しているが、御指摘の一票の格差が残されたまま執行された昨年の総選挙の効力については、最終的には最高裁判所において判断されるものと考える。

平成二十五年一月二十九日提出
質問 第四号

北方領土問題解決に向けた安倍晋三内閣の基

本的認識に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

北方領土問題解決に向けた安倍晋三内閣の基

基本的認識に関する質問主意書

一 每年二月七日、東京都において開催される
る、北方領土返還要求全国大会の中で、主催者
の実行委員長や司会者から、「北方四島の一括
返還」等、同じく「一括返還」という言葉が使わ
れることがあると承知する。北方領土返還運動
を行う民間団体の一つであり、内閣府所管の社
団法人である千島歎舞諸島居住者連盟も、同連
盟の方針として、「四島一括返還」を掲げてい
る。また、安倍晋三内閣総理大臣も、第一次内
閣発足後の昨年十二月三十日、民放テレビ局の
番組で、「基本的に四島を一括返還してもら
う」との発言をしているが、「四島一括返還」に
関する安倍総理の見解を示されたい。

二 北方領土に関する政府広報誌「われらの北方
領土」には、北方領土問題に係る政府の公式見
解として「我が国固有の領土である北方四島の
帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和
条約を締結する」、「北方四島の我が国への帰属
が確認されれば、実際の返還の時
期、態様及び条件については柔軟に対応する考
えである。

条件については柔軟に対応する」という記述が

なされている。右の政府見解は、安倍晋三内閣
においても踏襲されるか。

三 安倍内閣として、今後どのような方針に基づ
き、ロシアとの北方領土交渉に臨む方針でいる
のか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第四号

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員石川知裕君提出北方領土問題解決に
向けた安倍晋三内閣の基本的認識に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出北方領土問題解

意書

要介護認定者数は二〇一二年十月時点で約五百
四十八万人になる。この中には要支援1や要支援

2の軽度者は二六・六%存在し、その圧倒的多数
は住宅者である。厚生労働省は要介護認定基準を

決める際の基礎データとなる高齢者介護実態調査
を「みずほ情報総研」に委託したが、同研究所が実

施した高齢者介護実態調査(二〇〇七年三月に「報
告書」を提出)は、介護老人福祉施設(特別養護老

人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、
介護療養型医療施設の介護保険二施設の入所者の
みを調査の対象としており、在宅介護者は対象か

ら外されている。このため要支援1や要支援2の
サンプル数は六十施設、対象者約三千五百人に對

して要支援1は一人(〇・〇六%)、要支援2は十
人(〇・二九%)と極めて少ない。すなわち全国の

要認定者に共通に適用される判定ロジック構築の
基礎データとしては、不完全なものと言わざるを
得ない。

右を踏まえ、以下質問する。

平成二十五年一月三十日提出
質問 第五号

**高齢者介護実態調査の偏りに関する質問主意
書**

提出者 阿部 知子

高齢者介護実態調査の偏りに関する質問主
意書

1 要介護状態区分等と要介護認定等基準時間は
「高齢者介護実態調査」を踏まえ決められて
いる。要支援1では二十五分以上三十二分未満、
要支援2は三十二分以上五十分未満とある。サ
ンプル数が極少のデータでどのように推定した
のか、その際の統計的手法を示されたい。もし
統計的手法でなく別の手法を用いたのであ
れば、その手法を明らかにされたい。

2 二〇〇九年度からの要介護認定ロジック改定
で「樹形モデル」を決定している。要支援1や要
支援2に関する心身の状態像を示すデータのサ
ンプル数が極めて少ないが、どのように推定し
たのか、その際の統計的手法を示されたい。も
し統計的手法でなく別の手法を用いたのであれ
ば、その手法を明らかにされたい。

3 「高齢者介護実態調査」は、在宅介護を受けて
いる人を含めた調査とすべきと考えるが、政府
の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一八三第五号

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員阿部知子君提出高齢者介護実態調査
の偏りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

官 報 (号 外)

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出高齢者介護実態

調査の偏りに関する質問に対する答弁書

1及び2について

介護保険の要介護認定等(介護保険法)(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一項に規定する要介護認定及び同条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)については、樹形モデル(要介護認定等基準時間の推計の方法(平成十二年厚生省告示第九十一号)別表第二から別表第六までをいう。以下同じ。)を用いて推計された要介護認定申請者等(要介護認定等を受けようとする被保険者をいう。以下同じ。)の要介護認定等基準時間等を基に法第十四条に規定する介護認定審査会が行つた、当該要介護認定申請者等が該当する要介護状態区分等(法第七条第一項に規定する要介護状態区分及び同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)に関する審査及び判定の結果に基づき行うこととされている。

要介護認定等の審査判定基準については、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第一条及び第二条において定められているが、御指摘の「要支援1」及び「要支援2」に係る現行の審査判定基準については、平成十六年に開催された介護予防スクリーニング検討小委員会の議論等を踏まえ、介護保険法施行規則等の一部を改

正する省令(平成十八年厚生労働省令第三十二号)による認定省令の一部改正により定められ

たものであり、御指摘の「高齢者介護実態調査」を踏まえたものではない。

また、現行の樹形モデルについては、平成十八年から平成二十年までにかけて開催された要介護認定調査検討会の議論を踏まえ、御指摘の「高齢者介護実態調査」に加え、抽出された市町村(特別区を含む。以下同じ。)における居宅要介護者等(法第八条第二項に規定する居宅要介護者及び法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。)を含む要介護認定申請者等を対象としたモデル事業を基に原案を作成し、全国の市町村における居宅要介護者等を含む要介護認定申請者等を対象としたモデル事業による検証結果に基づき完成させたものである。

3について

お尋ねについては、そもそも、在宅介護の状況は家族の状況等により様々であり、多様な在宅介護の状況に係るデータに基づいた標準的な要介護認定等の仕組みを構築できるかどうか疑問があること、また、仮に可能であるとして要介護認定等の仕組みを構築するには、調査者が被保険者個人の住宅に一定期間滞在する必要があるため家族等の協力が得られにくいことなどの問題点があると考えている。

平成二十五年一月三十日提出
質問 第六号

いわゆる「屋良覚書」に関する質問主意書
提出者 照屋 寛徳

いわゆる「屋良覚書」に関する質問主意書

安倍総理は、去る一月二十八日、第百八十三回国会における総理大臣所信表明演説で「我が国を取り巻く情勢は、厳しさを増しています。国境離島の適切な振興・管理、警戒警備の強化に万全を尽くし、この内閣の下では、国民の生命・財産と領土・領海・領空は、断固として守り抜いていくことを宣言します」と述べた。

政府は係る文書、いわゆる「屋良覚書」が現在でも効力を有し、安倍内閣においても尊重し、遵守するとの立場か、見解を示されたい。

二 政府は、私が二〇〇四年十一月四日付で提出した「下地島空港に関する質問主意書」に対し、同年十一月十二日付の答弁書において「当時の下地島訓練飛行場は、現在、第三種空港である下地島空港となつていて、その利用についての調整の権限は、引き続き、管理者である沖縄県が有しているとを考えている。ただし、下地島空港は、公共の用に供する飛行場として適切に使用する必要があり、お尋ねのようにパイロット訓練及び民間航空以外の利用が当然に許されないということではないと考える」と回答している。

一方、本年一月十五日付「沖縄タイムス」は、「中国の航空機による尖閣諸島周辺への領空侵犯に対処するため、防衛省が(沖縄県)宮古島市の下地島空港にF-15戦闘機を常駐させる案を検討している」と報じている。
係る沖縄タイムス報道を受けて以来、沖縄では、下地島空港を自衛隊や米軍等が軍事目的では使用しない旨、一九七一年八月に当時の琉球政府と日本政府との間で確認した公文書、いわゆる「屋良覚書」、あるいは一九七九年六月に沖縄県と政府の間で交わされた「西銘確認書」をめぐって様々な議論が交わされている。
以下、質問する。

いわゆる「屋良覚書」とは、下地島訓練飛行場(現・下地島空港)について、一九七一年八月十

三日付通海七〇二号により、当時の琉球政府から照会があり、政府が昭和四十六年八月十七日付沖・北対第二九五六号・空總第三九〇号により回答した文書のことである。

政府は係る文書、いわゆる「屋良覚書」が現在でも効力を有し、安倍内閣においても尊重し、付冲・北対第二九五六号・空總第三九〇号により回答した文書のことである。

て述べたものであり、同空港の利用についての調整の権限は管理者である沖縄県が有しているとの政府の見解を変更したものではない」と答えていた。

これらの答弁書を総合的に勘案するに、下地空港については、管理者である沖縄県が同空港の利用についての調整の権限を有しており、

政府は当該権限を超えて、パイロット訓練及び民間航空以外の目的に使用させることを沖縄県

に命令・指示する法令上の根拠を有しない、と解するが、見解を示されたい。なお、法令上の根拠を有するとの見解であれば、その条文を明らかにされたい。

三 前記答弁書で示された下地島空港の管理者である沖縄県が有している同空港の「利用についての調整の権限」及び「使用方法に関する一般的な考え方」とはいかなるものか、具体的に示されたい。

また、係る「利用についての調整の権限」は、いわゆる「地方管理空港」の管理者たる沖縄県知事の専権として属するものか、あるいは沖縄県議会の議決を経て行使できるものか、法的根拠を示したうえで明らかにされたい。

四 空港法第五条に基づき、政令でいわゆる「地方管理空港」として定められる下地島空港にあつては、同条第三項の規定に従つて沖縄県議会の議決を経ない限り、具体的には「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例」及び同条例「施

行規則」を改正しない限り、同空港の運用時間や使用形態を変更できない、と解するが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第六号
平成二十五年二月八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる「屋良覚書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる「屋良覚書」に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

先の答弁書(平成十六年十一月三十日内閣衆質一六一第四七号)一、二、四及び五についてお答えしたとおり、昭和四十六年八月十七日付け沖・北対第二九五六号・空總第三九〇号にでお答えしたとおり、昭和四十六年八月十七日

お尋ねの空港の「利用についての調整の権限」とは、空港の運用時間の変更等の権限を意味し、空港の「使用方法に関する一般的な考え方」とは、先の答弁書(平成十六年十一月二二日内閣衆質一六一第三三号)四及び五についてお答えしたとおりであり、公共の用に供する飛行場である地方管理空港の適切な使用方法に関する一般的な考え方を意味するものである。

また、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の一第一項においては、

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されており、地方管理空港の利用についての調整の権限

が決定すべきものであり、運輸省としては、同飛行場を民間航空訓練及び民間航空以外の目的に使用させることを琉球政府に命令する法令上

ある地方公共団体が条例に定めることにより決

る。

政府としては、現在においても、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第五条第一項に規定する地方管理空港(以下「地方管理空港」という。)である下地島空港の利用についての調整の権限は、管理者である沖縄県が有していると考

えている。

三及び四について

お尋ねの空港の「利用についての調整の権限」とは、空港の消費税と経済成長との関係等の分析

に關わるマクロ経済モデルおよび「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問

再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問

主意書

提出者 大熊 利昭

平成二十五年一月三十一日提出
質問 第七号

内閣府の消費税と経済成長との関係等の分析

に關わるマクロ経済モデルおよび「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問

主意書

提出者 大熊 利昭

平成二十五年一月三十一日提出
質問 第七号

内閣府の消費税と経済成長との関係等の分析

に關わるマクロ経済モデルおよび「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問

主意書

定するものである。

なお、空港法第五条第三項の規定は、地方管理空港の設置及び管理を行う地方公共団体を定めるための協議について、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことを定めているものである。

一 モデル1とモデル2との関係は如何に。

二 試算結果が相当な幅を超えた正反対の結果

(モデル1慎重シナリオではプラス0・7%、

同成長戦略シナリオではプラス1・4%、一方

モデル2では正反対のマイナス0・96%)とな

なったことおよび消費税の税率を引き上げた場

合の実質GDPに与える影響に関する政府の統

一見解について示されたい。

三 前項の政府見解と今般の「日本経済再生に向

けた緊急経済対策」(平成二十五年一月十一日閣

議決定)もしくはそれを実施するための平成二

十四年度補正予算との関係について

(二) 内閣府による今般の「日本経済再生に向

けた緊急経済対策」に関する説明(平成二十

五年一月二十四日)配布資料によれば、同

経済対策により実質GDP押上げ効果は概

ね2%程度のことであるが、その予測は

モデル1もしくはモデル2との関係は如何

に。

(二) その予測は、モデル1あるいはモデル2

以外のモデルを用いて推計したものか。

(三) 今般の「日本経済再生に向けた緊急経

対策」のような大きな規模の経済対策によ

る日本経済全体への影響を推計する場合

は、その推計の基礎となるモデル、前提等

を全て公開すべきではないのか。

右質問する。

内閣質一八三第七号

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安倍 普三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員大熊利昭君提出内閣府の消費税と経済成長との関係等の分析に関するマクロ経済モデルおよび「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大熊利昭君提出内閣府の消費税と経済成長との関係等の分析に関するマクロ経済モデルおよび「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問に対する答弁書

れる実質GDP成長率等である一方、短期マクロ計量モデルにおいてお示ししている数値はある変数が独立的に変化した場合に、その変化が実質GDP成長率等の変数に与える影響の大きさを示す乗数である。このように、中長期試算と短期マクロ計量モデルの数値は、性格が異なるものである。

社会保障・税一体改革による消費税率引上げは、国民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられていることから、消費税率引上げ前後の期間でなら見て、経済への影響は限定的になると考えられる。

社会保険による消費税率引上げは、國民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられていることから、消費税率引上げ前後の期間でなら見て、経済への影響は限定的になると考えられる。

社会保険による消費税率引上げは、國民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられていることから、消費税率引上げ前後の期間でなら見て、経済への影響は限定的になると考えられる。

社会保険による消費税率引上げは、國民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられていることから、消費税率引上げ前後の期間でなら見て、経済への影響は限定的になると考えられる。

社会保険による消費税率引上げは、國民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられていることから、消費税率引上げ前後の期間でなら見て、経済への影響は限定的になると考えられる。

社会保険による消費税率引上げは、國民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられていることから、消費税率引上げ前後の期間でなら見て、経済への影響は限定的になるとと考えられる。

衆議院議員石川知裕君提出アルジェリアで発生した人質事件に対する駐アルジェリア日本国大使の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕君提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕君提出緊急経済対策における経済状況の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭君提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関する安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出アルジェリアで発生した人質事件に対する駐アルジェリア日本国大使の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出緊急経済対策における経済状況の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関する安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対する答弁書

実施している場合でも、入所後一か月以内に実施している矯正施設はどのくらいあるか。

それぞれの総数と実施していない施設名をご教示願いたい。実態を把握していない場合は、調査をする必要があると思料するが、政府のご見解をご教示願いたい。

2 矯正施設収容者は、施設入所期間中に年金制度に対する無理解から、国民年金制度に未加入か、保険料未納の状況にあることが予想されるが、政府として実態を把握しているか。把握している場合は、矯正施設収容者のうち、国民年金制度に加入していない者の人數をご教示願いたい。把握していないうちは、実態を把握するための調査をする必要があると思料するが、政府のご見解をご教示願いたい。

3 矯正施設収容者に対する年金、失業保険、社会保険の各制度や労働法制等に関する教育・アドバイスについては、施設入所後の早期に実施することにより、年金受給資格期間の未到達や低額年金受給者を減らすことが可能となると思料するが、政府のご見解をご示願いたい。

4 国民年金制度については、特に、平成十七年十月六日付で、「矯正施設収容中の者の国民年金の取扱いについて」を法務省本省から全国の矯正施設の長あてに通知していると承

知している。この通知の各項目に記載されて

いる事項について、全国の矯正施設で実施されているか。各項目ごとに実施状況をご教示願いたい。その上で、実施されていない、又は、実施が不十分である項目について、その原因と今後の対応策をご教示願いたい。また、仮に、実態把握が出来ていない場合は、

対象期間(いわゆる「カラ期間」とすることが規定されているが、矯正施設入所者には該当規定がない。矯正施設入所期間中は合算対象期間とすべきと思料するが、政府のご見解をご教示願いたい。

二 国民年金制度については、保険料納付を希望しても納付できない場合への措置として、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」とすることが規定されているが、矯正施設入所者には該当規定がない。矯正施設入所期間中は合算対象期間とすべきと思料するが、政府のご見解をご教示願いたい。

三 協力雇用主について、矯正施設入所者がその詳細を把握できるようになっているか。また、協力雇用主について、制度概要、実績、地域における分布、採用状況などをホームページ等で広く周知し、民間企業から幅広い支援を受ける環境整備を進める必要があると思料するが、政

府のご見解をご教示願いたい。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出矯正施設収容者に

に対する年金制度等の周知徹底に関する質問

に対する答弁書

一の1から4までについて

御指摘の「矯正施設収容者に対する年金、失业保険、社会保険の各制度や労働法制等に関する教育・アドバイス」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、矯正施設(刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)をいう。以下同じ。においては、その被収容者に対し、矯正施設内における生活の要領等とともに国民年金制度の概要について記載した冊子を居室に備え付け、収容の開始時にこれを閲読するよう指導することとしているほか、受刑者に対しては、刑の執行開始後速やかに行うべき指導の一環として公的年金等の概要について教示することとしており、各矯正施設において、被収容者に必要な情報が提供されているものと認識している。

三について

お尋ねの「その詳細を把握できるようになつてゐるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、矯正施設の被収容者について釈放後の就業先等の生活環境の調整を行う過程において、保護観察官等が、被収容者に対し、必要に応じて、協力雇用主(犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、そ

内閣衆質一八三第八号

平成二十五年二月十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員長 伊吹 文明殿

衆議院議員長妻昭君提出矯正施設収容者に対する年金制度等の周知徹底に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

の人数は把握していないが、各矯正施設において、このような情報の提供を含め、御指摘の通知に記載された事項について適切に実施し、被収容者が自ら国民年金制度に係る諸手続を行えるよう対応しているものと認識している。

二について

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定により、日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者は、国民年金制度に強制加入することとされており、矯正施設の被収容者であっても、これに該当する者は保険料を納付しなければならないが、同法第九十条第一項そ

の他の保険料の免除に関する規定による申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する

期間に係る保険料につき、これを納付することを要しないとし、その期間を同法第二十六条に規定する支給要件の期間に算入することができ

る。以下同じ。においては、その被収容者に対し、矯正施設内における生活の要領等とともに

国民年金制度の概要について記載した冊子を居室に備え付け、収容の開始時にこれを閲読する

よう指導することとしているほか、受刑者に対

しては、刑の執行開始後速やかに行うべき指導

一環として公的年金等の概要について教示す

ることとしており、各矯正施設において、被収

容者に必要な情報が提供されているものと認識

している。

質問番号ごとにできる限り、具体的にご回答をいただきことをお願いする。

右質問する。

者の改善更生に協力するため、保護観察所に登録している民間の事業主をいう。以下同じ。)について教示し、被収容者が協力雇用主の下での就労を希望する場合は、被収容者の希望を踏まえて協力雇用主に関する情報を提供している。

また、法務省においては、協力雇用主の意義や役割、全国の協力雇用主の登録数等の情報についてホームページで紹介し、新たな協力雇用主を広く募集しているところであり、引き続き、協力雇用主に関する周知に努めるなど、民間の事業主からの幅広い支援を受けられるよう環境整備を進めてまいりたい。

平成二十五年二月一日提出
質問 第九号
仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問主意書
提出者 西村 真悟
仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問主意書
(一) 大阪府堺市堺区大仙町に所在する第十六代天皇である仁徳天皇百舌鳥耳原中陵は、中央の墳丘を三重の周濠が囲む日本最大の前方後円墳で、陵墓地の外周は約三千メートル、東西の長さは六百五六十メートル南北の長さは七百九十三メートルであり、樹木が生い茂り広大な森となつており、陵墓地外の周辺に数基の陪塚がある。

その広大な陵墓地は、南向き正面の幅二十

メートルほどの参拝域以外は全て黒いスチール製の柵で囲まれていて、柵の各所には次のような標識が付けられている。

「陵墓地につき管理者の許可なく立ち入ることを禁止します 宮内庁古市陵墓監区事務所」「立入禁止 宮内庁」および「魚釣禁止 宮内庁」

南側正面の参拝域は陵墓地内に整えられており、中央の墳丘に向かって外から二つの周濠を渡り一番奥の周濠手前まで白い砂利が敷かれそこに鳥居が立てられているが、一番外の周濠を渡つた第二の周濠手前には石の柵があり一般的の参拝者が入れるのはここまでで、仁徳天皇御陵を訪れた人々はこの柵の手前で参拝もしくは見学をする。

この第二の周濠前の柵の手前東側の、第一の周濠と第二の周濠の間の土地(堤)には幅約五メートル奥行き約三メートルほどの木造平屋建ての事務所が建てられており「宮内庁書類部古市監区百舌鳥部事務所」なる木製の札が掲げられている(以下、宮内庁事務所といふ)。そして、墳丘に向かって右側に大きな木版が掲げられ次の事項が墨書きされている。
「仁徳天皇百舌鳥耳原中陵
一、みだりに区域内に立ち入らぬこと
一、魚鳥等を取らぬこと
一、竹木等を切らぬこと

宮内庁

以上が、仁徳天皇陵の外觀であるが、次に、現在、この仁徳天皇陵内で、宮内庁によつて行われつたある「工事」について説明する。

まず平成二十四年後半より、参拝域の左右の第一の周濠と第二の周濠の間の立ち入り禁止の陵墓地にある樹木が伐採された。

そして現在、西側の伐採あとには長さ十メートルほどのプレハブ住宅(以下、プレハブ)というが建てられ建築資材やバイクが置かれ、東側の宮内庁事務所の奥は、周濠に沿つて長さ二十メートル、幅十メートルほどの白い鉄板製フェンスで覆われて内部が見えなくされており、フェンスの手前には軽トラックが置かれている。

平成二十五年一月四日午後四時頃、当職がそのフェンスの隙間から中を見ると、既にこの地面は掘り起こされて建造物を設置する為のコンクリートの基礎が流し込まれて、そこに鉄筋が埋め込まれている。

平成二十五年一月四日午後四時頃、当職が工事期間 平成24年11月12日から 平成25年3月22日まで
設計者 同上
開発の目的 事務所 一戸一階
開発者の氏名 京都市上京区京都御苑3
宮内庁京都事務所

平成24年10月23日設置
そして、平成二十四年十一月頃から、宮内庁事務所東側手前に見学者向けに大きなプリキ製の看板が設置され、大きく「ご迷惑をおかけします 事務所改築工事を行つています」と書かれ、以下次のような記載が為されている。
「平成25年3月22日まで 時間帯8:30~17:30
仁徳天皇百舌鳥耳原中陵
一、みだりに区域内に立ち入らぬこと
一、魚鳥等を取らぬこと
一、竹木等を切らぬこと

仁徳天皇陵百舌鳥部事務所改築工事

発注者 宮内庁京都事務所

施工者 株式会社芝松組

そこで、現実に何が行われているかを次に説明する。

平成二十五年二月十四日 衆議院公議録第六号
議長の報告

の鉄筋の基礎をもつ建造物を新築しようとしている。

つまりこの実態は宅地造成工事であり、宮内庁はことあるうに陵墓地内を宅地造成して事務所を新築しようとしているのである（以下、新築しつつある事務所という）。

したがつて右の行為は、天皇陵の歴史的形態を維持し管理することを職務とする宮内庁による仁徳天皇百舌鳥耳原中陵の破壊である。

しかも、仁徳天皇百舌鳥耳原中陵は、日本最大の前方後円墳として全国の小中学校の歴史教科書に写真入りで紹介されている最も有名な見学者や参拝者が絶えない前方後円墳なのである。

よつて、同御陵を宮内庁による破壊から守るために緊急の必要性があるので、左の通り質問する。

なお、宮内庁の陵墓管理要領第二条（以下、管理要領という）は、左の通りである。

第二条 陵墓職員は、陵墓が皇室の祖先を葬つてその静安を期し、尊崇の対象として追慕、礼拝が行われることころであり、かつ、重要な文化的所産であることを深く認識し、誠心誠意その職務の遂行に努めなければならない。

二 陵墓職員は、常に次のこととに留意し、研究を怠つてはならない。

(一) 陵墓の尊厳及び良好な環境の保持

(二) 土地、施設その他の財産の監守及び保全

(三) 巡回の方法

(四) 災害及び緊急事態の対策

(五) 陵墓の沿革、葬られた方の御事蹟その他必要と認める事項

三 陵墓職員は、常に厳正な態度をとるとともに、沈着冷静に行動しなければならない。

四 陵墓職員は、参拝者に対して常に懇切丁寧な態度で接しなければならない。

五 陵墓職員は、陵墓の周辺の居住者等に対して常に誠実な態度で接し、また関係官公署その他と緊密な連けいを保つよう努めなければならない。

一 国家は国家の個性を端的に示す歴史的存在もしくは景観は断固として守らねばならないのであるが、特に万世一系の大皇を戴く我が国における歴代天皇の御陵は、總て百二十五代の天皇である今上陛下のご先祖の墳墓であり、それは我が国の現在に至る歴史的なり方すなわち國體を端的に示す尊い陵墓であるから、その歴史的姿は国家として断固として守らねばならないものと思料するのであるが、天皇を戴く国家である我が国における歴代天皇陵の維持管理の原則について、如何に考えておるのか答弁された

ことを禁止しているが、これは管理要領に基づく措置か。

また、その措置によって守り維持しようとするものは、管理要領に言う「陵墓の尊厳及び良好な環境の保持」と思われるが如何に思うか。

三 宮内庁事務所正面に掲げられている「開発行為等の計画の概要」に記載されている「開発行為」とは、陵墓地内で行われるのか、陵墓地外で行われるのか。

四 宮内庁事務所正面に掲げられている「開発行為等の計画の概要」に記載されている「開発区域の面積 3132・19 平方メートル」とは約千坪の広大な面積であるが、それは具体的に何処か、宮内庁事務所玄閥を起点として方位、距離等を明確に回答されたい。

五 「プレハブ」は陵墓地内に設置されているのか。陵墓地外に設置されているのか。

六 「新築しつつある事務所」は、陵墓地内に新築しつつあるのか。陵墓地外に新築しつつあるのか。

七 「新築しつつある事務所」にトイレが設置されているのか。

八 「新築しつつある事務所」にトイレを設置するのか。

九 「新築しつつある事務所」には事務室、湯沸室及び車庫・倉庫が設置されるが、その通りか。湯沸室における排水は陵墓地内に排出するのか。

一 宮内庁は、仁徳天皇陵の外周にスチール製の柵を設置して陵墓地内に許可なく人が立ち入る

車を入れるためのものか。

さらに、その車を何処から車庫に出入りさせ

るのか。

十 そもそも陵墓地内の礼拝所に隣接した西側に

プレハブを設置して建設資材を運び入れ作業員のバイクを駐車させ、礼拝所に隣接した東側の

陵墓地を掘り起こして車庫付の事務所を新築す

ることは、管理要領にいう「静安を期し、尊崇の対象として追慕、礼拝が行われるところ」と

しての仁徳天皇百舌鳥耳原中陵の「尊厳」と「良

好な環境」を宮内庁自ら疵付けていることとな

ると、思わないのか。

十一 何時の頃からか、礼拝所東側に宮内庁事務所とその東側に小屋が設置されていたのである

が、そもそも、そこは礼拝所なのであるから、

その宮内庁事務所等が老朽化したならばそれを

取り壊して陵墓地を復元し、新しい事務所は陵

墓地外に設置することとすることが管理要領の

趣旨に即して陵墓地の「尊厳」と「良好な環境」を

守るために存在する宮内庁の責務であるが、如何に考えるか。

十二 宮内庁は、自ら管理する陵墓を、自分たち

の自由にできる領地だと錯覚しているのではないか。

また、宮内庁は、何時の頃から陵墓地内に

事務所等を設置していたので、その事務所敷地

付近一帯の陵墓地即ち礼拝所一帯の宮内庁が

「開発区域」と名付けた 3132・19 平方メー

トルは、宮内庁の自由に「開発」できる既得権益地と錯覚しているのか。

そういう不埒な錯覚がなければ、陵墓地内にプレハブを作り陵墓地を掘り起こしてコンクリートを流し込み、そこに車庫付の事務所を設置するなど到底できないと思うのであるが、それを当然できるものと考えているのか。

十三 仁徳天皇百舌鳥耳原中陵の昔からの歴史的・存在と景観を維持し管理する責務のある宮内庁は、既に説明したとおり、見学者や参拝者には「事務所改築工事」と表示しながら、実態は陵墓域内の3132・19平方メートルを「開発区域」とする事務所の新築を含む「開発工事」を実施してきたのであるが、宮内庁はその本来の職務に立ち戻るならば、直ちに当該工事を中止して、樹木を伐採し土を掘り起こしてコンクリートを流し込んだ陵墓地内を元の形状に復元すべきであると確信するが、工事継続か工事中止か、何れか答弁されたし。

十四 仁徳天皇陵南側正面の外に陵墓地に隣接して宮内庁所管の約二百坪ほどの駐車場があるが、そこにある宮内庁所管の土地の面積を回答されたい。

十五 仁徳天皇陵を市域に持つ堺市は、仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群の世界遺産登録をめざし仁徳天皇陵南側一帯に数基の陪塚が点在する広大な大仙公園を設置し、仁徳天皇陵の景観と環境保持に熱心であるが、宮内庁は管理要領にあり通り「関係官公署その他と緊密な連携を保つ

ように努めなければならない」のであるから、

宮内庁は、堺市と協議して、陵墓地外に有する右のような所管の土地を利用して事務所をそこで設置し、または、大仙公園内に事務所用地を

求めて事務所を建設するならば、車が自由に入りできる車庫も応接室も使所もある仁徳天皇陵だけでなく広大な百舌鳥古墳群全体の陵墓管

理のために、また、その業務に従事する宮内庁職員のために、機能的で快適な管理事務所を建

設することができる。

何故今まで、この陵墓地外に宮内庁事務所を設置しようとしなかったのか、その理由を回答されたい。

さらに、今からでも遅くはないのであるから、この陵墓地の外に宮内庁事務所を設置するために、堺市との「緊密な連携を保ち」、同市とそのための協議を始めるつもりはあるのかないのか、回答されたい。

右質問する。

そのための協議を始めるつもりはあるのかないのか、回答されたい。

お尋ねの「スチール製の柵」は、法第九条の五の規定に基づき仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(以下の規定)に基づき仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(以下「本件陵」という)を適切に管理するために設置しているものであり、これにより部外者による立入り等の防止を図り、御指摘の「陵墓の尊厳及び良好な環境の保持」に努めているところであります。

三について

一について

お尋ねの「スチール製の柵」は、法第九条の五の規定に基づき仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(以下の規定)に基づき仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(以下「本件陵」という)を適切に管理するために設置しているものであり、これにより部外者による立入り等の防止を図り、御指摘の「陵墓の尊厳及び良好な環境の保持」に努めているところであります。

御指摘の「陵墓地内」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、本件陵内で行われている。

二について

お尋ねについては、御指摘の「南向き正面の

中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西村眞悟君提出仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対する答弁書

宮内庁としては、御指摘の「歴代天皇陵」を含め、その所管に属する国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)以下「法」という。第三条第

二項第三号に規定する皇室用財産である陵墓管

設置しようとしたのか、その理由を回答されたい。

何故今まで、この陵墓地外に宮内庁事務所を設置しようとしなかったのか、その理由を回答されたい。

さらに、今からでも遅くはないのであるから、この陵墓地の外に宮内庁事務所を設置する

ために、堺市との「緊密な連携を保ち」、同市とそのための協議を始めるつもりはあるのかない

のか、回答されたい。

お尋ねの「スチール製の柵」は、法第九条の五の規定に基づき仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(以下の規定)に基づき仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(以下「本件陵」という)を適切に管理するために設置しているものであり、これにより部外者による立入り等の防止を図り、御指摘の「陵墓の尊厳及び良好な環境の保持」に努めているところであります。

三について

一について

お尋ねについては、御指摘の「南向き正面の

中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねについては、御指摘の「南向き正面の

中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対し、別紙答弁書を送付する。

という。)並びに御指摘の「第一の周濠と第二の周濠の間の土地(堤)」のうち御指摘の「宮内庁事務所玄関」を起点として東方向に幅約六メートル、長さ約二百八十六メートルの土地、その東

端から北方向に幅約六メートル、長さ約二十九メートルの土地及びその北端が接する渡土堤である。

お尋ねについては、いずれも本件陵内である。

お尋ねについては、いざれも本件陵内である。

お尋ねについては、設置していない。

お尋ねについては、設置することとしている。

お尋ねについては、設置していない。

お尋ねの「事務室、湯沸室及び車庫・倉庫」に

ついては設置し、当該湯沸室からの汚水は公共下水道に排水することとしている。また、当該

車庫には主に本件陵の管理に使用する宮内庁所有の車両を保管することとし、当該車両が当該

車庫と公道との間を行き来するに当たつては、御指摘の「駐車場」及び一般拝所を通行することとしている。

十から十三までについて
御指摘の「駐車場」及び一般拝所を通行することとしている。

御指摘の「駐車場」及び一般拝所を通行することとしている。

御指摘の「駐車場」及び一般拝所を通行することとしている。

件陵内における皇室による祭祀に際して必要となる業務や、本件陵の静安と尊厳を保持するための御指摘の「南側正面の参拝域」の監守、一般の参拝者への応対等の管理業務を適切に行うために設置するものであることから、その建物は、一般拝所に近接して本件陵内に設置することが合理的であると考えてきたところであり、お尋ねの「開発工事」は予定通り継続して行う。

なお、御指摘の「開発区域」内において行われる工事は、御指摘の「新築しつつある事務所」の建設であり、当該事務所の延べ面積は、九十三・三九平方メートルである。

今後とも、陵墓における事務所の改築等に当たつては、陵墓としての静安と尊厳を保持するため、環境にも配慮し、必要最小限のものとしてまいりたい。

お尋ねについては、五百五十七・六五平方メートルである。

十五について

十から十三までについてでお答えしたところ、百舌鳥部事務所の建物は、一般拝所に近接して本件陵内に設置することが合理的であると考えてきたところである。なお、本件陵の管理に当たつては、周辺の居住者及び堺市の協力が不可欠であることから、引き続き良好な関係を保持していきたいと考えている。

平成二十五年二月一日提出
質問第一〇号

アルジェリアで発生した人質事件に対する駐アルジェリア日本国大使の対応に関する質問

主意書

提出者 石川 知裕

右質問する。
日にちを全て挙げられたい。
四 人質事件に対する川田大使はじめ大使館の対応は適切かつ充分であつたか。政府の見解如何。

二について

川田大使は、記者会見は行つていない。

三について

城内実外務大臣政務官を始めとする外務省の

職員が平成二十五年一月二十日に、医務官を含む外務省及び警察庁の職員が同月二十一日に、それぞれ本件事件の発生したイナメナスに赴いた。

四について

大使館の対応に対する評価については、内閣

官房長官を長とする「在アルジェリア邦人に對するテロ事件の対応に関する検証委員会」及び

外務大臣を長とする「海外における企業・邦人の安全対策の強化のための対策チーム」の作業

を踏まえ、検討していく考え方である。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出アルジェリアで

発生した人質事件に対する駐アルジェリア

日本国大使の対応に関する質問に対する答

弁書

平成二十五年二月一日提出
質問第一一号

不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

不祥事を働いた警察官への処分等に関する新聞をはじめとする各種報道によると、昨年に赴いているか。現地に行つた者の官職氏名並びに使館の職員を含め最終的には約五十名以上の職

員が、同本部の構成員として、在アルジェリア

邦人に對するテロ事件（以下「本件事件」といいう。）の対応に当たつた。

二について

員が、同本部の構成員として、在アルジェリア

邦人に對するテロ事件（以下「本件事件」といいう。）の対応に当たつた。

(号外) 報

人、また逮捕された者は九十三人に上り、統計のある二〇〇〇年以降最多を記録したことが、本年一月三十一日、警察庁のまとめによつて明らかになつたことである。また、停職、減給、戒告等の懲戒処分者数は四百五十八人で八年ぶりに四百人を超え、懲戒停職者も前年比四十五人増えて過去最悪の百二十八人になったとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 前文で挙げた、過去最悪とも言える警察官の不祥事に対し、政府、特に古屋圭司国家公安委員会委員長としてどのような見解を有しているか。

二 前文で挙げたような事態が生じた原因は何にあるか。政府、特に古屋委員長の見解を示されたい。

三 本年一月二十五日、第九十代警視総監に、一九七九年に警察庁に入庁した西村泰彦氏が就任した。西村総監は就任記者会見で、「票をくじき弱きを助けるのが警察」と述べているが、前文で挙げた事実関係と照らし合わせる時、西村総監の右の発言は、警察官の実態に即したものとはとても言えないと考える。「悪をくじき弱きを助ける」警察を目指すのなら、組織の抜本的な改革が求められると考えるが、古屋委員長として、今後どのような警察改革に取り組むのか説明されたい。

四 三の警察改革の一環として、取調べを録音、録画する、いわゆる取調べの可視化、しかも自

白部分等の一部ではなく、全過程の可視化措置も求められると考えるが、古屋委員長の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第一一號
平成二十五年二月十二日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員石川知裕君提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対する答弁書

一 前文で挙げた、過去最悪とも言える警察官の不祥事に対し、政府、特に古屋圭司国家公安委員会委員長としてどのような見解を有しているか。

二 前文で挙げたような事態が生じた原因は何にあるか。政府、特に古屋委員長の見解を示されたい。

三 本年一月二十五日、第九十代警視総監に、一九七九年に警察庁に入庁した西村泰彦氏が就任した。西村総監は就任記者会見で、「票をくじき弱きを助けるのが警察」と述べているが、前文で挙げた事実関係と照らし合わせる時、西村総監の右の発言は、警察官の実態に即したものとはとても言えないと考える。「悪をくじき弱きを助ける」警察を目指すのなら、組織の抜本的な改革が求められると考えるが、古屋委員長として、今後どのような警察改革に取り組むのか説明されたい。

四 三の警察改革の一環として、取調べを録音、録画する、いわゆる取調べの可視化、しかも自

一つと考えている。

三について

平成二十四年八月に警察庁は、全国の警察に對し、警察改革の精神を徹底させるために実現すべき施策の実施を指示したところである。今後とも、全ての警察職員が一丸となつて、当該施策を着実に推進することにより、国民の信賴及び治安の確保に努めてまいりたい。

四について

被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の在り方については、現在、法制審議会において調査審議が進められているところである。警察においても、引き続き、被疑者取調べの録音・録画の試行を実施するなどして、被疑者取調べの録音・録画の在り方について検討を進めてまいりたい。

二について

平成二十四年に懲戒処分を受けた警察職員の数が前年に比べ増加したこと等については、国民の警察に対する信頼を揺るがしかねない重大な問題であると考えている。

二について

平成二十四年に懲戒処分を受けた警察職員の数が前年に比べ増加したこと等の原因について、懲戒処分の事由には様々なものがあることから、一概にお答えすることは困難であるが、平成十二年以降警察において推進してきた警察改革の精神が徹底されていないことも、原因の

緊急経済対策の前文「日本経済再生に向けた

取組の第一弾」に、「(中略)政策の基本哲学をこれまでのいわば『縮小均衡の分配政策』から、『成長と富の創出の好循環』へと転換させ、『強

い経済』を取り戻すことに全力で取り組む。(後略)」とある。そこでお尋ねする。

1 前文に記載されている『縮小均衡の分配政策』が採用されていた期間は、いつからいつまでか、可能な限り具体的にご教示願いたい。

2 前文に記載されている『縮小均衡の分配政策』とは、具体的にどのような政策なのか。当該政策が講じられた政権名とそれぞれの政策の名称・内容をご教示願いたい。

3 前文に記載されている『縮小均衡の分配政策』がなされていた期間においては、『成長と富の創出の好循環』に関する政策は実施されていなかつたとのご認識か。また、『分配政策』と『成長と富の創出の好循環』は同時に達成できないというご認識か。政府のご見解をご教示願いたい。

4 前文に記載されている「(中略)政策の基本哲学をこれまでのいわば『縮小均衡の分配政策』から、『成長と富の創出の好循環』へと転換させ、『強い経済』を取り戻すことに全力で取り組む。(後略)」との文章は、誰の指示で記載したのか。記載が決まった過程をご教示願いたい。

質問 第一二号

緊急経済対策における経済状況の認識等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

平成二十五年二月四日提出

質問 第一二号

緊急経済対策における経済状況の認識等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

平成二十五年一月十一日に閣議決定された「日

本経済再生に向けた緊急経済対策」(以下、「緊急経済対策」)についてお尋ねする。

1 前文に記載されている「(中略)政策の基本

哲学をこれまでのいわば『縮小均衡の分配政策』から、『成長と富の創出の好循環』へと転換させ、『強い経済』を取り戻すことに全力で取り組む。(後略)」との文章は、誰の指示で記載したのか。記載が決まった過程をご教示願いたい。

5 以上を踏まえ、前文に記載されている『縮小均衡の分配政策』に対する政府の評価を

教示願いたい。

二 緊急経済対策の第二章「日本経済再生に向けたの考え方」の「機動的な経済財政運営」に「(中略)持続的成長に貢献する分野や日本を支える

将来性のある分野に重点を置き、その中で特に、即効性や需要創造効果の高い施策を優先する。(後略)とある。そこでお尋ねする。

1 第二章に記載されている「即効性の高い施策」とは具体的にどのような政策か。さらに、これまでの歴代政権で実施された政策の

うち、主な政策の名称、当該政策が実施された政権名を十程度ご教示願いたい。その上で、これらの政策に比べ、今般の緊急経済対策が優れている点、劣っている点をご教示願いたい。

2 第二章に記載されている「需要創造効果の高い施策」とは具体的にどのような政策か。さらに、これまでの歴代政権で実施された政

策のうち、主な政策の名称、当該政策が実施された政権名を十程度ご教示願いたい。その上で、これらの政策に比べ、今般の緊急経済対策が優れている点、劣っている点をご教示願

いたい。

内閣衆質一八三第一二二号
平成二十五年二月十二日
内閣総理大臣 安倍 晋二
衆議院議員長妻昭君提出緊急経済対策における
経済状況の認識等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出緊急経済対策における
経済状況の認識等に関する質問に対す
る答弁書

の1から3まで及び5について

第二次安倍内閣においては、日本経済再生に

向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、

お尋ねの「需要創造効果の高い施策」とは、過去の施策との比較ではなく、一般的に我が国の

総需要の水準を高める効果が高い施策のことであり、例えば、緊急経済対策で力点をおいたイ

ンフラの老朽化対策、事前防災・減災対策が該

得の好循環を目指すこととしている。したがつて、個々の施策や期間についてではなく、こう

した政策の基本哲学の転換を象徴的に表現するため、「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富

された政権名を十程度ご教示願いたい。その上で、これらの政策に比べ、今般の緊急経済対策が優れている点、劣っている点をご教示願いたい。

質問番号ごとにできる限り、具体的にご回答をいただきことをお願いする。

右質問する。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成二十五年一月十一日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)は、内閣総理大臣指示に基づ

き、経済再生担当大臣及び内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が取りまとめ、日本経済再生本部決定を経て、閣議決定されたものであり、この決定過程の中で、文案が確定したものである。

お尋ねの「即効性の高い施策」とは、過去の施策との比較ではなく、一般的に効果が速やかに現れる施策のことであり、例えば、緊急経済対策においては予算の早期執行が見込まれる施策が該当すると考える。

二の1について

お尋ねの「即効性の高い施策」とは、過去の施

策との比較ではなく、一般的に効果が速やかに現れる施策のことであり、文案が確定したものである。

平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問主意書

平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問主意書

一 「執行役社長については、取締役会において選任されるものであり、会社の経営判断」としつつも「天下りの固定ポストにするつもりはありません」と政府の関与または影響を示唆していることとの関係は如何に。

二 そもそも「天下り」「天下り固定ポスト」の用語についての定義は如何に。

三 現に、ともに財務省OBである齋藤次郎氏、坂篤郎氏が二代継続し社長に就任するということが等について

(一) 同社の取締役会が適任と判断する限り、政府としては、適切と考へるのか。

(二) 今後何代も財務省OBが継続して同社の取締役会が適任と長に就任しても、同社の取締役会が適任と判断する限り、政府としては、適切と考へるのか。

平成二十五年二月四日提出
質問 第一三三号

平成二十五年一月三十一日衆議院本会議にお

いてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に關わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する

質問主意書

提出者 大熊 利昭

右質問する。

質問番号ごとにできる限り、具体的にご回答をいただきことをお願いする。

内閣衆質一八三第三号

平成二十五年二月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹文明殿

衆議院議員大熊利昭君提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大熊利昭君提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に

対する答弁書

について

御指摘の「天下りの固定ポストにするつもりはありません。」との安倍晋三内閣総理大臣の答弁（以下「総理答弁」という）は、「日本郵政株式会社の社長は、財務省からの天下り固定ポストにするつもりなのか」との趣旨の質問に対してお答えしたものです。日本郵政株式会社の執行役社長の選定については、同社の経営判断により行わるものであり、総理答弁が「政府の関与ま

たは影響を示唆している」との御指摘は当たらぬ。

二について

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう。「天下り固定ポスト」については、総理答弁において

は、同一の府省庁が退職後の職員を連続して特定の企業、団体等のポストに就かせ、当該ポストが特定の府省庁の退職後の職員により固定的に占められることとなることを指したものである。

三について

日本郵政株式会社の執行役社長の選定については、同社の経営判断により行われるものであり、その選定に際し、政府として判断を下す制度とはなっていない。

安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案

右の議案を提出する。
提出者 平成二十五年二月十四日

佐田玄一郎
秋元司
渡辺周
櫻田義孝
古川禎久
高木毅
御法川信英

（以上「総理答弁」という）は、「日本郵政株式会社の社長は、財務省からの天下り固定ポストにするつもりなのか」との趣旨の質問に対しても、同社の経営判断により行わるものであり、総理答弁が「政府の関与ま

るまでに諸合意に従つて速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、我が国を安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるべきである。

さらに、国連安理会決議二〇八七号を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、国連安保理理事国に対し行動を促すとともに、新たな制裁措置を含む安保理決議が具体化されるよう努力すべきである。また、北朝鮮に対する制裁の徹底及び追加的制裁など断固たる措置を引き続き実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もつて国民の負託に応えるべきである。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に對し重ねて嚴重に抗議するとともに、北朝鮮が、こ

れまでの諸合意に従つて速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、我が国を安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるべきである。

さらに、国連安理会決議二〇八七号を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、国連安保理理事国に対し行動を促すとともに、新たな制裁措置を含む安保理決議が具体化されるよう努力すべきである。また、北朝鮮に対する制裁の徹底及び追加的制裁など断固たる措置を引き続き実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もつて国民の負託に応えるべきである。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に對し重ねて嚴重に抗議するとともに、北朝鮮が、こ

右決議する。
平成二十四年度一般会計補正予算（第1号）

右
国会に提出する。
平成二十四年一月三十日

内閣総理大臣 安倍晋三

平成24年度一般会計補正予算

予算総則補正

区分	平成24年度成 立予算額(千円)	補正額			改平成24年度 予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	90,333,931,511	10,652,956,630	△ 450,239,197	△ 10,202,717,433	100,536,648,944
歳出	90,333,931,511	12,267,729,870	△ 2,065,012,437	△ 10,202,717,433	100,536,648,944

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により平成24年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」、「繰り越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表」に関する補正調書は、別に添付する。

第6条 平成24年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成24年度において公債を発行することができる限度額「5,909,000,000千円」を「11,429,000,000千円」に改める。

2 平成24年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定により平成24年度において公債を発行することができる限度額「38,335,000,000千円」を「38,036,000,000千円」に改める。

第7条 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第4条第1項の規定により平成24年度において公債を発行することができる限度額は、2,584,166,113千円とする。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

第8条 平成24年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「独立行政法人國立公文書館施設整備費」の次に、「原子力災害対策費(原子力災害対策施

設整備費補助金に限る。)、地域経済活性化・雇用創出推進費」を加え、所管総務省、組織総務本省に係る項の「独立行政法人情報通信研究機構施設整備費」の次に「情報通信技術高度利用推進費(地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に限る。)」を加え、組織消防庁に係る項の「消防防災体制等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)」の前に「消防防災施設費」を加え、所管外務省、組織外務本省に係る項の「外務本省施設費」の次に「独立行政法人国際協力機構施設整備費」を加え、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「文部科学本省施設費」の次に「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金)」の次に「及び私立学校建物其他災害復旧費補助金」を、「放射能調査研究費(船舶建造費に限る。)」の前に「科学技术・学術政策推進費(地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金に限る。)」を加え、組織文部科学本省所轄機関に係る項の「文部科学本省所轄研究所施設費」の前に「日本学士院施設費」を加え、組織文化庁に係る項の「独立行政法人国立美術館施設整備費」の前に「日本芸術院施設費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「厚生労働本省施設費」の次に「医療提供体制確保対策費(医療施設耐震化臨時特別交付金に限る。)」を加え、「医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金)」の次に「医療施設等災害復旧費補助金」を加え、「介護保険制度運営推進費(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。)」の次に「社会福祉施設基盤強化推進費」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「都市農村交流等対策費(都市農村交流等対策整備交付金に限る。)」の次に「農村地域資源等保全推進費(特殊自然災害対策整備費補助金に限る。)」を、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費」の次に「農業競争力強化基盤整備事業費」を加え、組織林野庁に係る項の「森林整備・林業等振興対策費」の次に「森林整備加速化・林業再生整備費補助金及び」を加え、組織水産庁に係る項の「独立行政法人水産大学校施設整備費」の次に「漁村振興対策費(水産物加工・流通等対策整備費補助金に限る。)」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「鉄道安全対策事業費」の次に「(鉄道防災事業費補助及び鉄道施設総合安全対策事業費補助に限る。)」を、「都市再生・地域再生整備事業費」の次に「都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入」を、「北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入」の次に「離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入」を加え、所管環境省、組織環境本省に係る項の「廃棄物処理施設整備費」の前に「地域温暖化対策事業費」を、「自然公園等事業工事諸費」の次に「廃棄物処理施設災害復旧事業費」を加え、組織環境本省及びそれに係る項の下段にそれぞれ「地方環境事務所」、「地方環境事務所施設費」を加える。

第9条 平成24年度一般会計予算総則第10条の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の第1項に「ただし、主管財務省、部前年度剩余金受入、款前年度剩余金受入、頂東日本大震災復興前年度剩余金受入(「財政法」第6条の純剩余金の受入に限る。)のうち989,523,732千円は、償還費用の

財源に充てる収入とする」を加え、同項の表中主管財務省の次に

財務省	前年度剰余金 受入	前年度剰余金 受入	東日本大震災復興前年度剰余金受入(「財政法」第6条の純剰余金の受入に限る。)
-----	--------------	--------------	--

を加える。

第10条 平成24年度一般会計予算総則第11条を次のとおり改める。

「第11条 削除」

第11条 平成24年度一般会計予算総則第13条第1項の債務保証契約の限度額の表中

6 株式会社企業再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社企業再生支援機構法」(反称) 額面総額及び元本金額の合計額 1,699,000,000千円並びにその利息に 相当する金額
--------------------------------	--

を

甲号 歳入歳出予算補正

(財) 財務省

主 管 部	款	項	補			額
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
内閣府	雜 収 入	納 付 金	12,125	0	0	12,125
総務省	雜 収 入	雜 納 付 金	12,125	0	0	12,125
外務省	雜 収 入	諸 収 入	1,886,538	0	0	1,886,538
財務省	租 稅 及 印 紙 収 入	電 波 利 用 料 収 入	5,148,528	0	0	5,148,528
		納 付 金	5,148,528	0	0	5,148,528
		雜 納 付 金	5,148,528	0	0	5,148,528
		租 稅	368,000,000	△	107,000,000	261,000,000
			368,000,000	△	107,000,000	261,000,000

に改める。

第12条 平成24年度一般会計予算総則第15条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「総合特区推進調整費」の次に、「地域経済活性化・雇用創出推進費」を加える。

第13条 平成24年度一般会計予算総則第19条の消費税の収入が充てられる経費の範囲の表中、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金」、「国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金」を、「国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金」の次に、「老人医療給付費負担金」を、「後期高齢者医療給付費等負担金」の次に、「国民健康保険組合老人保健医療費拠出金負担金」を、「後期高齢者医療財政調整交付金」の次に、「国民健康保険組合老人保健医療費拠出金財政調整交付金」を加える。

	所 得 稅	110,000,000	110,000,000
	法 人 稅	184,000,000	184,000,000
	相 続 稅	74,000,000	74,000,000
	消 費 稅	0	107,000,000
政府資産整理収入			
回収金等収入			
特別会計整理収入	45,729,954	△	45,360,204
政府出資回収金収入	45,729,954	△	45,360,204
雑 収 入			
国有財産利用収入	1,127,495	△	1,127,495
納付金	44,602,459	△	44,232,709
配当金収入	29,654,456	△	2,574,852
独立行政法人造幣局 納付金	2,574,852	0	2,574,852
諸 収 入			
特別会計受入金	14,408,642	0	14,408,642
雑 納 付 金	14,132,439	0	14,132,439
前年度剩余金受入	12,670,962	△	31,198,485
前年度剩余金受入	7,605,374	△	36,264,073
公 債 金	5,065,588	0	5,065,588
公 債 金	8,104,166,113	△	7,805,166,113
公 債 金	8,104,166,113	△	7,805,166,113
特 例 公 債 金	5,520,000,000	0	5,520,000,000
年金特例公債金	0	△	299,000,000
前年度剩余金受入	2,584,166,113	0	2,584,166,113
前年度剩余金受入	1,987,005,885	0	1,987,005,885
前年度剩余金受入	1,987,005,885	0	1,987,005,885
東日本大震災復興前 年度剩余金受入	870,554,167	0	870,554,167
計	1,116,451,718	0	1,116,451,718
	10,534,556,408	△	10,084,317,211

(外) 報 収

文 部 科 学 省	雜 取 入	納 付 金	2,115,967	0	2,115,967
厚 生 労 働 省	雜 取 入	納 付 金	2,115,967	0	2,115,967
		獨立行政法人日本ス ボーツ振興センター 納付金	1,004,173	0	1,004,173
		雜 納 付 金	1,111,794	0	1,111,794
農 林 水 產 省	雜 取 入	納 付 金	54,884,171	0	54,884,171
		雜 納 付 金	392,166	0	392,166
		雜 納 付 金	392,166	0	392,166
經 濟 產 業 省	雜 取 入	納 付 金	54,492,005	0	54,492,005
		雜 納 付 金	54,492,005	0	54,492,005
國 土 交 通 省	雜 取 入	納 付 金	15,071,042	0	15,071,042
		雜 納 付 金	73,866	0	73,866
		雜 納 付 金	73,866	0	73,866
環 境 省	雜 取 入	納 付 金	14,997,176	0	14,997,176
		雜 納 付 金	408,622	0	408,622
		雜 納 付 金	14,588,554	0	14,588,554
		雜 納 付 金	1,796,468	0	1,796,468
		雜 納 付 金	1,796,468	0	1,796,468
		雜 納 付 金	1,796,468	0	1,796,468
		雜 納 付 金	37,483,421	0	37,483,421
		雜 納 付 金	31,901,430	0	31,901,430
		雜 納 付 金	31,901,430	0	31,901,430
		雜 納 付 金	5,581,991	0	5,581,991
		雜 納 付 金	5,581,991	0	5,581,991
		雜 納 付 金	1,962	0	1,962
		雜 納 付 金	1,962	0	1,962
		雜 納 付 金	1,962	0	1,962
	歲 入 補 正 額 總 計		10,652,956,630	△ 450,239,197	10,202,717,433

(外)号(報)出歳

所 管	組 織	項	補		
			追 加 額(千円)	修 正 額(千円)	差 引 額(千円)
皇 國 会 室	費 院	宮 廷 費	0	△ 138,939	△ 138,939
衆 議 院	衆 議 院	立 院	142,067	△ 2,489,096	△ 2,347,029
參 議 院	參 議 院	立 院	111,466	△ 1,961,393	△ 1,849,927
立 國 會 圖 書 館	立 國 會 圖 書 館	立 院	70,611	△ 781,424	△ 710,813
裁 判 官 訴 追 委 員 會	裁 判 官 訴 追 委 員 會	裁 判 官 訴 追 委 員 會	0	△ 10,599	△ 10,569
裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	0	△ 12,971	△ 12,971
國 會 所 管 補 正	最 高 級 裁 判 所	裁 判 所 費 費	2,243,678	△ 5,255,453	△ 4,931,309
裁 判 所	最 下 檢 察 審 查	裁 判 所 費 費	707,686	△ 4,266,547	△ 2,022,869
裁 判 所	裁 判 所 施 設 費	裁 判 所 費 費	0	△ 820,063	△ 820,063
會 計 檢 查 院	計 計 計	計 計 計	21,220,335	0	21,220,335
會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	24,171,699	△ 21,340,166	2,831,533
會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	110,709	△ 1,132,533	△ 1,021,844
會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	48,446	0	48,446
計	計	計	159,155	△ 1,132,533	△ 973,398
內 閣	內 閣 官 房	內 閣 官 房 共 通 費	1,620,184	△ 2,453,257	△ 833,073
內 閣	內 閣 官 房 施 設 費	內 閣 官 房 施 設 費	297,675	0	297,675
安 全 保 障 會 議 計	情 報 收 集 衛 星 業 務 費	費 費 費 費 費	0	△ 3,166,003	△ 3,166,003
人 事	內 閣 法 制 局	內 閣 法 制 局	0	△ 32,523	△ 32,523
人 事	內 閣 所 管 補 正	額 合 計	1,917,859	△ 5,651,733	△ 3,733,924
人 事	內 閣 法 制 局	內 閣 法 制 局	0	△ 82,035	△ 82,035
人 事	內 閣 所 管 補 正	額 合 計	55,915	△ 717,725	△ 661,810
人 事	內 閣 所 管 補 正	額 合 計	1,973,774	△ 6,451,543	△ 4,477,769

内閣府外局報官

内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	211,112	△	1,633,750	△	1,422,638
内閣本府施設費		110,100	0	△	38,480	△	38,480
独立行政法人国立公文書館運営費		0	0	△	857	△	857
政策広報費		0	0	△	16,004	△	16,004
遺棄化学兵器廃棄処理事業費		12,871,875	3,007,243	△	5,633	△	3,001,610
原子力災害対策費		0	0	△	65,918	△	65,918
経済財政政策費		1,398,000,000	1,398,000,000	0	13,500,000	△	13,500,000
地域活性化政策費		13,500,000	0	△	1,857	△	1,857
地域活性化・雇用創出推進費		0	0	△	11,812	△	11,812
地域再生推進費		0	0	△	307,500	△	307,500
科学技術政策費		0	0	△	5,571,000	△	5,337,663
宇宙開発利用政策費		0	0	△	233,317	△	233,317
防災政策費		0	0	△	4,411,311	△	4,411,311
沖縄政策費		0	0	△	4,383,345	△	4,383,345
沖縄振興交付金事業推進費		0	0	△	9,799,000	△	9,799,000
沖縄教育振興事業費		0	0	△	3,020,000	△	3,004,493
沖縄開発事業費		0	0	△	15,507	△	15,507
共生社会政策費		0	0	△	267	△	267
食品安全政策費		0	0	△	133,910	△	133,910
経済社会総合研究所費		0	0	△	37	△	37
迎賓施設運営費		0	0	△	6,000	△	6,000
沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入		6,000	0	0	2,817,000	△	2,817,000
沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入		2,817,000	0	0	7,892,000	△	7,892,000
沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入		7,892,000	0	0	2,444,855	△	2,444,855
沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入		2,444,855	0	0	2,436,807	△	2,436,807
計		1,468,352,341	1,466,186,944	△	2,165,397	△	1,111,111

(号) 報 告

北 方 対 策 本 部	北 方 対 策 本 部 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	0	△	19,613	△	19,613
国際平和協力本部議	国際平和協力本部議	0	△	10,521	△	10,521
日本学術会議	日本学術会議	0	△	30,134	△	30,134
官民人材交流センター	官民人材交流センター	0	△	30,100	△	30,100
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	0	△	65,211	△	65,211
沖縄治水事業工事諸費用	沖縄治水事業工事諸費用	0	△	39,208	△	39,208
沖縄道路整備事業工事諸費用	沖縄道路整備事業工事諸費用	0	△	342,921	△	342,921
沖縄港湾空港整備事業工事諸費用	沖縄港湾空港整備事業工事諸費用	0	△	73,518	△	73,518
沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	0	△	72,014	△	72,014
計	計	0	△	59,817	△	59,817
宮 内 府 会 員 会 席	宮 内 府 会 員 会 席	0	△	7,547	△	7,547
宮 正 取 引 委 員 會	宮 正 取 引 委 員 會	0	△	10,221	△	10,221
警 察 事 務 局	警 察 事 務 局	0	△	46,090	△	46,090
内 政 事 務 局	内 政 事 務 局	0	△	612,128	△	612,128
内 政 事 務 局	内 政 事 務 局	78,701	△	746,611	△	667,910
内 政 事 務 局	内 政 事 務 局	58,475	△	677,981	△	619,506
内 政 事 務 局	内 政 事 務 局	548,513	△	6,308,739	△	5,760,226
内 政 事 務 局	内 政 事 務 局	2,864,497	△	126,869	△	2,737,628
内 政 事 務 局	内 政 事 勿	164,824	△	74	△	164,750
内 政 事 勿	内 政 事 勿	0	△	5	△	5
内 政 事 勿	内 政 事 勿	10,911,430	△	133	△	10,911,297
内 政 事 勉	内 政 事 勉	5,734	△	634,428	△	628,694
内 政 事 勉	内 政 事 勉	110,360	△	552,405	△	442,045
内 政 事 勉	内 政 事 勉	439,890	△	104,152	△	335,738
内 政 事 勉	内 政 事 勉	156,803	△	60	△	156,743
内 政 事 勉	内 政 事 勉	179,122	△	290	△	178,832
内 政 事 勉	内 政 事 勉	277,486	△	90,641	△	186,845

外(即)報

警 禁 活 動 基 盤 整 備 費 計	50,217,811	△	1,176,972	49,040,839
金 融 行 府	65,876,470	△	8,994,768	56,881,702
金 融 機 能 安 定 確 保 費	121,017	△	1,398,742	1,277,725
投 資 者 等 保 護 費	0	△	103	103
消 費 者 行 府	121,017	△	33,772	33,772
消 費 者 行 府 共 通 費	0	△	1,432,617	1,311,600
消 費 者 政 策 費	6,020,000	△	269,684	269,684
独 立 行 政 法 人 国 民 生 活 セ ュ ー ド 一 運 營 費	0	△	19,486	6,000,514
内 閣 府 所 管 補 正 額 合 計	6,020,000	△	93,056	93,056
総 務 本 省	1,540,507,004	△	382,226	5,637,774
総 務 本 省 共 通 費	501,078	△	15,176,381	1,525,330,623
地 域 振 興 費	1,020,000	△	3,513,535	3,012,457
地 方 交 付 税 交 付 金	4,008,003	0	0	1,020,000
選 举 制 度 等 整 備 費	290,639,853	0	0	4,008,003
電 子 政 府 ・ 電 子 自 治 体 推 進 費	3,735,585	△	14	△ 14
情 報 通 信 技 术 研 究 创 新 推 進 費	7,231,800	0	0	3,735,585
独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 构 运 营 費	0	△	301,000	7,231,800
独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 构 施 設 整 補 費	50,000,000	0	0	50,000,000
情 報 通 信 技 术 高 度 利 用 推 進 费	26,471,222	0	26,471,222	
情 報 通 信 技 术 利 用 环 境 整 備 费	3,100,000	0	3,100,000	
电 波 利 用 料 财 源 电 波 监 视 等 施 费	5,993,297	△	175,917	5,817,380
情 報 通 信 国 际 戰 略 推 進 费	0	△	2,702	2,702
邮 政 行 政 推 進 费	62,539	△	1,352	61,187
恩 给 費	0	△	191,613	191,613

(外) 報 申

		統計調査費 独立行政法人統計センター運営費 計	0	△	638,773	△	638,773
管区行政評価局 総合通信局	管区行政評価局共通費 総合通信局共通費 電波利用料財源電波監視等実施費 計	392,763,377 0 0 0	△ △ △ △	377,141 5,202,047 1,926,585 753,489	△ △ △ △	377,141 387,561,330 1,926,585 753,489	
公害等調整委員会 消防防災体制等整備費 計	公害等調整委員会 消防庁共通費 消防庁施設設備費 17,530,582 18,527,425 122,833	0 0 0 0	△ △ △ △	999,993 46,799 122,833 17,530,582	△ △ △ △	999,993 46,799 122,833 18,404,592	
法務省 法務本省 総務省所管補正額合計	法務本省共通費 司法制度改革推進費 日本司法支援センター運営費 矯正企画調整費 出入国管理企画調整推進費 法務省施設費 計	3,923,531 365,034 0 0 0 19,318,993 23,607,558	△ △ △ △ △ △ △	7,104,890 147,894 249,226 3,577 170,639 1,173,274 8,849,500	△ △ △ △ △ △ △	3,181,359 217,140 249,226 3,577 170,639 18,145,719 14,758,058	
法務総合研究所 正官署 法務総合研究所 正官署 正官署 矯正施設民間開放推進費 計	法務総合研究所共通費 矯正官署共通費 矯正管理業務費 矯正収容費 矯正施設民間開放推進費 計	0 0 0 0 0 2,938,692	△ △ △ △ △ △	101,562 10,271,118 18,506 27,382 116,457 10,433,463	△ △ △ △ △ △	101,562 10,012,691 2,413,236 221,141 116,457 7,494,771	

(外) 報 聲 分

更生保護官署	更生保護官署共通費	0	△	1,010,301	△	1,010,301
法務局	更生保護活動費 計	0	△	193,039	△	193,039
法務局	法務局共通費	0	△	1,203,340	△	1,203,340
登記事務處理費	登記事務處理費	0	△	6,236,429	△	6,236,429
国籍等事務處理費 計	国籍等事務處理費 計	0	△	161,485	△	161,485
地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	0	△	292,958	△	292,958
公安局審査委員會	公安局審理業務費 計	588,928	△	6,690,872	△	6,690,872
公安局調査委員會	公安局調査委員會	0	△	1,883,537	△	1,883,537
外務省所管	外務本省共通費 計	588,928	△	68,176	△	520,752
外務本省	外務本省共通費 地域別外交費 分野別外交費 独立行政法人国際交流基金運營費 経済協力費 常費 独立行政法人国際協力機構運營費 設立準備費 国際分担金其他諸費 計	27,157,270	△	1,951,713	△	1,362,785
外務省	外務本省共通費 地域別外交費 分野別外交費 独立行政法人国際交流基金運營費 経済協力費 常費 独立行政法人国際協力機構運營費 設立準備費 国際分担金其他諸費 計	479,610	△	7,476	△	7,476
在在外公館	在外公館共通費 計	612,872	△	959,418	△	959,418
在外公館	在外公館施設費 計	0	△	39,982,274	△	12,825,004
在外公館	在外公館施設費 計	0	△	60,628	△	552,244
在外公館	在外公館施設費 計	0	△	46,055	△	46,055
在外公館	在外公館施設費 計	0	△	156,517	△	156,517
在外公館	在外公館施設費 計	34,326,250	△	40,532	△	34,285,718
在外公館	在外公館施設費 計	5,400,000	△	1,115,604	△	4,284,396
在外公館	在外公館施設費 計	1,983,515	0	1,983,515		
在外公館	在外公館施設費 計	145,131,575	0	145,131,575		
在外公館	在外公館施設費 計	187,933,822	△	3,290,021	△	184,643,801
在外公館	在外公館施設費 計	0	△	2,469,364	△	2,469,364
在外公館	在外公館施設費 計	479,034	△	0	△	479,034
在外公館	在外公館施設費 計	479,034	△	2,469,364	△	1,990,330
在外公館	在外公館施設費 計	188,412,856	△	5,759,385	△	182,653,471

平成二十一年四月一日 財務省本省会計監査報告書(第一回)及の回覧封

四一

財務省	財務本省	財務本省共通費	1,139,910	△ 49,856,242	△ 48,716,332
	財政健全化推進費	0	0	△ 7,230	△ 7,230
	資産債務管理費	0	0	△ 35,639	△ 35,639
国	債費	8,730,569	0	△ 1,397,175,815	△ 1,388,445,246
	産業投資支出財政投融资特別会計へ繰入	362,030,553	0	362,030,553	
公務員宿舎施設費	0	△ 403,101	△ 403,101		
貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	0	△ 307,192	△ 307,192		
関税制度等企画立案費	0	△ 30,172	△ 30,172		
経済協力費	5,494,680	△ 6,633,493	△ 1,138,813		
政策策定融資費	83,990,000	△ 4,347	83,985,653		
国家公務員共済組合連合会等助成費	17,340,590	△ 763,122	16,577,463		
復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	1,383,989,650	0	1,383,989,650		
経済危機対応・地域活性化予備費	0	△ 521	△ 521		
計	1,862,715,952	△ 1,455,216,874	407,499,078		
財務局	財務局共通費用	0	△ 3,169,928	△ 3,169,928	
	財務局業務費用	0	△ 660,317	△ 660,317	
	計	0	△ 3,830,245	△ 3,830,245	
税関	税関共通費用	0	△ 5,027,931	△ 5,027,931	
	税関施設費用	0	△ 17,941	△ 17,941	
	税関業務費用	0	△ 919,317	△ 533,567	
税船	税船建造費用	385,750	0	460,576	
	計	460,576	△ 5,965,189	△ 5,118,863	
國稅	國稅庁共通費用	846,326	△ 4,738,171	△ 44,137,144	△ 39,398,973
	國稅業務費用	0	0	△ 2,940,984	△ 2,940,984
國稅不服審判所		0	0	△ 607,490	△ 607,490

外 報 旨

	独立行政法人酒類総合研究所 運営費	0	△	26,223	△	26,223
	計	4,738,171	△	47,711,841	△	42,973,670
文 部 科 学 省	財 務 省 所 管 补 正 額 合 計	1,868,300,449	△	1,512,724,149	355,576,300	
	文 部 科 学 本 省	文 部 科 学 本 省 共 通 費	11,840,538	△	1,372,754	10,467,784
	生 活 学 習 振 興 費	283,581	△	267,812	15,769	
	独 立 行 政 法 人 国 立 科 学 博 物 館 運 営 費	0	△	98,146	98,146	
	独 立 行 政 法 人 国 立 科 学 博 物 館 施 設 整 備 費	2,864,790	0	2,864,790		
	独 立 行 政 法 人 国 立 女 性 教 育 会 館 運 営 費	0	△	16,631	16,631	
	初 等 中 等 教 育 等 振 興 費	686,051	△	1,300,351	614,300	
	独 立 行 政 法 人 国 立 青 少 年 教 育 振 興 機 构 運 営 費	0	△	290,949	290,949	
	独 立 行 政 法 人 国 立 青 少 年 教 育 振 興 機 构 施 設 整 備 費	28,174	0	28,174		
	独 立 行 政 法 人 教 員 研 修 七 ヶ 月 運 営 費	0	△	33,357	33,357	
	独 立 行 政 法 人 国 立 特 别 支 援 教 育 综 合 研 究 所 運 営 費	0	△	49,916	49,916	
	義 務 教 育 費 国 庫 负 担 金	0	△	11,640,474	11,640,474	
高 等 教 育 振 興 費	授 与 機 构 運 営 費	27,853,698	△	1,913	27,851,785	
	独 立 行 政 法 人 大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 构 運 営 費	0	△	70,474	70,474	
	独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 專 门 学 校 機 构 運 営 費	0	△	4,128,499	4,128,499	
	独 立 行 政 法 人 国 立 大 学 财 务 ・ 經 營 七 ヶ ヶ 月 運 営 費	0	△	14,005	14,005	
	独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 專 门 学 校 機 构 施 設 整 備 費	26,123,953	0	26,123,953		
育 英 事 業 費	私 立 学 校 振 興 費	0	△	19,090,805	19,090,805	
	科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 推 進 費	70,710,031	△	321	70,709,710	
		62,120,957	△	130,828	61,990,129	

科学技術戦略推進費 放射線障害防止等対策費	0	△	26,709	△	26,709
研究開発費	29,859,000	△	8,072	△	29,850,928
国立大学法人施設整備費	202,312,007	0	0	△	202,312,007
国立大学法人運営費	20,000,000	△	30,500,599	△	10,500,599
国立大学法人出資	100,000,000	0	0	△	100,000,000
独立行政法人日本学術振興会運営費	0	△	62,409	△	62,409
独立行政法人科学技術振興機構運営費	86,670,611	△	266,901	86,403,710	
研究開発推進費	10,000,000	△	527,718	9,472,282	
独立行政法人科学技術振興機構運営費	50,000,000	0	0	50,000,000	
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	0	△	471,072	△	471,072
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	7,000,000	0	0	7,000,000	
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	0	△	272,899	△	272,899
電源開発促進財源電源立地対策及電源利用対策費工事半分一対策特別会計へ繰入	2,744,000	0	0	2,744,000	
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	0	△	1,609,912	△	1,609,912
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,753,677	△	1,668,449	85,228	
独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	16,681,734	0	0	16,681,734	
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	0	△	1,357,341	△	1,357,341
独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	8,838,800	0	0	8,838,800	
南北極地域観測事業費	3,444,826	△	4,333	3,440,493	
独立行政法人海洋研究開発機構運営費	640,000	△	426,057	213,943	
独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	1,944,000	0	0	1,944,000	

外局報

独立行政法人海洋研究開発機構 船舶建造費	26,533,796	0	△	564,437	△	564,437
独立行政法人理化学研究所運営費 設置備費	9,272,950	0	△	93,538	△	93,538
独立行政法人防災科学技術研 究所運営費	9,406,306	0	△	23,089	△	23,089
独立行政法人防災科学技術研 究所施設整備費	127,785,356	0	△	65,262,751	△	65,262,751
スボーツ振興費	0	0	△	225,377	△	225,377
公立文教施設整備費	0	0	△	225,377	△	225,377
防災対策推進東日本大震災復 興特別会計へ繰入	0	0	△	1,325,555	0	1,325,555
独立行政法人日本スポーツ振 興センター運営費	5,000,000	0	△	17,500	△	17,500
独立行政法人日本スポーツ振 興センター施設整備費	1,325,555	0	△	1,014,770	△	1,014,770
独立行政法人日本学生支援機 構運営費	0	0	△	316,267	△	316,267
文化振興費	0	0	△	77,964,705	0	911,022,437
国際交流・協力推進費	0	0	△	152,655	△	152,655
独立行政法人日本学生支援機 構運営費	0	0	△	52,140	△	52,140
文部科学本省所轄機関	988,987,142	0	△	30,412	△	30,412
国立教育政策研究所	0	0	△	0	0	104,045
科学技術政策研究所	0	0	△	235,207	△	131,162
日本学士院施設費	0	0	△	165,714	△	165,714
文化庁共通費	0	0	△	775,913	△	775,913
文化振興費	0	0	△	31,666	△	31,666
文化芸術院施設費	0	0	△	716,302	0	716,302

(外) 報 知

独立行政法人国立美術館運営費	0	△	82,515	△
独立行政法人国立美術館施設整備費	505,176	0		505,176
独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	0	△	187,984	△
独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	2,128,347	0		2,128,347
文化財保存事業費	0	△	329,444	△
独立行政法人国立文化財機構運営費	0	△	235,936	△
独立行政法人国立文化財機構施設整備費	2,037,848	0		2,037,848
文化振興基盤整備費	0	△	61,318	△
文部科学省所管補正額合計	5,387,673	△	1,870,490	△
厚生労働本省	厚生労働本省共通費	994,478,860	△	80,070,402
医療提供体制確保対策費	2,151,149	△	3,524,549	△
医療従事者等確保対策費	40,695,309	0		40,695,309
独立行政法人国立病院機構運営費	0	△	8,513	△
独立行政法人国立がん研究センター運営費	0	△	29,137	△
独立行政法人国立循環器病研究所センター運営費	0	△	147,911	△
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費	0	△	113,963	△
独立行政法人国立国際医療研究センター運営費	0	△	109,195	△
独立行政法人国立成育医療研究センター運営費	0	△	186,378	△
独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費	0	△	78,915	△
感染症对策費	7,665,851	0		7,665,851

(号外) 報 韻

原爆被爆者等援護対策費	0	△	6,206	△	6,206
医薬品安全対策等推進費	0	△	51,946	△	51,946
血液製剤対策費	0	△	1,529	△	1,529
医薬品等研究開発推進費	5,524,356	0	5,524,356	5,524,356	5,524,356
医療提供体制基盤整備費	53,050,732	0	53,050,732	53,050,732	53,050,732
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	0	△	7,292	△	7,292
医療保険給付諸費用	280,311,296	△	9,032,248	271,279,048	271,279,048
医療費適正化推進費	0	△	1,837,868	△	1,837,868
健康増進対策費	0	△	691	△	691
水道施設整備費	27,840,000	0	27,840,000	314,000	314,000
生活衛生対策費	314,000	△	27,925	△	27,925
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	0	△	739,073	△	739,073
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	0	△	36,197	△	36,197
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	0	△	29,067	△	29,067
高齢者等雇用安定・促進費	100,000,000	0	100,000,000	60,000,000	60,000,000
職業能力開発強化費	60,000,000	0	60,000,000	35,097	35,097
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	0	△	35,097	△	35,097
子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入	25,993,363	△	19,170,159	6,823,204	6,823,204
母子保健衛生対策費	0	△	204	△	204
子ども・子育て支援対策費	55,674,798	0	55,674,798	409,950	409,950
児童福祉施設整備費	409,950	0	409,950	22,695,078	22,695,078
生活保護費	0	△	22,695,078	643,319	643,319
災害救助等諸費用	643,319	0	643,319	3,486,647	3,486,647
社会福祉諸費用	3,718,184	△	3,718,184	542,200	542,200
遺族及留守家族等援護費	0	△	0	542,200	542,200

(外) 報 呈

障 害 保 健 福 利 費	0	△	24,660,025	△	24,660,025
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	0	△	143,308	△	143,308
特別会計へ繰入	0	△	3,984,011	△	3,984,011
社会 福祉 施設 整備 費	1,600,000	0	0	1,600,000	
独立行政法人福祉医療機構運営費	0	△	151,540	△	151,540
独立行政法人福祉医療機構出資	4,610,577	0	0	4,610,577	
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	2,487,905,624	△	201,400	2,487,704,224	
介護 保険 制度 運営 推進 費	45,285	△	954,982	△	909,697
社会福祉施設基盤強化推進費	9,718,679	0	0	9,718,679	
業務取扱費年金特別会計へ繰入	20,325	△	7,380,432	△	7,360,107
国際 機 関 活 動 推 進 費	700,000	0	0	700,000	
独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	0	△	38,909	△	38,909
独立行政法人医薬基盤研究所運営費	1,202,386	△	50,345	1,152,041	
計	3,169,795,183	△	96,316,883	3,073,478,300	
檢 疫 所					
國 立 ハ ン ゼン 病 療 養 所	0	△	399,823	△	399,823
厚生労働本省試験研究機関	0	△	1,471,887	△	1,471,887
國 立 更 生 援 護 機 關	0	△	686,356	△	686,356
國 立 更 生 援 護 機 關 共 通 費	0	△	439,626	△	439,626
國 立 更 生 援 護 所 運 営 費	0	△	414	△	414
地 方 厚 生 局					
地 方 厚 生 局 共 通 費	0	△	1,181,315	△	1,181,315
医 療 觀 察 等 實 施 費	0	△	61	△	61
計	1,181,376	△	1,181,376		

(外) 報 告

	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	0	△	7,362,200	△	7,362,200
	労働条件確保・改善対策費	0	△	22,493	△	22,493	
	個別労働紛争対策費	0	△	7,700	△	7,700	
	計	0	△	7,392,393	△	7,392,393	
中央労働委員会	中央労働委員会共通費	0	△	141,057	△	141,057	
	労使関係等安定形成促進費	0	△	26,626	△	26,626	
	計	0	△	167,683	△	167,683	
農林水産省	厚生労働省所管補正額合計	3,169,795,183	△	108,056,441	△	3,061,738,742	
農林水産本省	農林水産本省共通費	1,830,788	△	6,180,043	△	4,349,255	
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	0	△	352,600	△	352,600	
	国産農畜産物・食農連携強化対策費	113,941,448	△	347,531	△	113,593,917	
	牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費	49,030,924	△	69,360	△	48,961,564	
	独立行政法人農畜産業振興機構運営費	0	△	121,490	△	121,490	
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究所機構運営費	0	△	60,350	△	60,350	
	独立行政法人家畜改良センター運営費	0	△	405,962	△	405,962	
	農業・食品産業強化対策費	21,500,000	△	1,114,989	△	21,500,000	
	食料安全保障確立対策費	0	△	0	△	1,114,989	
	食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	43,309,955	△	0	△	43,309,955	
	農業経営対策費	14,315,227	△	69,756,245	△	55,441,018	
	独立行政法人農業者年金基金運営費	0	△	53,033	△	53,033	
	共済掛金国庫負担金等農業共済再保険特別会計へ繰入	7,121	△	110,454	△	103,333	
	優良農地確保・有効利用対策費	0	△	28,649	△	28,649	

(外) 報 告

農業生産基盤保全管理・整備事業費	15,271,000	△	17,763	15,253,237
農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	2,013,307	△	241,955	1,771,352
環境保全型農業生産対策費	0	△	160,100	160,100
農山漁村6次産業化対策費	6,899,500	△	35,825	6,863,675
独立行政法人種苗管理七ヶ所一運営費	0	△	168,806	168,806
独立行政法人種苗管理七ヶ所一施設整備費	197,000	0	197,000	197,000
農村地域資源等保全推進費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
海 岸 事 業 費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
農 地 等 保 全 事 業 費	57,138,000	0	57,138,000	57,138,000
農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	833,042	△	53,913	779,129
農業競争力強化基盤整備事業費	52,957,000	0	52,957,000	52,957,000
農山漁村活性化対策費	18,938,000	0	18,938,000	18,938,000
農山漁村地域整備事業費	155,989,000	0	155,989,000	155,989,000
農林水産政策研究所	0	△	74,172	74,172
農林水産業地球環境対策費	0	△	11,465	11,465
農林水産統計調査費	0	△	51,877	51,877
農業施設災害復旧事業費	28,627,000	0	28,627,000	28,627,000
農業施設災害関連事業費	149,000	0	149,000	149,000
計	584,947,312	△	79,416,582	505,530,730
農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	0	1,067,442	1,067,442
農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	0	198,808	198,808
農林水産業研究開発費	886,069	0	886,069	886,069
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	2,000,000	△	1,110	1,110
			6,983	

外局(報知)

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	9,935,543	0	9,935,543
独立行政法人農業生物資源研究所運営費	0	△ 310,426	△ 310,426
独立行政法人農業生物資源研究所運営費	3,666,023	0	3,666,023
独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	0	△ 140,467	△ 140,467
独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	2,611,455	0	2,611,455
独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	0	△ 154,204	△ 154,204
計	19,099,090	△ 2,798,027	16,301,063
北海道農政事務所	0	△ 7,538,079	△ 7,538,079
地 方 農 政 局	2,492	△ 32,208	△ 29,716
地 方 農 政 局	135,164	△ 1,412,074	△ 1,276,910
海岸事業工事諸費用	0	△ 48	△ 48
農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	137,656	△ 8,982,409	△ 8,844,753
農業施設災害復旧事業等工事諸費用	0	△ 484,076	△ 484,076
北海道農政事務所	142,569	△ 429,906	△ 287,337
林野庁共通費	0	△ 504,884	△ 504,884
森林整備・保全費	0	△ 4,729,504	△ 4,729,504
森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入	25,290,000	0	25,290,000
治山事業費	26,794,000	△ 655,078	26,138,922
治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	40,060,000	△ 247,044	39,812,956
森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	20,000,000	△ 240,332	19,759,668
森林整備・林業振興対策費	2,634,505	△ 5,350	2,629,155
林業振興対策費	42,273,455	△ 15,000	42,258,455
森林整備・林業振興対策費	89,758,500	0	89,758,500

(号)外(号)報

独立行政法人森林総合研究所 運営費	0	△	542,021	△	542,021
独立行政法人森林総合研究所 施設整備費	1,006,943	0	1,006,943	1,006,943	
山林施設災害復旧事業費	11,894,000	0	11,894,000	11,894,000	
山林施設災害復旧事業費 山林野事業特別会計へ繰入	97,000	0	97,000	97,000	
山林施設災害関連事業費	1,155,000	0	1,155,000	1,155,000	
計	261,105,972	△	7,369,119	253,736,853	
水産庁					
水産庁共通費	0	△	632,756	△	632,756
食料安全保障確立対策費	0	△	2,074	△	2,074
水産資源回復対策費	455,498	△	38,854	416,644	
船舶建造費	2,982,806	0	2,982,806	2,982,806	
漁業経営安定対策費	16,561,368	△	8,925	16,552,443	
保険料国庫負担金等漁船再保険及 く漁業共済保険特別会計 へ繰入	2,337	△	33,932	△	31,595
独立行政法人水産大学校運営 費	0	△	106,863	△	106,863
独立行政法人水産大学校施設 整備費	45,000	0	45,000	45,000	
漁村振興対策費	2,500,000	△	23,823	2,476,177	
水産基盤整備費	22,407,000	0	22,407,000	22,407,000	
水産業強化対策費	4,560,689	△	11,610	4,549,079	
独立行政法人水産総合研究 センター運営費	0	△	630,749	△	630,749
独立行政法人水産総合研究 センター施設整備費	1,765,869	0	1,765,869	1,765,869	
漁港施設災害復旧事業費	3,728,000	0	3,728,000	3,728,000	
漁港施設災害関連事業費	3,000	0	3,000	3,000	
計	55,011,567	△	1,489,586	53,521,981	
農林水産省所管補正額合計	920,301,597	△	101,607,241	818,694,356	

外局(報)知

経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	761,310	△	2,754,346	△	1,993,036
技術革新促進・環境整備費		14,100,000	△	93		14,099,907	
独立行政法人日本原子力研究開発機構出資		85,000,000	0			85,000,000	
独立行政法人産業技術総合研究所運営費		0	△	2,249,836	△	2,249,836	
独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費		32,800,000	0			32,800,000	
工業標準・知的基盤整備費		1,000,000	△	3,082		996,918	
独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費		0	△	233,138	△	233,138	
独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費		2,200,000	0		2,200,000		
新事業創出促進対策費		733,900	△	6,224		727,676	
独立行政法人経済産業研究所運営費		0	△	28,557	△	28,557	
経済産業統計調査費		0	△	110,730	△	110,730	
ものづくり産業振興費		13,667,479	△	72,581		13,594,898	
コンテナツ産業強化費		12,320,000	0		12,320,000		
地域経済活性化対策費		202,000,000	0		202,000,000		
工業用水道事業費		1,627,000	0		1,627,000		
通商政策推進費		0	△	53,343	△	53,343	
独立行政法人日本貿易振興機構運営費		4,195,505	△	799,556		3,395,949	
経済協力費		0	△	382,292	△	382,292	
貿易管理制度費		0	△	7,784	△	7,784	
温暖化対策費		113,549,532	0		113,549,532		
情報セキュリティ対策推進費		750,000	0		750,000		
独立行政法人情報処理推進機構運営費		0	△	82,142	△	82,142	
化学物質管理推進費		0	△	118,337	△	118,337	

(外) 報 告

	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	0	△	83,350	△	83,350
経済産業局	産業保安費用 計	37,544,035 522,248,761	△ △	0 6,985,391	37,544,035 515,263,370	
経済産業局	経済産業局共通費	0	△	1,110,231	1,110,231	
経済産業局	経済産業統計調査費	0	△	2,139	2,139	
産業保安監督官署	計	0	△	1,112,370	1,112,370	
資源工エネルギー庁	資源工エネルギー庁共通費	0	△	273,338	273,338	
資源工エネルギー庁	鉱物資源安定供給確保費	0	△	283,597	283,597	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	石油石炭税財源燃料安定供給対策及工エネルギー需給構造高揚化対策費工エネルギー対策特別会計へ繰入	999,838 0	△ △	635 116,474	116,474	
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工エネルギー対策特別会計へ繰入	計	0	△	453,069	453,069	
中小企業庁	中小企業庁共通費	999,838	△	16,410	16,410	
中小企業事業環境整備費	経営革新・創業促進費	0	△	191,507	191,507	
経営安定・取引適正化費	119,999,383	246,403,379	△	37,316	246,366,063	
まちづくり推進費	4,209,996	4,347	△	4,347	119,995,036	
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	1,500,000	55,000	0	1,500,000	4,154,996	
経済産業省所管補正額合計	0	△	294,239	△	294,239	
国土交通省	国土交通本省共通費	372,112,758	△	582,409	371,530,349	
国土交通本省施設費	国土交通本省施設費	895,361,357 2,650,590 65,466	△ △ 0	9,823,693 9,813,335 0	885,537,664 7,162,745 65,466	
住宅市場整備推進費	住宅市場整備推進費	5,000,000 283	△	4,999,717		

外(号) 報

道路環境等対策費	3,420,931		0	3,420,931
水資源開発事業費	1,906,000	△	112,270	1,793,730
国営公園等事業費	2,009,000		0	2,009,000
地球温暖化防止等対策費	5,000,000		0	5,000,000
住宅防災事業費	5,000,000		0	5,000,000
治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	251,121,112	△	6,245,950	244,875,162
北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	43,162,900		0	43,162,900
海 岸 事 業 費	9,787,000		0	9,787,000
公共交通等安全対策費	4,435,184	△	24,687	4,410,497
独立行政法人航空大学校運営費	0	△	61,320	61,320
鉄道安全対策事業費	2,574,000	△	531	2,573,469
総合的物流体系整備推進費	215,600	△	32	215,568
港 湾 事 業 費	1,070,000		0	1,070,000
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	42,001,531	△	1,222,527	40,779,004
北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	5,398,000		0	5,398,000
離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	424,644	△	6,216	418,428
整備新幹線建設推進高度化等事業費	3,450,000	△	28,081	3,421,919
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	19,476,709	△	126,307	19,350,402
北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,843,656	△	6,174	2,837,482
離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	416,097	△	907	415,190
都市再生・地域再生整備事業費	41,000,000		0	41,000,000
都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,000,000		0	4,000,000

平成二十五年一月十四日 衆議院会議録第六回 平成二十四年度一般会計補正予算(第一回)及び巨額如額

四六

鉄道網整備推進費	0	△	6,186	△	6,186
地域公共交通維持・活性化推進費	5,391,000	△	17,332	5,373,668	
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,320,506	0	0	1,320,506	
北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	361,449,791	△	6,036,824	355,412,967	
離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	76,247,000	0	0	76,247,000	
社会资本整備・管理効率化推進費	20,000	0	0	20,000	
不動産市場整備等推進費	199,780	0	0	199,780	
建設市場整備推進費	0	△	2,297	△	2,297
国土調査費	1,849,000	△	4,064	1,844,936	
海事産業市場整備等推進費	1,600,000	0	0	1,600,000	
独立行政法人航海訓練所運営費	703,400	0	0	703,400	
独立行政法人海技教育機構運営費	0	△	264,044	△	264,044
社会資本総合整備事業費	762,349,190	0	0	762,349,190	
地理空間情報整備・活用推進費	0	△	13,840	△	13,840
離島振興費	1,470,230	0	0	1,470,230	
離島振興事業費	26,025,350	0	0	26,025,350	
北海道開発事業費	78,566,460	△	1,975	78,564,485	
技術研究開発推進費	249,591	0	0	249,591	
独立行政法人土木研究所運営費	0	△	313,703	△	313,703
独立行政法人建築研究所運営費	0	△	69,296	△	69,296
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	0	△	16,980	△	16,980

外(号)報

独立行政法人交通安全環境研究所運営費	0	△	44,600	△	44,600
独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	185,800	0	185,800		
独立行政法人海上技術安全研究所運営費	0	△	161,504	△	161,504
独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	0	△	79,732	△	79,782
独立行政法人電子航法研究所運営費	0	△	54,248	△	54,248
情報化推進費	0	△	14,785	△	14,785
官 厅 営 繕 費	9,074,346	0	9,074,346		
河川等災害復旧事業費	115,285,511	0	115,285,511		
住宅施設災害復旧事業費	129,000	0	129,000		
河川等災害開通事業費	12,612,000	0	12,612,000		
河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	6,052	△	104,209	△	98,157
自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	11,430	△	27,235	△	15,855
北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	2,920,000	0	2,920,000		
北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	4,386,000	△	104,223	4,281,777	
離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	539,780	△	43,876	495,904	
離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	155,000	△	667	154,333	
計	1,919,174,637	△	25,154,710	1,894,019,927	
国土技術政策総合研究所共通費	0	△	273,407	△	273,407
国土技術政策総合研究所施設費	188,715	0	188,715		
計	188,715	△	273,407	△	84,692

(外) 報 告

國 土 地 球 院	國 土 地 球 院 共 通 費 災 害 情 報 整 備 推 進 費 地 球 空 間 情 報 整 備・活 用 等 推 進 費	0 0 0	△ △ △	519,502 4,085 29,522	△ △ △	519,502 4,085 29,522
海 地 方 整 備 所	海 難 審 判 所 共 通 費 地 方 整 備 局 共 通 費 地 方 整 備 推 進 費	0 0 0	△ △ △	1,388 554,497 5,123	△ △ △	1,388 554,497 5,123
國 営 公 園 事 業 工 事 諸 費	國 営 公 園 事 業 工 事 諸 費	10,851	△	123,322	△	112,471
道 路 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	道 路 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	0	△	472	△	472
計	計	10,851	△	3,130,207	△	3,119,356
北 海 道 開 發 局	北 海 道 開 發 局 共 通 費 北 海 道 開 發 行 政 推 進 費	0 0	△ △	832,272 1,302	△ △	832,272 1,302
北 海 道 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	47,011	△	473,203	△	426,192
北 海 道 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	137,940	△	1,090,752	△	952,812
北 海 道 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	34,934	△	275,445	△	240,511
北 海 道 都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	11,279	△	135,714	△	124,435
北 海 道 公 園 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 公 園 事 業 工 事 諸 費	464	△	6,462	△	5,998
北 海 道 農 業 生 產 基 盤 保 全 管 理・整 備 事 業 等 工 事 諸 費	北 海 道 農 業 生 產 基 盤 保 全 管 理・整 備 事 業 等 工 事 諸 費	55,569	△	672,153	△	616,589
北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	0	△	451	△	451
計	計	287,197	△	3,487,759	△	3,200,562
地 方 航 空 局	地 方 航 空 局 共 通 費	0	△	1,836,862	△	1,836,862
地 方 航 空 局	地 方 航 空 局 共 通 費	0	△	186,288	△	186,288
地 方 航 空 局	地 方 航 空 局 共 通 費	0	△	95,378	△	95,378
光 振 興 費	光 振 興 費	2,568,976		2,568,976		

外局(報)加

氣象廳	獨立行政法人國際觀光振興機構運營費 計	0	△	55,126	△	55,126	
	氣象官署共通費	2,568,976	△	150,504	△	2,418,472	
	氣象官署施設費	0	△	2,873,303	△	2,873,303	
	觀測予報等業務費	4,985,682	0	△	12,480	△	4,985,682
	氣象研究所	0	△	161,924	△	161,924	
	計	4,985,682	△	3,047,707	△	1,937,975	
運輸安全委員會	運輸安全委員會	0	△	193,734	△	193,734	
海上保安廳	海上保安官署施設費	0	△	7,142,006	△	7,142,006	
	船舶交通安全及海上治安対策費	73,084	0	73,084	0	73,084	
	船舶建造費	6,869,317	△	1,378	6,867,939	6,867,939	
	航路標識整備事業費	12,811,959	△	316,773	12,495,186	12,495,186	
	航路標識整備事業工事諸費	3,420,000	0	3,420,000	0	3,420,000	
	計	3,926	△	38,336	△	34,410	
		23,178,286	△	7,498,493	15,679,793	15,679,793	
環境省	國土交通省所管補正額合計	1,950,394,344	△	45,622,096	1,904,772,248	1,904,772,248	
環境本省	環境本省共通費	117,892	△	799,184	△	681,292	
	地球温暖化対策推進費	10,150,000	0	10,150,000	0	10,150,000	
	地球温暖化対策事業費	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	
	大気・水・土壤環境等保全費	10,053,307	△	1,071	10,052,236	10,052,236	
	廃棄物・リサイクル対策推進費	5,832,539	0	5,832,539	0	5,832,539	
	廃棄物処理施設整備費	20,712,000	0	20,712,000	0	20,712,000	
	生物多様性保全等推進費	0	△	18	18	18	
	環境保全施設整備費	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	
	自然公園等事業費	4,952,000	0	4,952,000	0	4,952,000	

(外) 報 告

	化 学 物 質 対 策 推 進 費	0	△	332	△	352
	環 境 保 健 対 策 推 進 費	0	△	25,343	△	25,343
	環 境 政 策 基 盤 整 備 費	1,900,000	△	1,351,450	△	548,550
	環 境 調 查 研 修 所	0	△	73,271	△	73,271
	独 立 行 政 法 人 環 境 再 生 保 全 機 構 運 営 費	0	△	51,343	△	51,343
	独 立 行 政 法 人 国 立 環 境 研 究 所 運 営 費	0	△	211,391	△	211,391
	独 立 行 政 法 人 国 立 環 境 研 究 所 施 設 整 備 費	1,483,625	0	1,483,625	0	1,483,625
	自 然 公 園 等 事 業 工 事 諸 費	50,694	△	54,465	△	3,771
	廢 棄 物 处 理 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	170,000	0	170,000	0	170,000
	計	62,422,057	△	2,567,888	59,854,169	
地 方 環 境 事 務 所	地 方 環 境 事 務 所 共 通 費	0	△	406,239	△	406,239
	地 方 環 境 事 務 所 施 設 費	115,999	0	115,999	0	115,999
	計	115,999	△	406,239	△	290,240
原 子 力 規 制 委 員 会	原 子 力 安 全 庁 共 通 費	0	△	303,165	△	303,165
	原 子 力 安 全 確 保 費	146,699	△	513	146,186	
	電 源 開 発 計 進 敷 費 原 子 力 安 全 規 制 対 策 費 工 事 リ リ 一 対 策 特 別 会 計 へ 繰 入	0	△	551,772	△	551,772
	計	146,699	△	855,450	△	708,751
防 衛 省	環 境 省 所 管 補 正 額 合 計	62,684,755	△	3,829,577	58,855,178	
防 衛 本 省	防 衛 本 省 共 通 費	30,486,893	△	17,818,393	12,668,500	
	自 衛 官 給 与 費	0	△	58,730,409	58,730,409	
	武 器 車両 等 整 備 費	121,727,952	△	3,547,043	118,180,909	
	航 空 機 整 備 費	24,749,851	△	6,184,443	18,565,408	
	艦 船 整 備 費	9,976,605	△	235,593	9,741,012	

(外) 軍

平成20年度甲型警備艦建造費	0	△	1,524,753	△	1,524,753
平成20年度潜水艦建造費	0	△	400,164	△	400,164
施設整備費	15,011,450	△	769,998	△	14,241,552
研究開発費	0	△	1,514,079	△	1,514,079
人材確保育成費	455,121	△	161,000	△	294,121
防衛施設安定運用関連諸費	10,008,749	0	0	10,008,749	
在日米軍等駐留関連諸費	0	△	7,070,937	△	7,070,937
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	0	△	151,701	△	151,701
計	212,416,621	△	98,108,413	△	114,308,208
地方防衛局	0	△	1,635,474	△	1,635,474
防衛省所管補正額合計	212,416,621	△	99,743,887	△	112,672,734
歳出補正額総計	12,267,729,870	△	2,065,012,437	△	10,202,717,433

乙号 繼続費補正

所管	組織	項目	総額 (千円)	年割額				事由
				平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	平成23年度 (千円)	
防衛省	防衛本省	平成20年度甲型警備艦建造費						
		既定	86,532,314	252,710	2,317,688	18,611,375	48,845,646	16,504,895
		修正減少	△ 1,524,753	0	0	0	0	△ 1,524,753
		改定	85,007,561	252,710	2,317,688	18,611,375	48,845,646	14,980,142
		平成20年度潜水艦建造費						
		既定	55,005,732	81,519	3,450,606	24,644,718	11,548,353	15,280,536
		修正減少	△ 400,164	0	0	0	0	△ 400,164
		改定	54,605,568	81,519	3,450,606	24,644,718	11,548,353	14,880,372

平成20年度潜水艦建造費については、契約価格が予定を下回ったこと等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

丙号 繢越明許費補正

所管	組織	事項	所管	組織	事項
裁判所	裁判所	(項) 最高裁判所のうち 府費(裁判所來庁者の安全 対策経費及び裁判支援機器 整備経費に限る。) 研修費(裁判支援機器整備 経費に限る。)	内閣府	内閣官房	下級裁判所のうち 府費(裁判所來庁者の安全 対策経費に限る。) 法廷等器具整備費(裁判所 来庁者の安全対策経費及び 裁判支援機器整備経費に限 る。)
内閣府	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち 情報処理業務府費(政府機 関情報セキュリティ問題に 対応システム改修経費に 限る。)	内閣官房	内閣官房	(項) 原子力災害対策費のうち 原子力災害対策施設整備費 原発周辺地域防 災対策交付金 地域経済活性化・雇用 創出推進費
警察庁	警察	防災政策費のうち 災害関係調査費(災害情報 収集分析機能の強化経費に 限る。) 民間防災対策支援モデル事 業費補助金 自動車重量税(警察用車両 緊急整備経費に限る。)	科学警 察研 究所	科学警 察研 究所	刑事警察費のうち 警察装備費(犯罪鑑識資機 材緊急整備経費に限る。) 交 警 警 察 費のうち 警 察 裝 備 費(安 全運 転支 援シ ステム 緊急整 備經 費に限 る。)
					皇宮警察本部のうち 警 察 裝 備 費(護衛・警備資 機材緊急整備経費に限 る。)

警察通信維持費(広域犯罪対策無線多点等通信機器緊急整備経費に限る。)	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費助成金(研究基盤施設等整備事業に限る。)
船舶購入費(警察用船舶緊急整備経費に限る。)	船舶購入費(警察用船舶緊急整備経費に限る。)
航空機購入費(警察用航空機緊急整備経費に限る。)	航空機技術高度化利活用推進費(電気通信技術研究開発調査費(ICT)を活用した新たな実証事業によりスマートワーク技術(次世代衛星放送システム)による防災減災・地域連携による防災減災・地域活性化推進事業に限る。)
地方振興対策調査費(地域経済循環創造事業に限る。)	電気通信技術研究開発調査費(コンテナ・海外展開促進事業に限る。)
地域経済循環創造事業交付金	電気通信技術研究開発調査費(防災情報通信基盤整備事業及び地域公共ネットワーク等強化事業に限る。)
電子政府・電子自治体推進費	電気通信技術研究開発調査費(次世代衛星放送テストベッド事業に限る。)
情報処理業務庁費(政府情報システムセキュリティ対策強化経費、情報連携プラットフォーム整備経費及び地域経営型包括支援クラウド連携基盤等整備経費に限る。)	先導的情報通信社会基盤整備委託費(次世代衛星放送テストベッド事業に限る。)
情報通信技術研究開発のうち	防災情報通信基盤整備費補助金
電気通信技術研究開発調査費(ビックデータ時代基盤技術の確立等事業及びICT環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業に限る。)	地域公共ネットワーク等強化事業費補助金
情報通信技術研究開発委託費(ビックデータ時代におけるネットワーク基盤技術の確立等事業に限る。)	情報通信技術利用環境のうち
情報通信技術研究開発推進委託費(ビックデータ時代基盤技術の確立等事業に限る。)	電気通信技術研究開発調査費(災害時の確実な情報収集・伝達をする研究開発事業に限る。)
独立行政法人情報通信研究機構施設整備費 のうち	電気通信利用環境整備推進委託費(災害時の確実な情報伝達を実現するための技術に関する研究開発事業に限る。)

(外) 報 紙

		郵政行政推進費のうち 郵政行政防災調査費		財務省	税	関	(項) 税関業務費のうち 税關業務特別手費(埠頭監視料・監視機器費、監視力メラ整備経費、監視力メラ整備経費搭載用監視力メラ整備経費及び不正検査機器・爆発物探知装置整備経費に限る。)
消	防	府	(項) 消防庁施設費	文部科学省	文部科学本省	(項) 生涯学習振興費のうち 公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金	
檢	察	署	消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務手費(消防団を核とした地域総合防災力強化事業及び緊急消防救援助隊の即応体制の強化事業に限る。)			独立行政法人国立科学博物館施設整備費	
矯	正	官	(項) 檢察官署共通費のうち 府舎等撤去費			初等中等教育等振興費のうち 教職員研修費(心のノート印刷・配布経費に限る。)	
矯	正	官	(項) 矯正官署共通費のうち 府費(矯正施設等の防災体制の強化のための老朽化府舎等の撤去経費に限る。)			高等教育振興費のうち 独立行政法人国立高等専門学校機器設備整備費補助金	
矯	正	管	矯正管理業務費のうち 矯正管理業務手費(矯正施設の警備体制強化経費に限る。)			私立学校振興費のうち 私立大学等研究設備整備費創出のための研究設備整備費に限る。)	
地	方	入	(項) 出入国管理業務費のうち 出入国管理業務手費(出入国審査場モニタリングシステム整備経費に限る。)			私立学校建物其他災害復旧費補助金	
外	務	本	(項) 地域別外交費のうち 諸謝金(化学兵器禁止条約に基づく遺棄化學兵器の調査事業費に限る。)			私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金	
外	務	省	洋上漂流物見舞支出金 独立行政法人国際協力 機構施設整備費	科学技術・学術政策推進費 理科教育設備整備費等補助金(理科教育用設備及び算数教育用設備緊急整備費に限る。)		科学技術・学術政策推進費 理科教育設備整備費等補助金(理科教育用設備及び算数教育用設備緊急整備費に限る。)	
地	域	產	官連携科学技術振興事業費補助金(国際科学イノベーション拠点整備事業費に限る。)				

			独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち 振興会施設整備費補助金(国立劇場本館施設整備費、國立劇場演芸資料館施設整備費、國立劇場文藝事業施設整備費及び國立劇場おきなわ施設整備費に限る。)
		厚生労働省	研究振興費のうち 特定先端大型研究施設運営費等補助金(特定中性子線施設設備整備事業費に限る。)
		厚生労働省	研究開発推進費のうち 独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金 独立行政法人理化学研究所設備整備費補助金 独立行政法人人物質・材料研究機構設備整備費補助金 独立行政法人海洋研究開発機構設備整備費補助金 独立行政法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金
	(項)	厚生労働省	医療提供体制確保対策のうち 社会保障関係情報化業務厅費(広域災害・救急・医療情報システムの改修経費に限る。)
		厚生労働本省	医療施設耐震化臨時特例交付金 医薬品等研究開発推進のうち 医療施設運営費等補助金(臨床研究中核病院整備事業、早期・探索的臨床試験拠点整備事業及び再生医療に係る設備整備経費に限る。)
		厚生労働省	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち 振興会施設整備費補助金(医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業費に限る。))
		文部科学省	医療提供体制基盤整備費のうち 医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業費に限る。)
		文部科学省	医療施設等災害復旧費補助金 地域医療再生臨時特別交付金
文部科学本省所轄機関	(項)	厚生労働省	航空機購入費
文部科学本省所轄機関	(項)	厚生労働省	日本学士院施設費
文部科学本省所轄機関	(項)	厚生労働省	日本芸術院施設費
文部科学本省所轄機関		文部科学省	独立行政法人国立美術館施設設備整備費のうち 独立行政法人国立美術館施設整備費補助金(国立新美術館施設設備整備費に限る。)

		医療保険給付諸費のうち 高齢者医療運営円滑化等補助金(健康保険組合医療費分析システム開発経費に限る。)	
		農林水産省	
		農林水産本省	
		経済産業省	
(項) 高齢者等雇用安定・促進費		水産庁	経済産業本省
緊急雇用創出事業臨時特例交付金		(項) 漁村振興対策費のうち 産業技術研究開発委託費(高温超電導直流水循環装置等の美証研究経費に限る。)	(項) 技術革新促進・環境整備費
(項) 農業経営対策費のうち 農業経営対策地方公共団体事業費補助金(総合体育成支援事業費に限る。)		農山漁村6次産業化対策事業費補助金(小水力等再生事業費に限る。)	農山漁村6次産業化対策事業費補助金(ベンチヤー化・実用化助成事業費に限る。)
農村地域資源等保全推進費		農山漁村6次産業化対策事業費補助金(小水力等再生事業費に限る。)	農山漁村6次産業化対策事業費補助金(ベンチヤー化・実用化助成事業費に限る。)
特殊自然災害対策整備費補助金		農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費
(項) 林業振興対策費のうち 林業振興事業費補助金(森林作業道作設才ベレーラーの育成事業費及び先進的林業機械緊急整備費・普及事業費に限る。)		新事業創出促進対策費のうち 新事業創出促進対策事業委託費	ものづくり産業振興費のうち 産業技術研究開発委託費(高性能小型衛星群等によるリアルタイム地球観測網システムの研究開発経費に限る。)
林業振興地方公共団体事業費補助金		産業技術研究開発委託費(宇宙太陽光発電・無線送受電技術の研究開発経費に限る。)	農林水産省

		中小企業経営支援等対策費 補助金(認定支援機関向け 事業費に限る。)
	(項) 道路環境等対策費のうち 低公害車普及促進対策費補 助金(地域交通のグリーン化を 通じた電気自動車及び超 速度的普及促進事業にモビリティの導入促進 に限る。)	中小企業経営支援等対策費 補助金(地域自立型買い物 弱者対策支援事業費に限 る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	（項）
産業保安費のうち 高圧ガス等技術基準策定研 究開発委託費(災害に強い 産業の形成・基礎整備事業 費に限る。)	低公害車普及促進対策費補 助金(環境対応車普及促進 事業に限る。)	
産業保安費のうち 高圧ガス等技術基準策定研 究開発委託費(災害に強い 産業の形成・基礎整備事業 費に限る。)	低公害車普及促進対策費補 助金(環境対応車普及促進 事業に限る。)	
地域活性化対策費のうち 地域イノベーション協創ブ ログラム委託費	公共交通安全対策費のうち 公共交通等安全対策調査費 (鉄道施設の維持更新に向けたデータベース構築経費に限る。)	
産業保安費のうち 高圧ガス等技術基準策定研 究開発委託費(災害に強い 産業の形成・基礎整備事業 費に限る。)	公共交通安全対策費のうち 公共交通等安全対策調査費 (鉄道施設の維持更新に向けたデータベース構築経費に限る。)	
地域活性化対策費のうち 地域イノベーション協創ブ ログラム委託費	公共交通安全対策費のうち 公共交通等安全対策調査費 (鉄道施設の維持更新に向けたデータベース構築経費に限る。)	
中小企業保安施設等防 災診断事業費補助金	都市開発資金貸付金社 会資本整備事業費特別会 計へ繰入	
石油基地等産業保安強化事 業費補助金(地域石油ナフタ ライチエーン強化・災害時石 油ナフタ等供給・利用インフラ整備事業 費に限る。)	離島道路整備事業費社 会資本整備事業費特別会 計へ繰入	
（項） 経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策委 託費(中小企業・小規模事 業者ビジネス創造等支援事 業費に限る。)	社会資本整備・管理効率化 推進費	
中 小 企 業 庁	社会資本整備・管理効率化 推進費(社会資本の管 理情報プラットフォーム開 発経費に限る。)	
	海事産業市場整備等推 進費	
	技術研究開発調 査費	

外 収 報 加

離島振興費のうち 離島活性化事業費補助金	環境省	環境本省	(項) 地球温暖化対策推進費のうち 地球温暖化対策推進事業費 補助金	通信設備整備費(巡視船艇に 限る。)
技術研究開発推進費のうち 技術研究開発調査費(社会 資本の老朽箇所等の効率的 な特定手法開発調査経費に 限る。)	環境省	環境本省	(項) 地球温暖化対策推進費のうち 地球温暖化対策推進事業費 補助金	大気・水・土壤環境等のうち 地域環境保全対策費補助金
独立行政法人交通安全 環境研究所施設整備費のうち 独立行政法人交通安全環境 研究所施設整備費補助金 (ハイブリッド・電子制御 車両総合試験設備整備事業 のうち操作評測盤改造等事 業に限る。)	環境省	環境本省	(項) 洋上漂流物見舞支出金 廃棄物・リサイクル対 のうち 環境保全調査費(使用済小 型電気電子機器リサイクル 推進費)	洋上漂流物見舞支出金 廃棄物・リサイクル対 のうち 産業廃棄物適正処理推進費 補助金(産業廃棄物不法投 棄等原状回復措置推進費補 助金に限る。)
(項) 観光振興費のうち 国内旅行需要促進対策 (官民協働した魅力ある觀 光地の再建・強化事業に限 る。)	観光庁	(項) 産業廃棄物・リサイクル のうち 環境保全調査費(使用済小 型電気電子機器リサイクル 推進費に限る。)	(項) 外国人旅行者訪日促進対策 序費(訪日個人・ビジネス 関係旅行者等誘致強化事 業に限る。)	通信設備整備費(巡視船艇に 限る。)
觀光振興調査費(官民協働 した魅力ある觀光地の再 建・強化事業に限る。)	海上保安庁	(項) 船舶交通安全及海上治 安対策費	(項) 地方環境事務所施設費 補助金(産業廃棄物不法投 棄等原状回復措置推進費補 助金に限る。)	(項) 通信設備整備費(巡視船艇に 限る。)
水路業務手数料(小型測量船 測量機器整備経費に限る。)	地方環境事務所	(項) 情報処理業務費(原子力 安全規制業務の危機管理 制強化事業経費に限る。)	(項) 原子力安全確保費のうち 情報処理業務費(原子力 安全規制業務の危機管理 制強化事業経費に限る。)	(項) 通信設備整備費(巡視船艇に 限る。)
航空機及船舶運航費(ヘリ コプター搭載型巡視船延 命・機能向上経費に限る。) 装備費(操船シミュレー ター改修経費に限る。)	原子力規制委員会	(項) 移転費	(項) 原子力安全確保費のうち 情報処理業務費(原子力 安全規制業務の危機管理 制強化事業経費に限る。)	(項) 通信設備整備費(巡視船艇に 限る。)
装備費(巡視船艇用長距離 音響装置整備経費に限 る。)	防衛省	(項) 防衛本省共通費のうち 油購入費(スマリア沖・ア ンダマン海における海賊対 応行動等にかかる費用等に 限る。)	(項) 防衛本省共通費のうち 油購入費(スマリア沖・ア ンダマン海における海賊対 応行動等にかかる費用等に 限る。)	(項) 通信設備整備費(巡視船艇に 限る。)
通信設備整備費(陸上通信 設備復旧経費及びデジタル 無線機整備経費に限る。)	人材確保保育成費のうち 医療費(医療関係備品費の うち医療器材の充実強化経 費に限る。)			

(外) 報

丁号 國庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	國 庫 の 負 担 と な る 年 度	事 由
内閣府	警察庁	航空機購入	5,811,117	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	警察用ヘリコプター4機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	既定 3,394,427	平成24年度	平成24年度以内	静岡地方法務局藤枝支局(仮称)ほか6件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	特定先端大型研究施設運営費等補助	追加 3,424,770 既定 6,819,197	同 —	平成24年度及び平成25年度 平成24年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定先端大型研究施設整備費補助	既定 320,000	平成24年度	平成24年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立大学法人施設整備費補助	既定 2,100,000	平成24年度	平成24年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	追加 2,015,000 既定 4,115,000	同 —	平成24年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
			既定 24,340,981	平成24年度	平成24年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
			追加 6,649,400 既定 30,990,381	同 —	平成24年度及び平成25年度 —	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
			既定 1,228,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外) 取引 報告

	追加	36,531,000	同	平成24年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改定	37,759,000	—	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人放射線医学総合研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定	130,000	平成24年度	同	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人放射線医学総合研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追加	5,412,403	同	—	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人放射線医学総合研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	5,542,403	—	—	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人放射線医学総合研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	2,289,000	平成24年度	同	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	10,601,631	平成24年度	同	平成24年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	4,274,658	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追加	248,786	同	—	平成24年度以降5箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	4,523,444	—	—	平成24年度以降5箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
南極地域観測用航空機購入	6,323,705	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	平成24年度以降4箇年度以内	独立行政法人海洋研究開発機構が行う海底広域研究船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助	20,700,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	平成24年度以降4箇年度以内	独立行政法人海洋研究開発機構が行う海底広域研究船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
治山事業費補助	7,838,000	平成24年度	平成25年度	平成24年度以降3箇年度以内	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水産業	5,530,350	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	水産業取締船建造	漁業取締船の建造には、多くの日数を要するため
農林水産省	林野庁				

(外局)報

國土交通省	國土交通本省	水産物供給基盤整備事業費補助	既定	1,850,000 平成 24 年度
			追加	5,500,000 同
			改正	7,350,000 —
國營公園整備	既定	44,000 平成 24 年度	平成 24 年度以内降 3箇年度以内	水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅市街地総合整備促進事業費補助	既定	1,825,000 同	平成 25 年度	
海岸保全施設整備事業	既定	1,869,000 757,000 平成 24 年度	平成 24 年度及び平成 25 年度	国営昭和記念公園ほか 8箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
北海道海岸保全施設整備事業	既定	2,558,000 平成 24 年度	平成 25 年度以内降 4箇年度以内	住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道治山事業費補助	既定	3,029,000 5,587,000 同 —	平成 25 年度	撫養港海岸ほか 6 海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するため
海上保安庁 航空機購入	既定	300,000 平成 24 年度	平成 25 年度	胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
	追加	870,000 平成 24 年度	平成 25 年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改正	7,077,879 平成 24 年度	平成 24 年度以内降 3箇年度以内	警備救難用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
	大型巡視船建造	2,440,870 9,518,749 34,021,446 平成 24 年度	平成 24 年度以内降 4箇年度以内	1,000トン型巡視船 6隻の建造には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

防衛省	防衛本省	武器購入	既定	180,648,989	平成24年度	平成24年度以内	
			追加定	73,186,894	同	同	03式中距離地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
			改修機器購入	253,835,883	—	—	
			既定	103,280,438	平成24年度	平成24年度以内	
			追加定	79,621,661	同	同	地上通信用通信機器の購入には、その生産に多くの日数を要するため
			改修機器材購入	132,902,099	—	—	
			既定	45,388,569	平成24年度	平成24年度以内	
			追加定	1,240,570	同	平成24年度以内	
			改修機器購入	46,629,139	—	平成24年度以内	艦艇用潜望鏡探知レーダー用整備器材及び基地防空用地対空誘導弾用整備器材の購入には、その生産に多くの日数を要するため
			既定	139,616,558	平成24年度	平成24年度以内	
			追加定	43,428,731	同	同	
			改修機器整備定	183,045,289	—	—	哨戒ヘリコプターSH-60K等9機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
			既定	275,094,638	平成24年度	平成24年度以内	
			追加定	19,117,972	同	同	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
			改修機器整備定	294,212,610	—	—	
			既定	61,848,961	平成24年度	平成24年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
			追加定	10,886,603	同	同	
			改修機器整備定	72,735,564	—	—	

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、平成二十五年一月十一日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策の実施等のために必要な経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剩余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、最近の経済情勢等に鑑み、日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成二十四年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	歳出
当初	成長による富の創出
補正	事前防災・減災等
計	暮らしの安心・地域活性化
歳入	その他の経費
九〇、三三三、九三百百万円	既定経費の減額
一〇、二〇二、七一七百万円	東日本大震災復興特別会計へ繰入
一〇〇、五三六、六四九百万円	給与改定臨時特例法等に基づく給与削減相当額
一〇〇、三三三、九三百百万円	基礎年金国庫負担等の差額
一〇、二〇二、七一七百万円	計
一〇〇、五三六、六四九百万円	補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ及びみんなの党から、それぞれ、「平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)」、平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」が提出されたが、いずれも否決された。右報告する。

平成二十五年二月十四日

予算委員長 山本 有一

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

平成二十五年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

1 前年度剩余金受入	(2) 東日本大震災復興前年度剩余金受入
2 年金特例公債金	一一六、四五二百万円
3 前年度剩余金受入	一〇、二〇二、七一七百万円
4 公債金	二、二〇〇、五一三百万円
5 特例公債金	二、六九二、三九三百万円
6 年金特例公債金	三、一〇一、六八七百万円
7 前年度剩余金受入	二三九、七一八百万円

1 前年度剩余金受入	(2) 東日本大震災復興前年度剩余金受入
2 年金特例公債金	一一六、四五二百万円
3 前年度剩余金受入	一〇、二〇二、七一七百万円
4 公債金	二、二〇〇、五一三百万円
5 特例公債金	二、六九二、三九三百万円
6 年金特例公債金	三、一〇一、六八七百万円
7 前年度剩余金受入	二三九、七一八百万円

平成24年度特別会計補正予算

第1条 次に掲げる各特別会計の平成24年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる

とおりとする。

内閣府、総務省及び
財務省所管財務省及び国土交通
省所管内閣府、文部科学
省、経済産業省及び
環境省所管

厚生労働省所管

農林水産省所管

年金

食料安定供給

エネルギー対策

国土交通省所管

国会、裁判所、会計
検査院、内閣、内閣
官房、外務省、文部科
学省、厚生労働省、農
林水産省、経済産業
省及び防衛省所
管

東日本大震災復興

社会資本整備事業

自動車安全

漁船再保険及び漁業共済
保険

国土交通省所管

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することが
できる経費の追加又は削除は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成24年度において国が債務を負
担する行為の追加又は修正減少は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。第4条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計
算書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第5条 平成24年度特別会計予算総則第7条第1項の各特別会計の借入金の限度額の表中

(四) 報

「食 料 安 定 供 給 国營土地改良事業勘定 6,400,000千円」	を
「食 料 安 定 供 給 国營土地改良事業勘定 7,800,000千円」	に改める。
「2 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 6,400,000千円」	を
「2 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 7,800,000千円」	に
「4 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 5,942,000,000千円」	を
「4 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 6,342,000,000千円」	に
「11 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 9,900,000千円」	を
「11 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 11,300,000千円」	に改める。

(外) 報 帳

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補		正		額
				追 加	額(千円)	修 正 減 少	額(千円)	
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金 金勘定	歳 出	他 会 計 よ り 受 入	412,023,668	0	0	412,023,668	
			一般 会 計 よ り 受 入	290,639,853		0	290,639,853	
			東日本大震災復興特別会計 よ り 受 入	121,383,815		0	121,383,815	
			地 方 交 付 税 交 付 金	412,023,668	0	0	412,023,668	
財 務 省	国 債 整 理 基 金 入	他 会 計 よ り 受 入	998,301,693	△ 8,777,961	△ 1,555,140,850	△ 79,719,796	△ 556,839,157	
		他 会 計 よ り 受 入	989,523,732	△ 2,352,742,696	△ 1,230,883,091	△ 935,794,663	△ 1,466,643,093	
	公 債 金	東日本大震災復興他会計よ り受入	909,803,936	△ 2,352,742,696	△ 295,088,428	△ 119,060,059	△ 1,121,859,605	
	公 債 金	復興借換公債金	1,121,859,605	0	△ 935,794,663	△ 119,060,059	△ 2,057,654,268	
	資 產 处 分 収 入	東日本大震災復興株式売扱 収入	0	△ 0	△ 119,060,059	△ 119,060,059	△ 119,060,059	
	配 当 金 収 入	配 当 金 収 入	19,848,884	0	0	0	19,848,884	
		東日本大震災復興配当金收 入	4,561,536	0	0	0	4,561,536	
	雜 収 入	雜 収 入	15,287,348	61,927	0	0	15,287,348	
			前 年 度 剩 余 金 受 入	0	△ 61,927	0	61,927	
				△ 0	△ 2,272,565,207	△ 0	△ 2,272,565,207	

						前年度剰余金受入					
		歳入		歳出		歳入		歳出		歳入	
		補正額		国債整理支出		補正額		事務取扱費		補正額	
財務省及び国土交通省		財政投融资		歳入		歳出		歳入		歳出	
		投資勘定		歳入		歳出		歳入		歳出	
		他会計より受入		一般会計より受入		一般会計より受入		一般会計より受入		一般会計より受入	
		産業投資支出		一般会計へ繰入		一般会計へ繰入		一般会計へ繰入		一般会計へ繰入	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		エネルギー対策		歳入		歳出		歳入		歳出	
		工ネルギー需給勘定		歳入		歳出		歳入		歳出	
		他会計より受入		一般会計より受入		一般会計より受入		一般会計より受入		一般会計より受入	
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費		事業取扱費		事業取扱費		事業取扱費	
電源開発促進勘定		歳入		歳出		歳入		歳出		歳入	
		他会計より受入		他会計より受入		他会計より受入		他会計より受入		他会計より受入	
		電源利用対策財源一般会計より受入		0		0		△ 2,178,094		△ 2,178,094	
				0		0		△ 1,626,322		△ 1,626,322	

外局(総括)

厚生労働省	年金	正額	事務取扱費	原子力安全規制対策財源一般会計より受入
歳入	保険収入	積立金より受入	積立金より受入	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費
歳出	補正額	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費
歳定金	国民年金	一般会計より受入	一般会計より受入	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
独立行政法人納付金	322,188,382	322,188,382	322,188,382	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	37,716,314	0	359,904,696	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金
独立行政法人福祉医療機構納付金	1,275,103	34,170,974	359,904,696	独立行政法人福祉医療機構納付金
厚生年金勘定	歳入	保険収入	一般会計より受入	年金積立金管理運用独立行政法人納付金
歳定金	正額	積立金より受入	積立金より受入	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金
独立行政法人納付金	359,904,696	△	359,904,696	独立行政法人福祉医療機構納付金

(外) 報 告 号

		年金積立金管理運用独立行政法人納付金		年金積立金管理運用独立行政法人納付金	
		独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金		独立行政法人福祉医療機構納付金	
福祉年金勘定	歳 入	歳 入	2,802,586,990	△	2,802,586,990
	歳 補	歳 正	0	△	4,185,411
	歳 領	歳 領	0	△	4,185,411
他会計より受入	他会計より受入	一般会計より受入	0	△	4,185,411
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	10,833	△	10,833
歳 入	歳 入	歳 正	10,833	△	4,185,411
歳 補	歳 補	歳 領	0	△	3,956,190
特別障害給付金給付費	特別障害給付金給付費	特別障害給付金給付費	0	△	3,956,190
福祉年金給付費	福祉年金給付費	福祉年金給付費	0	△	198,388
予備費	予備費	予備費	0	△	20,000
歳 出	歳 出	歳 正	0	△	4,174,578
子どものための金銭の給付勘定	子どものための金銭の給付勘定	他会計より受入	25,993,363	△	19,170,159
歳 入	歳 入	一般会計より受入	25,993,363	△	19,170,159
積立金より受入	積立金より受入	積立金より受入	6,837,249	0	6,837,249
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	19,044,889	0	19,044,889
歳 入	歳 入	歳 正	19,044,889	△	19,170,159
歳 補	歳 補	歳 領	51,875,501	△	32,705,342
子どものための金銭の給付交付金	子どものための金銭の給付交付金	業務取扱費	32,828,839	0	32,828,839
歳 出	歳 出	歳 正	1,773	△	125,270
歳 領	歳 領	歳 領	32,830,612	△	123,497
			32,830,612	△	32,705,342

(外) 報 告

		業務勘定入		他会計より受入		一般会計より受入		他会計より受入		一般会計より受入		他会計より受入	
		他勘定より受入		他勘定より受入		他勘定より受入		他勘定より受入		他勘定より受入		他勘定より受入	
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
農林水産省		食料安定供給		調整勘定入		他会計より受入		一般会計より受入		他会計より受入		一般会計より受入	
食糧証券取入		他勘定より受入		他勘定より受入		0		△ 43,309,955		0		43,309,955	
食糧証券取入		他勘定より受入		他勘定より受入		0		△ 86,668,744		0		86,668,744	
雑 収 入		食糧証券取入		食糧証券取入		0		△ 285,140,000		0		285,140,000	
前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		69,081,485		0		0		69,081,485	
出		歳 入 補 正 額		主要食糧及輸入銅料買入費等財源他勘定へ繰入		112,400,501		△ 371,808,744		△ 259,408,243		△ 259,408,243	
国営土地改良事業勘定		歳 出 换 正 額		国債整理基金特別会計へ繰入		0		△ 241,820,984		△ 241,820,984		241,820,984	
歳		歳		歳		0		△ 75,376,534		△ 75,376,534		75,376,534	
歳		歳		歳		0		△ 317,197,518		△ 317,197,518		317,197,518	
		他会計より受入		他会計より受入		7,079,129		△		339,744		6,739,385	

(外) 貸 債

		一般会計より受入 東日本大震災復興特別会計 より受入		△ 339,744		5,966,385 773,000	
		借 入 金	借 入 金	△ 0	0	1,400,000	1,400,000
		歳 入	歳 入	△ 339,744	0	8,139,385	3,326,000
農業共済再保險							
業務勘定	歳 入	他会計より受入	7,121	△	110,454	△	103,333
國有林野事業	歳 入	一般会計より受入	7,121	△	110,454	△	103,333
地方公共団体工事費負担金 収入	歳 入	業務取扱費	7,121	△	110,454	△	103,333
		他会計より受入	51,837,000	△	5,729,804	46,107,196	45,702,196
		一般会計より受入 東日本大震災復興特別会計 より受入	51,432,000	△	5,729,804	405,000	405,000
			405,000	0	0	2,042,320	2,042,320
						2,042,320	2,042,320
						48,149,516	48,149,516
						△ 2,464,987	△ 2,464,987

外 (即) 報 実

				治 山 事 業 費	28,836,320	0	28,836,320
				東日本大震災復興治山事業費	405,000	0	405,000
				北海道治山事業費	4,386,000	0	4,386,000
				離島治山事業費	155,000	0	155,000
				国有林野森林整備事業費	20,000,000	0	20,000,000
				国有林野災害復旧事業費	97,000	0	97,000
				国債整理基金特別会計へ繰入	0	△	2,868,705
				予 正 備 費	0	△	2,868,705
				歳 出 補 正 備 領	54,275,432	△	396,112
							396,112
							48,149,516
				漁船再保険及び漁業共済保険			
				業 務 認 定			
				歳			
				社会資本整備事業			
				治 水 励 定			
				歳			
				他 会 計 よ り 受 入			
					2,337	△	31,595
				一 般 会 計 よ り 受 入	2,337	△	31,595
				業 務 取 扱 費	2,337	△	31,595
				他 会 計 よ り 受 入	294,296,064	△	6,702,591
				一 般 会 計 よ り 受 入	294,296,064	△	6,702,591
				東日本大震災復興特別会計より受入	0	△	352,432
				地方公共団体工事費負担金	71,916,550	0	71,916,550
				電気事業者等工事費負担金			
				收 入	71,916,550	△	718,468
				電気事業者等工事費負担金	752,559	△	718,468
				歳 入 補 正 備 領	752,559	△	34,091
				366,965,173	△	6,736,682	360,228,491

(外) 報 告 局

歳 出	河川整備事業費	272,777,572	△	285,071	272,492,501
	北海道河川整備事業費	48,788,323		0	48,788,323
	沖縄河川整備事業費	20,270		0	20,270
	砂防事業費	33,900,185		0	33,900,185
	北海道砂防事業費	1,729,815		0	1,729,815
	総合流域防災事業費	8,117,000		0	8,117,000
	北海道総合流域防災事業費	770,000		0	770,000
	業務取扱費業務勘定へ繰入	862,008	△	6,098,611	△ 5,236,603
歳 出	東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	0	△	353,000	△ 353,000
歳 出	他会計より受入	366,965,173	△	6,736,682	360,228,491
歳 出	一般会計より受入	440,991,791	△	6,523,029	434,468,762
歳 出	東日本大震災復興特別会計より受入	440,533,791	△	6,036,824	434,496,967
歳 出	地方公共団体工事費負担金収入	458,000	△	486,205	△ 28,205
歳 出	地方公共団体工事費負担金収入	102,578,000	0	102,578,000	102,578,000
歳 入	償還金収入	102,578,000	0	102,578,000	102,578,000
歳 入	償還金額	7,613,766	0	7,613,766	7,613,766
歳 入	道路環境改善事業費	551,183,557	△	6,523,029	544,660,528
歳 入	北海道道路環境改善事業費	11,234,000	0	11,234,000	11,234,000
歳 入	沖縄道路環境改善事業費	750,000	0	750,000	750,000
歳 入	道路交通安全対策事業費	400,000	0	400,000	400,000
歳 入	北海道道路交通安全対策事業費	128,765,000	0	128,765,000	128,765,000
歳 入	離島道路交通安全対策事業費	43,936,000	0	43,936,000	43,936,000
歳 入		20,000	0		20,000

外(号)報

沖繩道路交通安全対策事業費		1,755,000	0	1,755,000
地域連携道路事業費		149,392,000	0	149,392,000
東日本大震災復興地域連携道路事業費		515,000	0	515,000
北海道地域連携道路事業費		39,575,000	0	39,575,000
沖繩地域連携道路事業費		370,000	0	370,000
道路交通円滑化事業費		163,035,000	0	163,035,000
北海道道路交通円滑化事業費		2,145,000	0	2,145,000
沖繩道路交通円滑化事業費		360,000	0	360,000
業務取扱費業務勘定へ繰入		1,317,791	△	6,036,824
東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入		0	△	486,205
収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入		7,605,374	0	7,605,374
国債整理基金特別会計へ繰入		8,392	0	8,392
港湾歳出補正額		551,183,557	△	6,523,029
他会計より受入		56,365,175	△	1,248,461
一般会計より受入		55,716,175	△	1,228,743
東日本大震災復興特別会計より受入		649,000	△	19,718
港湾管理者工事費負担金収入		19,457,565	0	19,457,565
港湾管理者工事費負担金収入		19,457,565	0	19,457,565
受益者工事費負担金収入		116	△	1,020
受益者工事費負担金収入		116	△	1,020
受託工事納付金収入		336	△	2,952
受託工事納付金収入		336	△	2,616

(外) 報 告

		受託工事納付金収入		336	△	△	△	△
歳	出	歳	入	補正額	75,823,192	155,000	1,252,433	0
				港湾環境整備事業費				
				北海道港湾事業費				
				離島港湾事業費				
				沖縄港湾事業費				
				業務取扱費業務勘定へ繰入				
				東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入				
歳	出	歳	入	補正額	75,823,192			
				他会計より受入				
				一般会計より受入				
				東日本大震災復興特別会計より受入				
				地方公共団体工事費負担金 収入				
				地方公共団体工事費負担金 収入	1,098,146		24,971,162	
歳	出	歳	入	補正額	1,098,146		0	
				空港整備事業費	26,279,463	△	210,155	0
				東日本大震災復興空港整備事業費	14,718,515			26,069,308
				北海道空港整備事業費	0	△	68,719	14,718,515
				離島空港整備事業費	3,241,647			3,241,647
				沖縄空港整備事業費	416,000		0	416,000
				航空路整備事業費	2,508,984		0	2,508,984
					5,379,000		0	5,379,000

(外) 報

			業務取扱費業務勘定へ繰入					
			歳出	補正額		歳出	補正額	
業務勘定入	他会計より受入	一般会計より受入	4,000,000	△	15,317	△	141,436	△ 126,119
歳			4,000,000	△	26,279,463	△	210,155	△ 26,069,308
他勘定より受入	他勘定より受入	一般会計より受入	2,357,903	△	4,000,000	△	0	4,000,000
歳			2,357,903	△	12,010,606	△	12,010,606	4,000,000
自動車安全自動車検査登録勘定入	他会計より受入	他勘定より受入	6,357,903	△	14,368,509	△	14,368,509	△ 8,010,606
歳			6,357,903	△	12,010,606	△	12,010,606	4,000,000
出	補正額	業務取扱費	4,000,000	△	4,000,000	△	0	4,000,000
歳		都市開発資金貸付金	6,357,903	△	14,368,509	△	14,368,509	△ 8,010,606
自動車安全自動車検査登録勘定入	他会計より受入	一般会計より受入	11,430	△	11,430	△	15,855	15,855
歳		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	11,430	△	11,430	△	15,855	15,855
出	補正額	業務取扱費	1,001,700	0	1,001,700	0	1,001,700	1,001,700
歳			11,430	△	11,430	△	15,855	15,855
出	補正額	業務取扱費	1,013,130	△	1,013,130	△	27,285	985,845
所管	特別会計	所管・組織・款項		補正額				
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)			
国会、裁判所、会計検査院、内閣府、復興庁、法務省、財務省、厚生省、文部科学省、労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興入	税	25,200,000 25,200,000 1,449,252,401 1,449,252,401	0 0 0 0	25,200,000 25,200,000 1,449,252,401 1,449,252,401			
		他会計より受入	一般会計より受入	△ 279,000,000	△ 279,000,000			
		公債金	0	△	△			

(号外) 報

	復興公債金	△	△	△	△	△	△
	公共事業費負担金收入	0	△	279,000,000	△	279,000,000	△
歳入補正額	1,474,452,401	0	△	279,170,758	△	170,758	△
歳出		0	△	398,822	△	398,822	△
國衆議院		0	△	191,570	△	191,570	△
參議院		0	△	205,589	△	205,589	△
國立国会図書館		0	△	205,589	△	205,589	△
裁判所		0	△	1,663	△	1,663	△
裁判所		0	△	326,245	△	326,245	△
内閣官房		0	△	326,245	△	326,245	△
内閣官房共通費用		0	△	200,093	△	200,093	△
内閣本府		0	△	200,093	△	200,093	△
内閣本府共通費用		0	△	1,391,068	△	1,391,068	△
経済財政政策費		0	△	407,987	△	407,987	△
地域再生推進費		0	△	33,580	△	33,580	△
日本学術会議		0	△	35,349	△	35,349	△
警察		0	△	339,058	△	339,058	△
警察		0	△	1,219	△	1,219	△
警察		0	△	1,219	△	1,219	△
日本学術会議		0	△	918,577	△	918,577	△
警察		0	△	8,863	△	8,863	△
警察		0	△	155,649	△	155,649	△

(外) 報 月

警 察 活 動 基 盤 整 備 費	0	△	△	754,065	△	△	754,065
金 融 庁	金融 庁 共 通 費	0	0	21,727	△	△	21,727
消 費 者 庁	消 費 者 庁 共 通 費	0	△	21,727	△	△	21,727
復 興 庁	復 興 庁	131,069,220	△	41,558	△	41,558	41,558
復 興 庁	復 興 庁 共 通 費	6,991,189	△	6,991,189	△	124,078,031	124,078,031
福島原子力災害避難区域等 帰還・再生加速事業費	0	△	382,183	0	△	382,183	20,805,813
治 安 復 興 政 策 費	0	△	25,271	△	△	25,271	25,271
消 費 生 活 復 興 政 策 費	0	△	24	△	△	24	24
教 育・科 学 技 術 等 復 興 政 策 費	100,949	△	361,976	△	△	261,027	49,262,341
社 会 保 障 等 復 興 政 策 費	50,000,000	△	737,659	△	△	400,000	22,571,633
社 会 保 障 等 復 興 事 業 費	0	△	400,000	△	△	0	0
農 林 水 產 業 復 興 政 策 費	26,710,891	△	4,139,258	△	△	0	0
經 濟・產 業 及 工 之 小 協 安 定 供 給 確 保 等 復 興 政 策 費	132,239	△	800,000	△	△	667,761	667,761
東 日 本 大 震 災 復 興 独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 運 営 費	0	△	64,762	△	△	64,762	64,762
住 宅・地 域 公 共 交 通 等 復 興 政 策 費	208,938	0	208,938	0	△	208,938	208,938
環 境 保 全 復 興 政 策 費	21,822,000	0	21,822,000	0	△	21,822,000	21,822,000
東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	9,003,390	0	9,003,390	0	△	9,003,390	9,003,390
農 業 生 產 基 盤 保 全 管 理・整 備 事 業 費 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 へ 繰 入	773,000	0	773,000	0	△	773,000	773,000

(外) 報 い

治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	405,000		0		405,000
治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	38,794	△	38,794
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	458,000	△	21,544	△	436,456
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	649,000	△	19,718	△	629,282
総務省					
総務本省					
総務本省共通費					
地方交付税交付金	121,383,815	0	1,700	△	1,700
電子政府・電子自治体推進費	0	△	826,000	△	826,000
総合通信局共通費	0	△	5,037	△	5,037
消防厅共通費	0	△	5,581	△	5,581
法務本省					
法務本省共通費	0	△	13,98,121	△	13,98,121
日本司法支援センター運営費	0	△	136,300	△	136,300
法務省施設費	0	△	13,588	△	13,588
矯正官署					
矯正官署共通費	0	△	6,491	△	6,491
矯正管理業務費	0	△	116,221	△	116,221
矯正受容費	0	△	1,044,755	△	1,044,755
更生保護官署					
	0	△	81,063	△	81,063
	0	△	458,867	△	458,867
	0	△	504,825	△	504,825
	0	△	41,218	△	41,218

外 報 嘉

法務局	更生保護官署共通費 更生保護活動費	0 0	△ △	30,840 10,378	△ △	30,840 10,378
法務局	登記事務處理費	0	△	89,360	△	89,360
人權擁護活動費		0	△	44,171	△	44,171
地方入国管理官署		0	△	45,057	△	45,057
外務省	出入國營理業務費	0	△	132	△	132
在外務本省	広報文化交流及報道対策費	0	△	86,488	△	86,488
在外公館		0	△	86,488	△	86,488
財務本省	広報文化交流及報道対策費	0	△	11,208	△	11,208
財務本省		0	△	5,429	△	5,429
國稅廳	復興債費	0	△	5,779	△	5,779
國稅廳共通費		989,523,732	△	80,056,322	△	909,467,410
國稅廳施設費		989,523,732	△	79,719,796	△	909,803,936
稅務業務費	獨立行政法人酒類総合研究所運營費	989,523,732	△	79,719,796	△	909,803,936
文部科學省		0	△	336,526	△	336,526
文部科學本省	文部科學本省共通費	65,262,751	△	204,746	65,058,005	65,058,005
	初等中等教育等振興費	0	△	29,458	△	29,458
		0	△	1,876	△	1,876

(号)外報

	私立学校振興費	3,696,751	0	3,696,751
	放射線障害防止等対策費	0	△	7
	研究開発推進費	0	△	173,405
	公立文教施設整備費	61,566,000	0	61,566,000
厚生労働省				
厚生労働本省				
厚生労働本省共通費	0	△	958,389	△
医療情報化推進費	0	△	784,087	△
社会福祉諸費用	0	△	36,655	△
社会福祉施設整備費	0	△	296,133	△
検疫所				
厚生労働本省試験研究機関				
厚生労働本省試験研究所共通費	0	△	347,349	△
国立更生援護機関				
国立更生援護機関施設費	0	△	103,950	△
都道府県労働局				
都道府県労働局共通費	0	△	1,406	△
農林水産省				
農林水産本省共通費	0	△	1,406	△
農業生産基盤保全管理・整備事業費	0	△	14,484	△
農山漁村6次産業化対策費	0	△	14,484	△
農地等保全事業費	0	△	122,770	△

(外) 報 信

農林水産技術会議	農山漁村活性化対策費	0	△	1,234,774	△	△	1,234,774
地 方 農 政 局	農林水産技術会議共通費	0	△	12,973	△	△	12,973
林 野 庁	地 方 農 政 局	0	△	19,827	△	△	19,827
水 產 庁	林 野 庁 共 通 費	0	△	19,827	△	△	19,827
経 濟 産 業 省	水 產 庁 共 通 費	0	△	27,649	△	△	27,649
経 濟 産 業 本 省	貿 易 投 資 促 進 費	0	△	28,823	△	△	28,823
資源工 ネ ル ギ 一 庁	石油等安定供給確保費	0	△	553,006	△	△	553,006
國 土 交 通 省	電 力 基盤高度化等対策費	0	△	71,405	△	△	71,405
國 土 交 通 本 省	水 資 源 開 発 事 業 費	0	△	481,601	△	△	481,601
	治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	92,418	△	△	92,418
	空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	389,183	△	△	389,183
	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	4,318,386	△	△	4,318,386
	北海道開発事業費	0	△	4,124,874	△	△	4,124,874
海 上 保 安 庁	官 庁 営 緒 費 費	0	△	193,512	△	△	193,512

(外) 報 告

環 境 省	船 舶 建 造 費	0	0	△ 1,928,753	△	△ 1,928,753	△ 193,512
環 境 本 省		0	0	△ 192,518	△	△ 192,518	△ 192,518
地 方 環 境 事 務 所	環 境 本 省 共 通 費	0	0	△ 192,518	△	△ 192,518	△ 192,518
原 子 力 規 制 委 員 会	地 方 環 境 事 勿 所 共 通 費	0	0	△ 761,386	△	△ 761,386	△ 761,386
原 子 力 安 全 庁 共 通 費		0	0	△ 974,849	△	△ 974,849	△ 116,409
原 子 力 安 全 確 保 費		0	0	△ 858,440	△	△ 858,440	△ 858,440
防 防 衛 本 省	武 器 車 両 等 整 備 費	0	0	△ 10,041,863	△	△ 10,041,863	△ 6,494,272
	航 空 機 整 備 費	0	0	△ 6,494,272	△	△ 6,494,272	△ 6,494,272
	艦 船 整 備 費	0	0	△ 1,762,193	△	△ 1,762,193	△ 1,762,193
	施 設 整 備 費	0	0	△ 246,566	△	△ 246,566	△ 246,566
	研 究 開 発 費	0	0	△ 324,381	△	△ 324,381	△ 324,381
	人 材 確 保 育 成 費	0	0	△ 660,755	△	△ 660,755	△ 553,696
歳 出 補 正 額		1,307,239,518	△	111,957,875			1,195,281,643
丙号 緑越明許費補正							
所 管	特 别 会 計	事 項	所 管	特 別 会 計	事 項		
財務省及び国土交通省	財 政 投 融 資					出資金(株式会社国際協力銀行出資金に限る。)を追加する。	
投 資 勘 定	(項) 産 業 投 資 支 出 の う ち 貸付金(株式会社日本政策投資銀行貸付金に限る。)を追加する。	国 土 交 通 省 社 會 資 本 整 備 事 業 道 路 整 備 勘 定	(項) 離島道路交通安全対策事業費を追加する。				

(外) 報 紙

所 管	特 別 会 計	所 管・組 織・事 項	所 管	特 別 会 計	所 管・組 織・事 項
国会、裁判所、内閣、復興省、財務省、厚生省、文部省、農林水産省、国土交通省、環境省	東日本大震災復興会計	復興庁	復興庁	東日本大震災復興会計	環境保全復興政策費のうち放射性物質汚染墜棄物処理加速化事業費補助金を追加する。
		(項) 福島避難解除等区域生活環境整備費			放射線影響等研究開発拠点整備費等補助金を追加する。
		福島原子力災害避難区域等帰還・再建支援事業費			東日本大震災復興のうち農業生産基盤全管理・整備事業調査費を追加する。
		社会保障等復興政策費			農村地域復興再生基盤整備事業費補助金を追加する。
		緊急雇用創出事業臨時特別交付金			森林環境保全整備事業費補助金を追加する。
		農林水産業復興政策費			電子政務・電子自治削除する。
		土地利用調整等調査費			(項) 私立学校振興費のうち防災対策推進私立学校施設整備費補助金を追加する。
		森林整備・保全調査等委託費(森林における放射性物質対策推進のための緊急調査事業費及び放射性物質対処型森林業復興対策実施事業費に限る。)			厚生労働省
		森林整備・保全管理等推進地方公共団体事業費補助金を追加する。			(項) 社会福祉諸費を削除する。
		農業生産基盤保全管理等推進対策費			
		補助金する。			
		水源林復興促進対策費			
		補助金する。			
		住宅・地域公共交通等復興政策費			
		のうち			
		国内旅行需要促進対策			
		旅費(東北地方における旅行需要創出事業に限る。)			
		を追加する。			

(外) 取引 報告

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 と な る 年 度	事 由
農 林 水 産 省	國有林野事業	治 山 事 業	2,360,000	平成 24 年度	平成 25 年度	追川地区ほか 8 地区の荒廃山地の復旧工事及び磐井川地区ほか 3 地区の他すべり防止工事には、多くの日数を要するため
		國有林野内治山事業	4,473,000	平成 24 年度	平成 25 年度	東北森林管理局ほか 5 森林管理局の國有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
國 土 交 通 省	社會資本整備事業	北海道國有林野内治山事業	895,000	平成 24 年度	平成 25 年度	北海道森林管理局の國有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
	治 水 勘 定	総合水系環境整備事業	89,000	平成 24 年度	平成 24 年度 及 び平成 25 年度	高瀬川水系ほか 5 水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	北海道総合水系環境整備事業	747,000	同	—	石狩川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するため
	既 定	既 定	330,000	平成 24 年度	平成 24 年度 及 び平成 25 年度	阿武隈川ほか 75 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	河川改修事業	100,000	同	平成 25 年度	阿武隈川ほか 75 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	既 定	既 定	430,000	—	—	阿武隈川ほか 75 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	河川維持修繕	19,852,000	平成 24 年度	平成 24 年度 以 降 5 箇年度以内	阿武隈川ほか 75 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	既 定	既 定	31,095,000	同	平成 25 年度	阿武隈川ほか 75 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	河川維持修繕	50,947,000	—	—	阿武隈川ほか 75 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	既 定	既 定	5,156,320	平成 24 年度	平成 24 年度 以 降 4 箇年度以内	阿武隈川ほか 75 河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定		12,356,000	同	平成 25 年度	
			17,512,320	—	—	

(外) 報 告 宣

堰 堤 維 持	既 定	2,572,680	平 成 24 年 度	平成24年度以内 降5箇年度以内	
追 加	改 定	1,250,056	同	平成25年度	岩木川浅瀬石川ダムほか14ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため
北海道河川改修事業	既 定	3,822,736	—	—	
追 加	改 定	5,030,000	平 成 24 年 度	平成24年度以内 平成25年度	
北海道河川維持修繕	既 定	12,250,000	同	平成24年度以内 平成25年度	石狩川ほか6河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道堰堤維持	既 定	17,280,000	—	平成25年度	石狩川ほか3河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するため
砂 防 事 業	既 定	1,144,000	平 成 24 年 度	平成24年度以内 平成25年度	
追 加	改 定	241,000	平 成 24 年 度	平成24年度以内 平成25年度	石狩川定山渓ダム及び沙流川二風谷ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため
砂 防 事 業	既 定	79,759	同	—	
追 加	改 定	320,759	—	—	
地すべり対策事業	既 定	12,306,877	平 成 24 年 度	平成24年度以内 平成25年度	最上川水系ほか17水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追 加	改 定	8,009,000	同	—	
地すべり対策事業	既 定	20,315,877	—	—	
追 加	改 定	1,054,603	平 成 24 年 度	平成24年度以内 平成25年度	信濃川茅川地区ほか2地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
特定緊急砂防事業	既 定	800,000	同	平成24年度及 び平成25年度	
追 加	改 定	1,854,603	—	平成25年度	栗駒山系の特定緊急砂防工事には、多くの日数を要するため
		2,416,319	平 成 24 年 度		
		60,000	同	—	
		2,476,319	—	—	

(外) 報 題

道路整備勘定				
北海道砂防事業	300,000	平成 24 年度	平成 25 年度	樽前山の砂防工事には、多くの日数を要するため
治道環境改善事業	2,220,000	平成 24 年度	平成 24 年度以降 5箇年度以内	
既 定				
追 加	1,780,000	同		一般国道愛知 1号下之一色治道環境改善(その 8)ほか 8箇所の治道環境改善工事には、多くの日数を要するため
改 定	4,000,000	—	—	
無電柱化推進事業				
既 定	12,361,000	平成 24 年度	平成 24 年度以降 3箇年度以内	
追 加	1,570,000	同	平成 25 年度	一般国道滋賀 1号電線共同溝ほか 9箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するため
改 定	13,931,000	—	—	一般国道 5号電線共同溝ほか 2箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するため
北海道無電柱化推進事業	801,000	平成 24 年度	平成 25 年度	
沖縄無電柱化推進事業				
既 定	440,000	平成 24 年度	平成 24 年度及び平成 25 年度	
追 加	200,000	同	平成 25 年度	一般国道 58号電線共同溝の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するため
改 定	640,000	—	—	するため
道路更新防災対策事業				
既 定	4,445,000	平成 24 年度	平成 24 年度以降 5箇年度以内	
追 加	440,000	同	平成 25 年度	一般国道新潟 8号歌高架橋の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するため
改 定	4,885,000	—	—	
道路修繕事業	14,014,000	平成 24 年度	平成 24 年度及び平成 25 年度	
既 定	15,290,000	同	平成 25 年度	一般国道静岡 1号修繕ほか 9箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
追 加	—	—	—	
改 定	—	—	—	

(外) 韓印

雪寒地域道路交通確保事業 交通安全施設等整備事業	既定	3,675,000	平成 24 年度	平成 25 年度	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道村上防雪及び一般国道新潟7号豊栄防雪ほか7箇所の雪寒工事には、多くの日数を要するため
交通事故重点対策事業	追加定	3,168,000	同	—	一般国道広島2号長谷歩道(その3)ほか21箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
北海道道路修繕事業	既定	6,843,000	—	—	—
北海道道路更新防災対策事業	追加定	850,000	平成 24 年度	平成 24 年度以内降5箇年度以内	一般国道岡山2号加須山交差点改良(ほか20箇所)の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
北海道道路修繕事業	既定	2,022,000	同	平成 25 年度	一般国道5号忍路道路(その2)ほか6箇所の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するため
北海道雪寒地域道路交通確保事業	追加定	2,872,000	—	平成 25 年度	一般国道5号修繕ほか38箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
北海道交通安全施設等整備事業	既定	2,930,000	平成 24 年度	平成 24 年度及び平成25年度	一般国道230号川上防雪ほか14箇所の雪寒工事には、多くの日数を要するため
北海道交通安全施設等整備事業	追加定	430,000	平成 24 年度	平成 25 年度	一般国道5号修繕ほか38箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
北海道交通安全施設等整備事業	追加定	11,500,000	同	平成 25 年度	一般国道5号修繕ほか38箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
北海道交通安全施設等整備事業	追加定	11,930,000	—	平成 25 年度	一般国道230号川上防雪ほか14箇所の雪寒工事には、多くの日数を要するため
北海道交通事故重点対策事業	既定	1,139,000	平成 24 年度	平成 24 年度	一般国道38号山部自転車歩行者道ほか12箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
北海道交通事故重点対策事業	追加定	875,000	平成 24 年度	平成 24 年度及び平成25年度	一般国道38号山部自転車歩行者道ほか12箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
北海道交通事故重点対策事業	追加定	1,785,000	同	平成 25 年度	一般国道12号南五丁目交差点改良ほか4箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
北海道交通事故重点対策事業	追加定	2,660,000	—	平成 24 年度	一般国道12号南五丁目交差点改良ほか4箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため

(外) 取 報 告

沖縄道路修繕事業	既定	247,000	平成 24 年度	平成 24 年度及び平成 25 年度	
追加	100,000	同	平成 25 年度	—	一般国道58号修繕工事には、多くの日数を要するため
改正	347,000	—	—	—	一般国道330号我如古交差点改良の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
沖縄交通事故重点対策事業	既定	60,000	平成 24 年度	平成 25 年度	一般国道58号修繕工事には、多くの日数を要するため
地域連携推進事業	既定	269,861,000	平成 24 年度	平成 24 年度以降 5箇年度以内	
追加	56,933,000	同	平成 25 年度	平成 25 年度	高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道酒田遊佐道路ほか17箇所及び一般国道岐阜158号高山高架橋ほか64箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
改正	326,794,000	—	—	—	
地域連携推進事業費補助	既定	6,056,325	平成 24 年度	平成 24 年度以内	
追加	1,403,000	同	平成 25 年度	平成 25 年度	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改正	7,459,325	—	—	—	
北海道地域連携推進事業	既定	20,580,000	平成 24 年度	平成 24 年度以内	
追加	33,025,000	同	平成 25 年度	平成 25 年度	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線釧勝道路(その2)ほか3箇所及び一般国道38号館野道路(その3)ほか18箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
改正	53,605,000	—	—	—	
北海道地域連携推進事業費補助	既定	150,000	平成 24 年度	平成 25 年度	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄地域連携推進事業					

(外) 報 価

既 定	6,730,000	平成 24 年度	平成 24 年度以 降 3箇年度以内	一般国道329号金武高架橋(その2)ほか4箇所の地域連携推進工事 には、多くの日数を要するため
追 加	1,180,000	同	平成 25 年度	—
改 定	7,910,000	—	—	—
交通円滑化事業 既 定	131,880,000	平成 24 年度	平成 24 年度以 降 5箇年度以内	一般国道茨城6号土浦高架橋ほか51箇所の交通円滑化工事には、多 くの日数を要するため
追 加	21,432,000	同	平成 25 年度	—
改 定	153,312,000	—	—	—
交通円滑化事業費補 助 既 定	1,265,000	平成 24 年度	平成 24 年度以 降 3箇年度以内	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	165,000	同	平成 25 年度	—
改 定	1,430,000	—	—	—
北海道交通円滑化事 業 既 定	100,000	平成 24 年度	平成24年度及 び平成25年度	一般国道230号小金湯道路(その5)ほか2箇所の交通円滑化工事に は、多くの日数を要するため
追 加	425,000	同	平成 25 年度	—
改 定	525,000	—	—	—
沖縄交通円滑化事業 既 定	4,240,000	平成 24 年度	平成24年度及 び平成25年度	一般国道58号恩納南高架橋(その2)ほか5箇所の交通円滑化工事に は、多くの日数を要するため
追 加	1,740,000	同	平成 25 年度	—
改 定	5,980,000	—	—	—
港湾勘定 既 定	2,421,690	平成 24 年度	平成24年度及 び平成25年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため
追 加	45,000	同	平成 25 年度	—
改 定	2,466,690	—	—	—

(六) 報 価

港湾改修事業 既定	23,009,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	大阪港ほか23港及び関門航路の改修工事には、多くの日数を要するため
追加改定	12,965,000	同	平成25年度	—
港湾改修事業費補助 既定	35,974,000	—	—	—
港湾改修事業費補助 既定	1,239,825	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加改定	336,000	同	平成25年度	室蘭港ほか18港の改修工事には、多くの日数を要するため
北海道港湾改修事業 離島港湾改修事業 離島港湾改修事業費 補助	1,575,825	—	平成25年度	名瀬港の改修工事には、多くの日数を要するため
北海道港湾改修事業 離島港湾改修事業 離島港湾改修事業費 補助	6,973,000	平成24年度	平成25年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄港湾改修事業 既定	290,000	平成24年度	平成25年度	—
沖縄港湾改修事業 既定	1,824,000	平成24年度	平成25年度	—
空港整備開定 既定	5,849,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	中城湾港の改修工事には、多くの日数を要するため
空港整備開定 既定	300,000	同	平成25年度	—
空港整備 既定	6,149,000	—	—	—
空港整備開定 既定	8,628,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか2空港の整備には、多くの日数を要するため
北海道空港整備 追加改定	1,142,000	同	平成25年度	新千歳空港及び函館空港並びに札幌飛行場の整備には、多くの日数を要するため
北海道空港整備 追加改定	9,770,000	—	平成25年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島空港整備事業費 補助	799,000	平成24年度	平成25年度	—
離島空港整備事業費 補助	120,000	平成24年度	平成25年度	—

(外) 報 血

沖縄空港整備	既定	2,274,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するため
航空路整備	追加改定	561,000 2,835,000	同 —	平成25年度	—
航空路整備	既定	4,542,000	平成24年度	平成24年度以内に降4箇年度以内	航空路保安施設及び航空交通管制施設の整備には、多くの日数を要するため
航空路整備	追加改定	693,000 5,235,000	同 —	平成25年度	—
所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担度 となる年度
国会、裁判所、検査院、内閣府、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び	東日本大震災復興法務本省	法務省 法務省施設整備	2,554,729	平成24年度	平成24年度及び平成25年度
国土交通省	修正減少改定	△ 国土交通本省 官庁営繕既定	330,227 2,224,502 6,064,155	同 — 平成24年度	同 — 平成24年度以内に降4箇年度以内
					「矯正施設等の耐震対策」の執行停止に伴い、限度額を減額する必要があるため
					「官庁施設の防災機能強化」の執行停止に伴い、限度額を減額する必要があるため

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、財政投融資特別会計、自動車安全特別会計、東日本大震災復興特別会計等十二特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計、社会資本整備事業特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加及び修正減少を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

(1) 交付税及び譲与税配付金勘定

当初	五四、四八二、八八三	五三、六九四、六八三
補正	四一二、〇一二四	四一二、〇二四
計	五四、八九四、九〇六	五四、一〇六、七〇六

(2) 交通安全対策特別交付金勘定

当初	七七、四四七	七二、一三八
補正	一	
計	七七、四四七	七二、一三八

2 財政投融資特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

(1) 投資勘定

当初	五七四、五六六	五七四、五六六
補正	三六二、〇三一	三六二、〇三一
計	九三六、六一七	九三六、六一七

(2) その他の勘定

当初	三五、四一二、二五一	三四、八二三、八七一
補正	一	
計	三五、四一二、二五一	三四、八二三、八七一

3 国有林野事業特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
四六二、九五三	四六一、九五三
四八、一五〇	四八、一五〇
五一、一〇三	五一、一〇三

4 社会資本整備事業特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
八一六、七六七	八一六、七六七
三六〇、三三八	三六〇、三三八
一、一七六、九九六	一、一七六、九九六
二、〇一一、六三五	二、〇一一、六三五
五四四、六六一	五四四、六六一
二、五五六、二九六	二、五五六、二九六
二五一、二二七	二五一、二二七
七四、五七一	七四、五七一
三三五、七八八	三三五、七八八

(1) 治水勘定

(2) 道路整備勘定

当初	八一六、七六七	八一六、七六七
補正	三六〇、三三八	三六〇、三三八
計	一、一七六、九九六	一、一七六、九九六

(3) 港湾勘定

当初	二五一、二二七	二五一、二二七
補正	七四、五七一	七四、五七一
計	三三五、七八八	三三五、七八八

官 報 (号 外)

			(4) 空港整備勘定
当初			三二〇、一九一
補正			二六、〇六九
計			三四六、二六〇
(5) 業務勘定			三四六、二六〇
当初			二五一、〇四五
補正			二五一、〇四五
計			二四五、〇四五
5 自動車安全特別会計			二四三、〇三五
(1) 自動車検査登録勘定			二四三、〇三五
当初		△	八、〇一
補正			八、〇一
計			二四三、〇三五
歳 入(百万円)			歳 出(百万円)
三九、七一			三三、八五七
一六			九八六
△			△
三九、六九五			三三、八四三
△			二二、五八九
七六、七二一			二一、五八九
七六、七二一			二一、五八九
(2) その他の勘定			
当初			
補正			
計			
6 東日本大震災復興特別会計			
歳 入(百万円)			歳 出(百万円)
三、七七五、三七六			三、七七五、三七六
一、一九五、二八二			一、一九五、二八二
四、九七〇、六五八			四、九七〇、六五八
計			
当初			
補正			
計			

三二〇、一九一
三二〇、一九一
二六、〇六九
二六、〇六九

三二〇、一九一
三二〇、一九一
二六、〇六九

三二〇、一九一
三二〇、一九一
二六、〇六九

以上のほかに、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁業再保険及び漁業共済保険特別会計において、歳入歳出予算の補正を行つてゐる。

國庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計であり、修正減少を行うのは、東日本大震災復興特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ及びみんなの党から、それぞれ、「平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)」、平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十五年二月十四日

衆議院議長 伊吹 文明殿

予算委員長 山本 有二

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右
国会に提出する。

平成二十五年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十四年度政府関係機関補正予算

予算総則補正

に改める。

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機関第一号)に關する解説書

株式会社日本政策金融公庫	國民一般向け業務 借入金の総額	2,255,000,000千円
農林水産業者向け業務	借入金の総額	290,000,000
中小企業者向け業務	社債の額面総額	180,000,000
危機対応円滑化業務	社債の額面総額	25,000,000
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	1,730,000,000
	借入金の総額	245,000,000
	借入金の総額	1,632,000,000
	短期社債の取得	
に係る社債の発行限度額	200,000,000	
その他の社債の額面総額	900,000,000	
	借入金の総額	150,000,000

補正予算の概要

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。
政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

借入金の限度額を「一、一五五〇、〇〇〇円万円から」、「四四五〇、〇〇〇円万円に改めぬ」という。

2 中小企業者向け業務

借入金の限度額を「一、七三一〇、〇〇〇円万円から」、「九四〇、〇〇〇円万円に改めぬ」という。

補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認められたが、民主党・無所属クラブ及びみんなの党から、それぞれ、「平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)、平成二十一年度特別会計補正予算(特第一号)及び平成二十一年度政府関係機関補正予算(機関第一号)について撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、これも否決された。右報告する。

平成二十一年五月十四日

衆議院議長 伊吹 文明殿

予算委員長 山本 有二

株式会社企業再生支援機構法の一編を改むる法律案
に係る社債の発行限度額

短期社債の取得

その他の社債の額面総額

200,000,000
900,000,000
150,000,000

内閣総理大臣 安倍晋三

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

株式会社地域経済活性化支援機構法

目次中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

第一条中「株式会社企業再生支援機構は、雇用の安定等」を「株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用の確保に、「再建」を活性化に改め、「中堅事業者」及び「に対し、当該事業者」を削り、「通じてその事業の再生を支援する」を「通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行う」に改める。

第三条中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

第五条第一項中「株式会社企業再生支援機構」を「地域経済活性化支援機構」に改め、同条

第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三 特定信託引受けの業務

第五項に規定する特定信託引受け決定の対象となつた事業者をいう。以下同じ。)に対して金

融機関等(当該特定信託引受け対象事業者に対する有する債権の額が最も多いものを除く。)

が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以

五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業

者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものに限る。)を加え、同項第一号中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第五号中「対象事業者に係る」を削り、「決定」の下に「(再生支援決定)を「再生支援決定」に規定する再生支援決定の対象となつた事業者(第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。第二十二条第一項及び第三

項並びに第二十五条第四項において同じ。)に係るものに限る。)を加え、同項第六号中「第三十五条第一項」を「第三十四条の二第一項又は第三十五条第一項に改め、同条第二項中「決定」の下に「(第二十五条第一項)」を「第三十四条の二第一項」に規定により認定を受けた

事業者に係るものに限る。)を加える。

第二十二条第一項第一号中「対象事業者(第二十

六条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第二十五条第四項において同じ。)を「再生支援対象事業者」に改め、同項第二

号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に

に」を「再生支援対象事業者」に改め、同項第二

号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に

下「特定信託引受け」という。)

四 特定事業再生支援会社(第三十二条の三第

四項に規定する特定出資決定の対象となつた中小企業者その他の事業者の事業の再生を支

援することを目的とする株式会社をいう。以

下同じ。)に対する次に掲げる業務(以下「特定

出資」という。)

イ 出資(その発行の時において議決権を行

使することができる事項のない株式であつ

て、剩余金の配当及び残余財産の分配につ

いて優先的内容を有するものの引受けに係

るものに限る。)

ロ 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払

について劣後的内容を有する特約が付され

た金銭の消費貸借であつて主務省令で定め

るものをいう。)による資金の貸付け(劣後

特約付社債(元利金の支払について劣後的

内容を有する特約が付された社債であつて

主務省令で定めるものをいう。)の引受けを

含む。)

五 特定専門家派遣対象機関(第三十三条第二

項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対

象となつた者をいう。第三項において同じ。)

に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの(第三

十二条の四第一項において「地域経済活性化事業活動」という。)に関する専門家の派遣(以

下「特定専門家派遣」という。)

六 単独又は民間事業者と共同して、投資事

業有限責任組合契約に関する法律(平成十年

法律第九十号)第二条第二項に規定する投資

事業有限責任組合(第三十二条の五第四項に

おいて単に「投資事業有限責任組合」という。)

であつて地域経済の活性化に資する資金供給の無限責任組合員となる株式会社の設立の発

起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと

(以下「特定経営管理」という。)

第二十二条第二項中「前項第七号」を「前項第十

一号」に改め、同条第三項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者、特定信託引受け対象事業者、特定専門家派遣対象機関(特定事業再生支援会社、特定専門家派遣対象機関)」とい

う。)に改める。

第二十三条第二項中「の業務」の下に「又は特定

信託引受けの業務」を加え、同条第三項中「貸金業者」の下に「(第三十二条の三第一項において単に「貸金業者」という。)」を、「債権買取り等」の下に

「又は特定信託引受け」を加える。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項各号」を

「第二十二条第一項第一号及び第二号」に改め、「業務」の下に「(これららの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。)」を加え、「債権買取り等をする」を「次に掲げる業務を行ふ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 債権買取り等

二 特定信託引受け

四 特定専門家派遣

五 特定経営管理

第二十四条第二項中「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るもの)を除く。」を加え、「以下」を「次項において」に改める。

第二十五条の見出しを「(再生支援決定)」に改め、同条第三項中「第六十二条第二項」を「第六十条第一項」に改め、同条第四項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 機構は、再生支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十五条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「支援決定は、平成二十五年三月三十一日」を「再生支援決定は、平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十六条第一項中「機構は、支援決定」を「機構は、再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「対象事業者の」を「再生支援対象事業者の」に、「支援決定の」を「再生支援決定の」に、「対象事業者に対し」を「再生支援対象事業者に対し」に、「すべて」を「全て」に、「支援決定を行つた旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならぬ」を「第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求められる方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれ」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第四項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次号。」を加え、「以下」を「次項において」に改める。

れかにより行うものとする」に改め、同項第二号

中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条の次に

「一項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に

「二項」を「第六十二条第二項」に改め、同条の次に

「三項」を「第六十三条第二項」に改め、同条の次に

「四項」を「第六十四条第二項」に改め、同条の次に

「五項」を「第六十五条第二項」に改め、同条の次に

「六項」を「第六十六条第二項」に改め、同条の次に

「七項」を「第六十七条第二項」に改め、同条の次に

「八項」を「第六十八条第二項」に改め、同条の次に

「九項」を「第六十九条第二項」に改め、同条の次に

「十項」を「第七十条第二項」に改め、同条の次に

「十一項」を「第七十一条第二項」に改め、同条の次に

「十二項」を「第七十二条第二項」に改め、同条の次に

「十三項」を「第七十三条第二項」に改め、同条の次に

「十四項」を「第七十四条第二項」に改め、同条の次に

「十五項」を「第七十五条第二項」に改め、同条の次に

「十六項」を「第七十六条第二項」に改め、同条の次に

「十七項」を「第七十七条第二項」に改め、同条の次に

「十八項」を「第七十八条第二項」に改め、同条の次に

「十九項」を「第七十九条第二項」に改め、同条の次に

「二十項」を「第八十条第二項」に改め、同条の次に

「二十一項」を「第八十一条第二項」に改め、同条の次に

「二十二項」を「第八十二条第二項」に改め、同条の次に

「二十三項」を「第八十三条第二項」に改め、同条の次に

「二十四項」を「第八十四条第二項」に改め、同条の次に

「二十五項」を「第八十五条第二項」に改め、同条の次に

「二十六項」を「第八十六条第二項」に改め、同条の次に

「二十七項」を「第八十七条第二項」に改め、同条の次に

「二十八項」を「第八十八条第二項」に改め、同条の次に

「二十九項」を「第八十九条第二項」に改め、同条の次に

「三十項」を「第九十条第二項」に改め、同条の次に

「三十一項」を「第九十一条第二項」に改め、同条の次に

「三十二項」を「第九十二条第二項」に改め、同条の次に

「三十三項」を「第九十三条第二項」に改め、同条の次に

「三十四項」を「第九十四条第二項」に改め、同条の次に

「三十五項」を「第九十五条第二項」に改め、同条の次に

業者」を「再生支援対象事業者」に、「第六十二条第一項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(特定信託引受決定)

第三十二条の二 過大な債務を負つてゐる事業者

であつて、当該事業者に対して有する債権の額

が最も多い金融機関等その他の者と協力してそ

の事業の再生を図ろうとするもの(第二十五条

第二十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援

対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条

第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「すべ

て」を「全て」に改める。

第二十八条第四項を次のように改める。

第二十九条第四項を次のように改める。

4 機構は、買取決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十九条中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十一条第一項中「対象事業者」を「再生支援

機構は、再生支援決定」に、「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援

機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定信託引受けを

するかどうかを決定するとともに、その結果を

当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知

しなければならない。

4 機構は、特定信託引受けをするかどうかを決

定するに当たつては、第一項の申込みをした事

業者の企業規模が小さいことのみを理由として

不利益な取扱いをしてはならない。

5 機構は、特定信託引受けをする旨の決定(以

下「特定信託引受決定」という。)を行つたとき

は、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなけ

ばならない。

6 特定信託引受決定は、平成三十年三月三十一

があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対する求めは、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定出資決定等)

第三十二条の三 中小企業者その他の事業者の事

業の再生を支援することを目的とする株式会社

(貸金業者であるものに限る。)に分割又は現物

出資により事業者に対する貸付債権を移転し、

その対価として当該株式会社の株式を取得する

ことにより、その株主の議決権の全部を保有

すこととなる又は二以上の金融機関等は、

機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。

この場合において、当該申込みは、当該

一又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の

連名でするものとする。

機構に対し、特定出資の申込みをすることがで

きる。この場合において、当該申込みは、当該

一又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の

連名でするものとする。

前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して

行わなければならない。

一 当該株式会社に移転する貸付債権に係る事

業者(以下「貸付債権移転対象事業者」とい

う。)の事業の再生のおおよその見通しを記載

した書面

二 貸付債権移転対象事業者が経営の改善のた

めの計画を作成し、かつ、当該計画を達成す

ることができると見込まれると、又は貸付

債権移転対象事業者の経営が改善したと認め

られるときは、当該貸付債権移転対象事業者

に対し、当該貸付債権移転対象事業者に対す

る貸付債権を当該株式会社に移転する金融機

関等が資金の貸付けを行ふ旨を約しているこ

とを証する書面

三 当該株式会社が貸付債権移転対象事業者に

官 報 (号 外)

<p>対して資金の貸付けを行う場合には、当該資金の貸付けは、当該金融機関等が当該貸付債権移転対象事業者に対して前号に規定する資金の貸付けを行うまでの間における当該貸付債権移転対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る旨を約していることを証する書面</p> <p>四 その他主務省令で定める書面</p> <p>3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした金融機関等に通知しなければならない。</p> <p>4 機構は、特定出資をする旨の決定(次項及び第三十三条第二項第一号において「特定出資決定」という。)を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 特定出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた金融機関等に対するは、同年九月三十日までの間、行うことができる。</p> <p>6 金融機関等は、機構が特定出資に係る株式又は債権の全部につき譲渡その他の処分をするまでの間、当該特定出資に係る特定事業再生支援会社の株式・機構が保有するものを除く。の全部を継続して保有しなければならない。</p> <p>(特定専門家派遣に係る決定)</p> <p>第三十二条の四 金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行ふ者として主</p>	<p>務省令で定めるものは、その業務を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。</p>	<p>2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。</p>	<p>3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。</p>
<p>(号外)</p> <p>第三十二条の五 機構は、特定經營管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従つて、特定經營管理をする旨の決定(以下「特定經營管理決定」という。)を行わなければならぬ。</p> <p>2 機構は、特定經營管理決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>3 特定經營管理決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。</p> <p>4 機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定經營管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>5 第三十三条第一項及び第二項を次のように改める。</p> <p>（公表）</p> <p>第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他の機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。</p>	<p>専門家派遣の申込みをすることができる。</p>	<p>2 第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行つた場合は、平成三十五年三月三十一日までの期間で、かつ、できる限り短い期間</p>	<p>第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従つて事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであるとの確認を求めることができる。</p>
<p>第三十三条第三項を削り、同条第四項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定又は特定信託引受決定の日から平成三十五年三月三十日までの期間</p> <p>第三十三条第三項を削り、同条第四項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行つた場合は、平成三十五年三月三十一日まで)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行つた場合は、平成三十五年三月三十一日まで)」に改め、同項を同条第四項とする。</p> <p>（社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例）</p> <p>第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行ふ旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申請立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四項に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。</p> <p>2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。</p>	<p>号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。</p>	<p>一 再生支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内</p> <p>二 第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行つた場合は、平成三十五年三月三十一日までの期間で、かつ、できる限り短い期間</p> <p>第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従つて事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであるとの確認を求めることができる。</p> <p>2 機構は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。</p> <p>（社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例）</p> <p>第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行ふ旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申請立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四項に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。</p> <p>2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。</p>	
<p>第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他の機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。</p>	<p>専門家派遣の申込みをすることができる。</p>	<p>第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他の機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。</p>	<p>第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他の機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。</p>

		官報(号外)	
第三十五条第一項中「対象事業者に」を「再生支援対象事業者に」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項各号及び同条第四項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。	第三十六条第一項中「が対象事業者」を「が再生支援対象事業者」に、「当該対象事業者」を当該再生支援対象事業者に、「すべて」を「全て」に改め、同項各号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。	第三十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、「同条中」を削り、「と、同条第一項中」を「と、」に、「読み替える」を「、同条第二項中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と読み替えるに改める。	第三十八条第一項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同項に次の四号を加える。
三 特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に對して債権を有する金融機関等特定信託引受対象事業者に對して債権を有する金融機関等特定信託引受対象事業者	四 特定出資の中込みをした金融機関等 貸付債権移転対象事業者	第五十七条中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。	第五十八条第一項ただし書中「第八項及び第十項」を「及び第八項」に改め、「第三十一条第二項」の下に「第三十二条の二第五項及び第六項」を加え、「及び第二項」を削る。
六 特定事業再生支援会社又は特定事業再生支援会社の株主である金融機関等 貸付債権移転対象事業者	第七十条中「権利の取得」を「権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得」に、「当該不動産に関する権利」を「当該不動産権利等」に改める。	第六十一条を削る。	第六十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援活性化支援機構」に改め、同条を第六十一条とする。
第四十条の二 機構は、剰余金の額の全部又は一(国庫納付金)	第四十条の次に次の二条を加える。	第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。	第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
		附則	
		第一条 (施行期日)	この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る。)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。
		第二条 (金融機関等との連携)	第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。
		第三条 (新法)	第六十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援統その他必要な事項は、政令で定める。
		第四条 (新法)	第六十六条第一項中「補助金等」の下に「(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。
		第五条 (新法)	第六十七条第一項中「補助金等」の下に「(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「所掌するの下に「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。
		第六条 (新法)	第六十八条第一項中「第八項及び第十項」を「第八項」に改め、「第三十一条第二項」を削る。
		第七条 (新法)	第六十九条第一項中「対象事業者」を「再生支援事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者の再生」を「地域における総合的な経済力の向上」に、「再建」を「活性化」に改める。
		第八条 (新法)	第七十条第一項中「対象事業者」を「再生支援活性化支援機構」に改め、「第三十一条第二項」を削り、「第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。」
		第九条 (新法)	第七十一条第一項の申込みをした事業者(この法律の施行の際現にその名称中に地域経済活性化支援機構という文字を使用している者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。)
		第十条 (新法)	第七十二条第一項の申込みをした事業者(この法律の施行の際現にその名称中に地域経済活性化支援機構という文字を使用している者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。)

く。)については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援(当該支援に係る債権又は株式若しくは持分の処分を含む)については、なお従前の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

4 旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

5 施行日前にした行為及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号附則第九条第十四項)

二 金融機能の再生のための緊急措置に関する

く。)については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援(当該支援に係る債権又は株式若しくは持分の処分を含む)については、なお従前の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

4 旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

5 施行日前にした行為及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

法律(平成十年法律第百三十二号)第五十三条第一項第一号へ及び第二項第五号並びに第七条第六条第三項

三 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)
附則第二条第四項第一号
(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六号の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第三項中「株式会社企業再生支援機構の」を「株式会社地域経済活性化支援機

構の」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機

構法」に改める。

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一項改正)

第六条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、第二十六条第一項に規定する対象事業者を「第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者」に、「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め

る。

ともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法」とするとともに、株式会社企業再生支援機構の商号を「株式会社地域経済活性化支援機構」とすること。

2 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)の目的として、地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを追加すること。

3 企業再生支援委員会を「地域経済活性化支援委員会」とし、その決定事項を、再生支援等をするかどうかの決定のうち、認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものとすること。

4 機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加すること。

(一) 特定信託引受け対象事業者に対して金融機関等(当該特定信託引受け対象事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。)が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。)

5 主務大臣は、機構が、特定信託引受け、特定出資、特定専門家派遣又は特定経営管理を行ふかどうかを決定するに当たつて従うべき支援基準を定めること。

6 再生支援決定等は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならないこと。

7 機構は、再生支援決定等の日から五年以内

で、かつ、できる限り短い期間内に、当該決

定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならぬこと。

8 この法律は、一部の規定を除き、平成二十

五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務を追加する等のもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)に「三十億円」が計上されている。

右報告する。

平成二十五年二月十四日

内閣委員長 平井たくや

衆議院議長 伊吹 文明殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一 部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第一号から第六号まで」

を「第一号から第七号まで」に、「第七号から第九号まで」を「第八号から第十号まで」に、「五千四百九十九億二千九百七十八万九千円」を「六千七

九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる額以外の額として平成二

十四年度の一般会計補正予算(第1号)により一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額 四千九百

十九万五千円

附則第十一条中「第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額(以下この条において「返還金等の額」という。)」を「返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)」四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特

と」を「返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)」四千九

百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特

別交付税額(「五千四百九十九億二千九百七十八万九千円」を「六千七百四億三千三百六十万四千円」に、「以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。」)と「を」を「を」をいう。以下この条及び次条において同

じ。」に、「返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との」を「返還金等の額、四

千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復

興特別交付税額の」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

イ 平成二十四年度分に係る新法第十条第二

に、「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

附 則

(施行期日)
に、「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

附 則

口 平成二十四年度当初通常収支分交付税額
(平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十九億二千九百七十八万九千円を控除した額及び東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額のうち新法第二十条の三第二項の規定の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号)第五条の規定に基づき平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)

から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百十九万五千円を加算した額

理由

地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分の

地方交付税の総額について加算措置を講ずる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(一) 東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、

平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として千二百十四億円を加算すること。

(二) 補正予算により増額された平成二十四年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に、地方交付税交付金として四千百二十億二千三百六十六万八千円が計上されている。

右報告する。

平成二十五年二月十四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
総務委員長 北側 一雄

官 報 (号 外)

平成二十五年二月十四日 衆議院会議録第六号

第明治三十五年三月三十日
種郵便物認可

発行所
東京都江戸川区虎ノ門四丁目
番地: 〒135-0051
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体) 四四〇円
本号一部